

官報

號外

昭和二年三月二十三日 水曜日

內閣印刷局

第五十二回衆議院議事速記第二十九號

昭和二年三月二十二日(火曜日)午後一時十九分開議

議事日程 第二十八號

昭和二年三月二十二日
午後一時開議

質問

- 一 國際體育競技補助金ニ關スル質問(平沼亮三君提出)
- 二 蠶絲業政策ニ關スル質問(二木洵君提出)
- 三 專門學校卒業生ノ學士號ニ關スル質問(山下谷次君提出)
- 四 商船學校生徒遭難ノ件並遠洋航海練習船ニ關スル質問(三善清之君提出)

第一 花柳病豫防法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 農會法中改正法律案(植原悅二郎君提出)

第一讀會

第三 公娼制度制限並廢止ニ關スル法律案(松山常次郎君外五名提出)

第一讀會

第四 關稅定率法中改正法律案(東武君外七名提出)

第一讀會

第五 意匠法中改正法律案(清水市太郎君外五名提出)

第一讀會

第六 實用新案法中改正法律案(清水市太郎君外五名提出)

第一讀會

第七 特許法中改正法律案(清水市太郎君外五名提出)

第一讀會

第八 商標法中改正法律案(清水市太郎君外五名提出)

第一讀會

第九 食糧債券發行ニ關スル法律案(星廉平君外二名提出)

第十 地租條例中改正法律案(熊谷五右衛門君提出)

第一讀會

第十一 朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案(荒川五郎君外十名提出)

第一讀會

第十二 朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案(本田義成君外二名提出)

第一讀會

第十三 違警罪即決例中改正法律案(橫山勝太郎君提出)

第一讀會

第十四 信託業法中改正法律案(牧野良三君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十五 大正九年法律第五十六號中改正法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件)(佐々木平次郎君外十五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十六 議院建築速成並附屬設備ノ計畫促進ニ關スル建議案(齋藤隆夫君外八名提出)

第一讀會

第十七 秋田市ニ國立園藝試驗場設置ニ關スル建議案(信太儀右衛門君外三名提出)

第一讀會

第十八 千曲川河畔ニ國立養蠶試驗場設置ニ關スル建議案(藤原和市君外七名提出)

第一讀會

第十九 農漁村振興上必要ナル法律制定ニ關スル建議案(山本勝次君提出)

第一讀會

第二十 國有林ノ文化的施設ニ關スル建議案(村山喜一郎君提出)

第一讀會

第二十一 民林局設置ニ關スル建議案(村山喜一郎君提出)

第一讀會

第二十二 不要存置國有林野整理處分ニ關スル建議案(大島要三君外七名提出)

第二十三 農漁村ノ金融ニ關スル建議案(床次竹二郎君外十二名提出)

第一讀會

第二十四 小作農保護ニ關スル建議案(床次竹二郎君外十二名提出)

第一讀會

第二十五 森林法中改正ニ關スル建議案(川崎安之助君外十一名提出)

第一讀會

第二十六 公有林野官行造林事業促進ニ關スル建議案(川崎安之助君外十一名提出)

第一讀會

第二十七 林野基本調査ノ速行ニ關スル建議案(川崎安之助君外十一名提出)

第一讀會

第二十八 農林保險ニ關スル建議案(小西和君外一名提出)

第一讀會

第二十九 森林火災保險ニ關スル建議案(川崎安之助君外十名提出)

第一讀會

第三十 國立水產試驗場設置並地方水產試驗場統一ニ關スル建議案(小西和君外一名提出)

第一讀會

第三十一 水產講習所ヲ分チ水產專門學校及水產試驗場ト爲スノ建議案(小西和君外一名提出)

第一讀會

第三十二 自作農創設及維持資金ニ對スル利子補給ニ關スル建議案(村上國吉君外四名提出)

第一讀會

第三十三 自作農維持創設資金制度確立ニ關スル建議案(加藤政之助君外十九名提出)

第一讀會

第三十四 宮城縣ニ國立米穀倉庫設置ニ關スル建議案(内ヶ崎作三郎君外三名提出)

第一讀會

第三十五 森林政策根本方針確立ニ關スル建議案(太田信治郎君外一名提出)

第一讀會

第三十六 七尾港又ハ伏木港ニ生牛檢疫所設置ニ關スル建議案(石原正太郎君外二名提出)

第一讀會

建議案(神部爲藏君外六名提出)

第三十八 萬國海事水產會議並內國海事水產博覽會開催ニ關スル建議案(小池仁郎君外五名提出)

第一讀會

第三十九 海事水產金融制度ニ關スル建議案(中村啓次郎君外五名提出)

第一讀會

第四十 海務省設置ニ關スル建議案(内田信也君外五名提出)

第一讀會

第四十一 宮崎縣ニ國立種禽場設置ニ關スル建議案(長峰與一君外四名提出)

第一讀會

第四十二 森林道路法制定ニ關スル建議案(永田善三郎君提出)

第一讀會

第四十三 郡市町村農會技術員費國庫補助額ニ關スル建議案(加藤政之助君外十九名提出)

第一讀會

第四十四 岡山縣ニ國立種禽場設置ニ關スル建議案(高草美代藏君外四名提出)

第一讀會

第四十五 五島郡採取業獎勵ニ關スル建議案(牧山耕藏君外七名提出)

第一讀會

第四十六 廣島縣ニ競馬場設置ニ關スル建議案(金田平兵衛君外一名提出)

第一讀會

第四十七 鹿兒島縣ニ國立種禽場設置ニ關スル建議案(寺田中正君外九名提出)

第一讀會

第四十八 愛知縣ニ國立種禽場設置ニ關スル建議案(丹下茂十郎君外四名提出)

第一讀會

第四十九 米麥搗精ノ取締及制限ニ關スル建議案(荒川五郎君外九名提出)

第一讀會

第五十 漆樹栽培獎勵ニ關スル建議案(寺島權藏君外一名提出)

第一讀會

第五十一 堺水族館開設ニ關スル建議案(中林友信君提出)

第一讀會

- 第五十四 市町村吏員優遇ニ關スル建議案(清水長郷君提出)
- 第五十五 市町村吏員優遇ニ關スル建議案(金光庸夫君外一名提出)
- 第五十六 市町村ノ整理改善ニ關スル建議案(荒川五郎君提出)
- 第五十七 府縣會議員優遇ニ關スル建議案(金光庸夫君外二名提出)
- 第五十八 新聞記者待遇ニ關スル建議案(篠原和司君外八名提出)
- 第五十九 村落ニ關スル制度ノ調査及整備ニ關スル建議案(富永孝太郎君外一名提出)
- 第六十 地方財政根本改革ニ關シ調査會設置ニ關スル建議案(馬場義典君提出)
- 第六十一 北海道一二級町村制改正ニ關スル建議案(澤田利吉君外六名提出)
- 第六十二 那賀川改修速成ニ關スル建議案(谷原公君外一名提出)
- 第六十三 小貝川第二期改修速成ニ關スル建議案(來栖七郎君外一名提出)
- 第六十四 肝屬川改修速成ニ關スル建議案(津崎尚武君提出)
- 第六十五 川内川改修速成ニ關スル建議案(寺田正君外四名提出)
- 第六十六 加古川改修工事完成ニ關スル建議案(多木久米次郎君提出)
- 第六十七 木津川改修工事速行ニ關スル建議案(長田桃藏君外一名提出)
- 第六十八 木津川改修工事急施ニ關スル建議案(川崎安之助君外一名提出)
- 第六十九 由良川改修工事速行ニ關スル建議案(長田桃藏君外一名提出)
- 第七十 淀川低水工事促進ニ關スル建議案(長田桃藏君外一名提出)
- 第七十一 澱川低水工事改良ニ關スル建議案(川崎安之助君外四名提出)
- 第七十二 吉井川改修ニ關スル建議案(清水長郷君提出)
- 第七十三 利根川及荒川改修工事速成ニ關スル建議案(神谷彌平君外二名提出)

- 第七十四 鶴見川改修速成ニ關スル建議案(小野重行君外三名提出)
- 第七十五 筑後川改修工事ニ關スル建議案(加藤十四郎君提出)
- 第七十六 筑後川改修工事二件七兩縣聯絡架橋ニ關スル建議案(加藤十四郎君外一名提出)
- 第七十七 矢部川改修工事ニ關スル建議案(坂梨哲君外三名提出)
- 第七十八 北上川改修ニ關スル建議案(廣瀬爲久君外二名提出)
- 第七十九 土器川改修速成ニ關スル建議案(三善清之助君提出)
- 第八十 雄物川改修工事速成ニ關スル建議案(田中隆三君外六名提出)
- 第八十一 大淀川架橋ニ關スル建議案(長峰與一君外四名提出)
- 第八十二 河川使用許可ニ關スル建議案(川崎安之助君外十一名提出)
- 第八十三 福井三國間水運利用ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)
- 第八十四 河川法中改正ニ關スル建議案(加藤十四郎君提出)
- 第八十五 八丈島ニ於ケル漁港修築ニ關スル建議案(高木正年君外二名提出)
- 第八十六 高砂港修築ニ關スル建議案(多木久米次郎君提出)
- 第八十七 濱田港漁港修築ニ關スル建議案(原夫次郎君外二名提出)
- 第八十八 濱益漁港修築ニ關スル建議案(一柳仲次郎君外六名提出)
- 第八十九 北海道漁港遊船入湖築設ニ關スル建議案(黒任成章君外三名提出)
- 第九十 魚津漁港修築ニ關スル建議案(寺島權藏君提出)
- 第九十一 沼津港修築ニ關スル建議案(庄司良朗君外一名提出)
- 第九十二 九龜港改築國庫補助ニ關スル建議案(三善清之君提出)

- 第九十三 岸和田港修築費國庫補助ニ關スル建議案(井坂豐光君提出)
- 第九十四 岸和田港修築費國庫補助ニ關スル建議案(山口義一君提出)
- 第九十五 堺港修築費國庫補助ニ關スル建議案(中林友信君外一名提出)
- 第九十六 尾道港第二種重要港灣指定ニ關スル建議案(嶋后哲君外一名提出)
- 第九十七 尾道港第二種重要港灣指定ニ關スル建議案(横山金太郎君外三名提出)
- 第九十八 徳山港ヲ第二種港編入ニ關スル建議案(横山金太郎君外一名提出)
- 第九十九 大淀川河口築港ニ關スル建議案(長峰與一君外四名提出)
- 第一百 福井縣和田港ニ運河開鑿並遊難港築設ニ關スル建議案(山口嘉七君外二名提出)
- 第一百一 北海道道直漁港修築ニ關スル建議案(栗林五朔君外四名提出)
- 第一百二 青森築港國營ニ關スル建議案(工藤鐵男君外六名提出)
- 第一百三 浮島港整理ニ關スル建議案(小泉策太郎君外一名提出)
- 第一百四 天利根引水事業國營ニ關スル建議案(今井健彦君外二名提出)
- 第一百五 鶴戶神社昇格ニ關スル建議案(津崎尚武君提出)
- 第一百六 尾張戶神社昇格ニ關スル建議案(丹下茂十郎君提出)
- 第一百七 尾張戶神社昇格ニ關スル建議案(西脇哲君外一名提出)
- 第一百八 官幣中社水無瀬宮昇格ニ關スル建議案(植場平君外二名提出)
- 第一百九 廣島市ニ明治聖帝記念館設立並明治神宮分社造營ニ關スル建議案(江藤榮吉君提出)
- 第一百十 香取神宮神苑擴張ニ關スル建議案(今井健彦君提出)
- 第一百十一 孝明天皇ノ神宮造營ニ關スル建議案(川崎安之助君外六名提出)

- 第一百十二 水道費國庫補助金増額ニ關スル建議案(倉元要一君外一名提出)
- 第一百十三 消防組經費國庫補助並消防組員優遇ニ關スル建議案(倉元要一君外二名提出)
- 第一百十四 消防組經費國庫補助並消防組員優遇ニ關スル建議案(秋田寅之介君提出)
- 第一百十五 大日本聯合青年團國庫補助ニ關スル建議案(秋田寅之介君提出)
- 第一百十六 兵庫縣警察費國庫下渡金増額ニ關スル建議案(土井權大君外六名提出)
- 第一百十七 京都府警察費國庫下渡金増額ニ關スル建議案(森田茂君外六名提出)
- 第一百十八 大阪府警察費國庫下渡金増額ニ關スル建議案(筒井民次郎君提出)
- 第一百十九 移動警察制度完備ニ關スル建議案(原夫次郎君提出)
- 第一百二十 報德社普及獎勵ニ關スル建議案(山宮藤吉君外九名提出)
- 第一百二十一 滿十五歲未満兒童映畫一般觀覽禁止ニ關スル建議案(原惣兵衛君外一名提出)
- 第一百二十二 古物商取締法改正ニ關スル建議案(山本芳治君外九名提出)
- 第一百二十三 北海道舊土人保護ニ關スル建議案(手代木隆吉君外六名提出)
- 第一百二十四 日西交通發祥地ヲ史蹟名勝指定地ト爲スノ建議案(森龜昶君外五名提出)
- 第一百二十五 淺間山國立公園設定ニ關スル建議案(篠原和司君外六名提出)
- 第一百二十六 久須夜岳ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(山口嘉七君外二名提出)
- 第一百二十七 濱名湖ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(倉元要一君提出)
- 第一百二十八 吉崎及東尋坊ヲ中心トスル建議案(三善清之君提出)

ル國立公園設定ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君提出)
 第百二十九 鎌倉葉山ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(川口義久君提出)
 第百三十 潮來十六島ヲ中心トスル水郷國立公園設定ニ關スル建議案(今井健彦君外三名提出)
 第百三十一 琵琶湖ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(兼松寅太郎君外二名提出)
 第百三十二 多摩國立公園設定ニ關スル建議案(小島登作君外一名提出)
 第百三十三 霧島山國立公園設定ニ關スル建議案(逆瀬川仁次郎君外八名提出)
 第百三十四 阿蘇山ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(藤井敬慎君提出)
 第百三十五 平泉ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(志賀和多利君提出)
 第百三十六 赤城榛名妙義ノ三山ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(青木精一君外一名提出)
 第百三十七 國立公園調査ニ關スル建議案(小西和君提出)
 第百三十八 朝鮮金剛山國立公園設定ニ關スル建議案(牧山耕藏君外四名提出)
 第百三十九 黑部峽谷國立公園設定ニ關スル建議案(寺島權藏君提出)
 第百四十 國立癩療養所設置ニ關スル建議案(中林友信君外五名提出)
 第百四十一 大阪府泉北郡ニ於ケル癩療養所設置指定取消ニ關スル建議案(中林友信君提出)
 第百四十二 癩療養所國庫補助ニ關スル建議案(木槍三四郎君提出)
 第百四十三 醫師ノ國家試驗制度ニ關スル建議案(宮島幹之助君外四名提出)
 第百四十四 脚氣病研究ニ關スル建議

案(中原徳太郎君提出)
 第百四十五 衛生行政機關ノ統一改善ニ關スル建議案(宮島幹之助君外六名提出)
 第百四十六 鹿兒島縣大島郡ノ振興計畫樹立ニ關スル建議案(田中隆三君外三名提出)
 第百四十七 官業共濟組合法人組織即時實施ニ關スル建議案(渡邊佑君外三名提出)
 第百四十八 堺郵便局昇格ニ關スル建議案(山口義一君提出)
 第百四十九 小諸郵便局昇格ニ關スル建議案(條原和市君外一名提出)
 第百五十 天鹽國初山別村字茂築別ニ無集配郵便局設置ニ關スル建議案(淺川浩君外六名提出)
 第百五十一 電話加入區域擴張ニ關スル建議案(三浦數平君提出)
 第百五十二 石川縣船倉島ニ燈臺設置ニ關スル建議案(佐藤賢君提出)
 第百五十三 室蘭港ニ海事部出張所設置ニ關スル建議案(手代木隆吉君外六名提出)
 第百五十四 下關海事部出張所永久存置ニ關スル建議案(秋田寅之介君提出)
 第百五十五 福井市ニ通信局設置ニ關スル建議案(土生彰君外二名提出)
 第百五十六 日本海内航路設定ニ關スル建議案(石原正太郎君外三名提出)
 第百五十七 福岡壹岐對馬長崎間電話開設ニ關スル建議案(牧山耕藏君外四名提出)
 第百五十八 長崎五島佐世保間電話開設ニ關スル建議案(牧山耕藏君外五名提出)
 第百五十九 北海道鶴川村ニ飛行場設置ニ關スル建議案(手代木隆吉君外一名提出)
 第百六十 府縣立商船水產學校練習船建造ニ關スル建議案(寺田市正君外十名提出)

第百六十一 移民政策ノ徹底ニ關スル建議案(湯淺凡平君提出)
 第百六十二 尼港漁業者ノ損害救濟ニ關スル建議案(佐々木平次郎君外一名提出)
 第百六十三 外務省ニ駐支學務官ヲ置クノ建議案(江藤榮士君提出)
 第百六十四 新潟港ニ露國領事館設置ニ關スル建議案(松井那治君外八名提出)
 第百六十五 華府會議條約ノ結果被リタル損害回復ニ關スル建議案(清水市太郎君外一名提出)
 第百六十六 尼港事變殉難者遺族及被害者ノ損害賠償ニ關スル建議案(池田泰親君外七名提出)
 第百六十七 環春被害民救濟ニ關スル建議案(戶澤民十郎君外四名提出)
 第百六十八 滿蒙開發ニ關スル建議案(永田善三郎君外三名提出)
 第百六十九 官吏ノ行爲ニ因ル國家ノ賠償責任ニ關スル法律制定ニ關スル建議案(清瀬一郎君提出)
 第百七十 司法制度刷新ニ關スル建議案(清瀬一郎君提出)
 第百七十一 家産制度制定ニ關スル建議案(浦野謙則君提出)
 第百七十二 司法權獨立ノ保障ニ關スル建議案(田中讓君外一名提出)
 第百七十三 刑餘者ニ對スル法令ノ差別待遇撤廢並之ヲ救済ニ關スル建議案(原夫次郎君提出)
 第百七十四 帶廣區裁判所ニ地方裁判所支部設置ニ關スル建議案(小池仁郎君外六名提出)
 第百七十五 室蘭區裁判所ニ地方裁判所支部設置ニ關スル建議案(手代木隆吉君外六名提出)
 第百七十六 北海道空知支廳管内ニ區裁判所設置ニ關スル建議案(神部爲藏君外六名提出)
 第百七十七 朝鮮人ノ訴訟代理業者ニ辯護士資格付與ニ關スル建議案(田

中方逸君外一名提出)
 第百七十八 刑務所ニ於ケル印刷作業撤廢ニ關スル建議案(岡田忠彦君外一名提出)
 第百七十九 剩餘金豫算編入ニ關スル建議案(馬場義典君提出)
 第百八十 織物消費稅法廢止ニ關スル建議案(青木精一君外一名提出)
 第百八十一 宇野開港ニ關スル建議案(高草美代藏君外八名提出)
 第百八十二 司法代書人ノ課稅廢止ニ關スル建議案(三浦數平君提出)
 第百八十三 青年團及處女會指導機關設置ニ關スル建議案(倉元要一君外一名提出)
 第百八十四 太陽觀測所設立ニ關スル建議案(中村嘉壽君提出)
 第百八十五 書道振興獎勵ニ關スル建議案(東武君外二名提出)
 第百八十六 圖書館普及ニ關スル建議案(青木精一君外一名提出)
 第百八十七 靜岡市ニ商科大學設置ニ關スル建議案(松浦五兵衛君外一名提出)
 第百八十八 別府市ニ關西美術學校設置ニ關スル建議案(三浦數平君外三名提出)
 第百八十九 建築士法制定ニ關スル建議案(小西和君外一名提出)
 第百九十 特許審判廳創設ニ關スル建議案(原夫次郎君提出)
 第百九十一 空中室素工業ニ關スル建議案(齋藤藤四郎君外一名提出)
 第百九十二 地方商工會法制定ニ關スル建議案(湯淺凡平君提出)
 第百九十三 正米市場法制定促進ニ關スル建議案(作間耕逸君外一名提出)
 第百九十四 煙毒防止水源油養ニ關スル建議案(武藤全吉君外五名提出)
 第百九十五 取引所制度調査會設置ニ關スル建議案(中山貞雄君提出)
 第百九十六 舊韓國將校待遇ニ關スル建議案(林田龜太郎君外三名提出)

イ、此答辯ニ對シテ憲政會ハ今言フ決議案ヲ出シテ、其姓名ヲ明ニスベシ、斯様ナル決議案ヲ上程スル結果ニナクテ、ス様ナル人ガ集テ提出シテ、正ニ一箇月モ之ヲ有耶無耶ニシテ置クト云フコトハ、如何ナル譯デアるか、憲政會ガ此姓名ヲ飽迄名乗テ貫ヒタケレバ、何故一箇月餘リモ之ヲ捨テ、置イタカト云フ點デアリマス(ヒヤヒヤ)拍手)吾々ハ苟モ院ノ決議ヲ以テ上程スルマデニ至ラサル所ノ此決議案ガ、今日マデ捨テ、置イテアル、之ヲ要求セナイト云フコトハ、寧ろ憲政會内部ニ暗イ所ガアルノデハナイカト吾々ハ思フノデアリマス、凡ソ決議案ノ性質上之ヲ一箇月餘リモ置クベキモノデナイ、然ルニ之ヲ依然トシテ捨テ置クト云フコトハ、如何ナルコトデアるか、之ニ對シテ議長ヨリ明確ナル御答辯ヲ御願シタイ次第デアリマス

○議長(粕谷義三君) 原君ニ御答ヲ致シマス、只今御尋ノ決議案ガ今日マデ上程スルニ至リマセヌコトハ、議長モ甚ダ遺憾ニ感ジマス、併ナガラ御承知ノ通り議案ガ非常ニ輻輳シテ居リマシテ、現ニ今日ノ日程ニ於キマシテモ、佐藤君御提出ノ決議案ハ一月ノ提出デアラト思ヒマス、ソレガ漸ク今日上程セラレルト云フヤウナ始末デゴザイマシテ、議長ノ處置ト致シマシテハ、別ニ何等ノ意味ノアル譯デアハナイノデアリマス、唯、議案輻輳ノ故ヲ以テ今日ニ至リテ居ルト云フコトヲ御答致シマス、尙ホ成ベク早く上程スルヤウニ致シタイト思ヒマス、是ヨリ質問ノ日程ニ入りマス、質問第一ニ對シマシテハ、政府ヨリ答辯書ヲ受領致シマシタカラ、之ヲ日程ヨリ省キマス、次ハ質問第二ニ、蠶絲業政策ニ關スル質問ノ趣旨辨明ヲ許シマス、二木海君

二 蠶絲業政策ニ關スル質問 (二木海君提出)

蠶絲業政策ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

昭和二年三月十二日
提出者 二木 海

蠶絲業政策ニ關スル質問主意書
我が國産蠶絲業ハ官民一致ノ根本政策ノ下ニ施設經營セララルルヲ至當トスルニ拘ラス今日ニ及ムテ未タ其ノ根本策ノ樹立ヲ見ス政府ハ將ニ設ケムトスル蠶絲委員會ニ一切ヲ期待スルモノノ如シ此ノ如キ悠長ナル方策ハ逆運ニ當面セル蠶絲業ヲ挽回シ得ルヤ頗ル寒心ニ堪ヘス敢テ政府ノ所見ヲ問フ

右及質問候也

○二木海君 農林大臣ノ御出席ヲ要求シテ下サイ

(二木海君登壇)

○二木海君 蠶絲業政策ニ關スル質問ノ趣旨ヲ辨明セントスル者デアリマス、御承知ノ通り我國ノ蠶絲業ハ既ニ伊佛ヲ凌駕シ、又支那ヲ押ヘテ、今日ニ於キマシテハ世界ニ於ケル唯一ノ供給國デアリマス、其狀況カラ申シマスレバ、我國ノ輸出貿易ノ大部分ヲ擔テ居ルト云フ點カラ致シマシテ、實ニ其勢ハ隆々タルガ如ク見エルトデアリマスルガ、繅テ其前途ヲ考ヘテ見マスレバ、人造絹絲ノ發達ガ、實ニ恐ルベキ徵候ヲ示シテ居ルノデアリマス、識者ノ間ニハ既ニ其用途ガ各、異ナルト云フ觀察ヲ下シテ、前途ニ相當ニ樂觀ヲ持テ居ル者モアルノデアリマスルガ、併ナガラ米國需要地ニ於キマスル所ノ状態ハ、決シテ樂觀スベキモノデアハナイノデアリマス、殊ニ之ニ關シマシテハ、各位ノ御存知ノ通り本年ニ於キマシテ、絲價ノ暴落ト云フコトガ非常ニ地方一般ノ養蠶家ニ悲觀ヲ傳ヘテ居ルノデアリマス、此原因ニ付キマシテハ既ニ豫算委員會等ニ於キマシテ、同僚ヨリ種々質問モ出テ、應答モ盡シテ居ルノデアリマス、然レドモ、質問應答ノ速記録ヲ詳細ニ讀シテ見マシテモ、私ノ首肯シ兼ル點ガ多々アルノデアリマス、故ニ此會期切迫ノ場合ニ於キマシテ、各位ニハ御迷惑デアリマセウガ、之ニ對シテ一言政府ノ根本政策ヲ尋ネヤウト思フノデアリマス、極メテ簡單ニ致シタイト思ヒマスガ、簡單ト申シマシテモ要領ヲ得ルダケノ事ハ申述ベル積リ

デアリマスカラ、左様ニ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス、先ヅ第一ニ伺フテ置キタイ事ハ、此蠶絲業ニ對スル法規デアリマス、蠶絲業法ノ發布セラレマシタノハ御承知ノ通り明治四十四年デ、ソレカラ大正六年ニ於キマシテ一部ノ改正ヲ加ヘラレ、既ニ其後十年ヲ經過致シテ居ルノデアリマス、此經過致シマシタル所ノ十年ノ間ノ我國蠶絲業ノ進歩ノ道程ハ如何デアリマセウ、實ニ著シイ進歩デアアルノニモ拘リマセズ、法ハ依然トシテ舊套ヲ脱セナイ、實際ニ適合スルコトノ出來ナイ所ノ非常ニ徑庭アル所ノ法、其法ヲ遵守シテ居ラナケレバナラナイ所ノ當業者ノ不利不便不都合ト云フコトハ、幾何バカリデアッタカ知レナイノデアリマス、其法發布當時ニ直ニ不備不整ノ點ハ指摘セラレマシテ、政府當局ニ於テモ何テ居ル答デアリマスルニモ拘ラズ、幾年カテマシテモ荏苒今日ニ及ンデ、未ダ曾テ蠶絲業法ノ改正案ヲ提出シナイノハ如何ナル譯デアるか、此蠶絲業法ノ問題ノ如キハ、餘リ重要デナイト云フヤウナ意見ヲ以テ閉却セラレテアルモノデアリハシナイカト思フノデアリマス、私ヲ以テ之ヲ見テモ、又國民ノ心アル者ノ多數ガ之ヲ見テモ、決シテ閉却スベキ所ノ輕々ナル問題デアハナイノデアリマス、農林省ニ於キマシテモ既ニ之ニ付テハ年々調査セラレテ、立案セラレテアルヤウデアリマスガ、毎年出來テ居ルヤウニ承テ居リマスルガ、ソレヲ少シモ提出シナイ、昨年ニ於テモドウシテ提出シナカッタカト申シマスレバ、矢張色ミノ案件ノ都合デアリ、殊ニ昨年ニ於テハ輸出生絲檢査法ヲ提出ガアリマシテ、ソレガ爲ニ之ニ全力ヲ盡シテ居ルト云フヤウナコトモ仄聞致シマシタガ、輸出生絲檢査法ヲ提出致シマシタカラ、輸出生絲檢査法ヲ提出致シマシタカラ、ソレガ爲ニ提出ヲ阻止スル業法ノ改正案ヲ、ソレガ爲ニ提出ヲ阻止スルト云フコトノ理由ニハナラナイノデアリマス、蠶絲業法ノ改正ノ後レテ居ル爲ニ、當業者ノ不利、不便、即チ事業ノ發達ヲ阻止スルコト至大ナモノデアリマシタ、本年ニ於キマシテモ吾々同僚カラ其所以ヲ質問

致シマシタルニ對シテノ政府ノ答ハ、蠶絲委員會ヲ開イテ諮問ヲシテ然ル上ニ立案ヲスル、斯ウニ云フ事デアリマスケレドモ、ソレデハ本年ノ間ニモ合ハナイ、來年ニ於テ漸ク出來ルカ否ヤト云フヤウナ状態デアアルノデアリマス、是程輕々ニ見ルベキ問題デアハナイト思フノデアリマスルガ、當局ノ意見ハ果シテ如何デアリマセウカ、此業法ノ改正ガ一年後レ、バ後レダケ不利不便ヲ見ルコトデアアルト私ハ信ジテ、此法ノ一刻モ早く御提出ニナルコトヲ希望スルノデアリマスルガ、本年ニ於キマシテハ最早遺憾ナガラ其機會ノ無イト云フコトヲ私ハ痛歎スル者デアリマス、次ニ伺ヒタイ事ハ、此蠶絲業ニ對スル根本ノ政策ト云フモノハ如何ナルモノガ立テ居るか、是ハ質問應答ノ中ニ當局ノ御意見ノ片鱗ヲ伺フコトガ出來ルカト期待致シマシテ、仔細ニ調べテ見マシタケレドモ、未ダ曾テ片鱗トコロデアハナイ、隻影モ認メルコトガ出來ナイノハ頗ル遺憾ニ堪ヘナイ次第デアラ、遂ニ私ヲシテ會期切迫ノ今日、此壇ニ立タシメタル所以ハ實ニ其所ニ在ルト信ズルノデアリマス、此蠶絲業ノ關係ト云フモノハ御承知ノ通り、此暴落ノ原因ハ主トシテ爲替關係ニ在ルトデアリマス、爲替關係ガノ恢復ガナカッタナラバ、今日ト雖モ依然二千圓附近ノ價格ハ保持シテ居ルモノデアリマス、是ガ米國ノ需要地ノ關係カラ申シマス、是確ニ間違ノナイ事デアアルノデアリマス、然確ニ二千四百五十圓附近ニ低落致シマシタタル原因ハ、何ト申シマシテモ爲替關係ニ在ルトデアリマス、國家ハ國家ノ爲ニ有利ナル方法ヲ執ルトシマシテ、此爲替關係ノ恢復ヲ希望スルコトハ固ヨリ當然デアリマスケレドモ、是ガ爲ニ蠶絲業ニ對シテハ多大ナル犧牲ヲ拂ハセナケレバナラナイト云フコトハ、政府モ相當ニ考慮セラレテ然ルベキモノデアアルト考ヘルノデアリマス、然ルニモ拘ラズ蠶絲業者ガ悲境ニ沈淪スル時ニ當リマシテ、政府ノ爲スル方策ハ如何デアアルカト申シマスレバ、當業者自ラ爲スベシト云フ態度ヲ執テ居ルノデアリマス、

蠶絲業政策ニ關スル質問

蠶絲業政策ニ關スル質問

蠶絲業政策ニ關スル質問

現ニ横濱ニ於キマシテ保管ヲ致シマス場合ニ於キマシテモ、成ベク政府ハ當業者ニ自決セシムベキ所ノ意見ヲ持テ居リマシテ、多大ノ援助ヲ與フルコトニ躊躇シテ居ル姿デアリマシテ、辛ウジテ日本銀行、正金銀行ヲ通ジマシテ二千二百五十萬圓ノ低資ヲ支出致スコトニ相成、タノデアリマシテ、レドモ、此狀況ハ辛ウジテ投資ヲスル者ニ對スル一種ノ防止ニ過ギナカッタノデアリマス、ソレ以上ノ援助ト云フモノヲ與フルコトガ出來ナカッタノデアリマス、而モ之ニ對スル誠意ノ如何ト云フヤウナコトマデ調ベテ見マスルト、最近ニ於キマシテ、金利ノ引下ニ當リマシテ、此金利ニ對シテモ當然ソレダケノ引下ヲシテ然ルベキカト吾々ハ考ヘルニモ拘リマセズ、其措置ニ出デナイコトハ頗ル遺憾デアリマス、一面ハ爲替關係デ國家ノ爲ニ犧牲トナリ、他ノ一面ニ於テ之ヲ救済スル場合ニ、誠意ガソレ程届イテ居ラナイ、之ヲ觀察致シマス、私ヲシテ此蠶絲業ニ對スル政府當局ノ誠意何所ニ在リヤヲ疑ハシムルモノデアリマス、所謂迫害スルコト甚シト言ハナケレバナラヌノデアリマス、何等カ他ノ方法ヲ設ケテ此國家ノ爲ニ犧牲ニナル事柄ニ對シテ相當ニ之ヲ補填スルトカ、補償ヲスルトカ云フ方法ヲ執ルコトハ固ヨリ當然ナル事デアルト思フノデアリマス、若シ然ラズ致シタナラバ、又蠶絲業ノ將來ニ付テモ、相當ノ根本策ヲ樹立致シマシテ、サウシテ之ニ依テ長キ間安定スルノ途ヲ得セシムルト云フコトモ一ツノ方法デ、確ニ將來ニ於キマシテ、最モ必要ナル一ツノ方法デアルト思フノデアリマス、然ルニ之ニ付テハ何等ノ方策ヲモ私ハ聞イテ居ラナイ、唯、蠶絲委員會ノ名目ニ隠レテ、委員會ヲ開クカラ定メテ衆智ガ集テ、良イ意見ガ出ルデアラウカト云フコトハ頗ル心細イ感ヲ致スノデアリマス、蠶絲委員會ト致シマシテハ、ソレハヤテ見ナイコトデアアルカラ分リマセヌケレドモ、從來ノ慣例ニ依リマスト、サウ云フ諮問機關ト云フモノハ、美辭麗句ヲ並ベ極メテ融通ノ付ク文句ヲ羅列シテ答申シ

テ、其中カラ選擇スルヤウナ方法ニ出ルコトガ從來ノ慣例デアアル、斯様ナコトデアッタナラバ相當ノ識見ヲ持テ居ル當局デナイ限りハ、何等得ル所ハナイト思フノデアリマス、私ハ是等ニ付テモ頗ル心細ク感ズルデアリマス、此根本政策ニ關シテ、政府ノ御考ニナッテ居ル所ハ如何デアルカ、現在ニ於キマシテハ、蠶絲ニ關スル資金ノ融通ノ如キ問題ハ頗ル面倒デアルケレドモ、是モ政府ノ施設方法ノ如何ニ依リマシテハ、決シテ困難ナルモノデハナカラウカト思ヒマス、即チ養蠶家ト製蠶家ノ間ノ聯絡ノ缺ケテ居ルコト、利害ノ異ルト云フヤウナコトニ對シテ、即チ先年ニ於キマシテ、政府ノ計畫セラレタル乾繭倉庫ノ必要ナル如キ、是等ハ實ニ其聯絡ノ缺ケテ居ル所ヲ補フニ於テ一種ノ方法ニナルケレドモ、其用ヒ方ノ如何ニ依リマシテハ、決シテ助ケニモナラナイ、或ハ場合ニ於キマシテハ生繭ノ投資防止ノ爲ニ造ラレタル乾繭倉庫ガ其機ヲ失シマシテ、徒ニ貯藏致シマシタ場合ニ於キマシテハ、絲價ノ低落ノ爲ニ非常ナル損害ヲ招クコトガアルノデアリマス、農林當局ハ曩ニ維持スル場合ニ於キマシテノ計算ヲ示シテ、乾繭倉庫ノ利益ハ斯ノ如シ、斯クシテデアルト言テ其計數ヲ示シテ、新聞ナドニ於テ大分御自慢ニナッテモアリマシタケレドモ、此時期ヲ過シマシテ徒ニ貯藏致シタ場合ニ於キマシテ、今日ニ於テ之ヲ計算致シマスルト、非常ナル損失ニナッテ居テ、當局ヲ怨ンデ居ルト云フヤウナ場合ガ澤山アルノデアリマス、斯様ナ實況カラ參リマスルト、斯ノ如キ乾繭倉庫ノ方法ナドノ如キハ、極メテ姑息ナモノデアリマシテ、之ニ依テ大體ノ蠶絲業ノ一ツノ救済ヲ爲スト云フヤウナ眼目ニモナラナイノデアリマス、其製蠶家ト養蠶家ノ聯絡ヲ取ルト云フ爲ニハ、組合ノ制度モアリマセウシ、又分配ノ方法モアリマセウシ、種々ナル方法ガアルノデアリマシテ、利害ノ反スルモノト雖モ此方法ヲ盡シマスレバ、橋メテ圓滿ニ聯絡ガ取レルノデアリマス、之ヲ理想ノ三言ヒマスレバ、組合制度ノ如キハ正ニ一ツノ現

レデアッテ、是デアリマスルト養蠶家ガ製蠶家ヲ爲シ、直ニソレヲ又分配ヲスルト云フ機關マデ造ラダテ行キマスルノガ、眞ノ理想デアアルノデアリマス、是ガ聯絡統一アル所ノ理想ノ方法デアアルノデアリマス、斯ク致サナクト雖モ、製蠶家ト養蠶家ノ聯絡ノ方法ハ色ニアツテ、今日ニ於キマシテハ大製蠶家ハ苦心致シテ居ルノデアリマス、政府モ宜シク之ニ着眼セラレマシテ、此法ヲ助長獎勵ヲ致シマシタナラバ、茲ニ金融ノ圓滿ヲ圖リ、莫大ナル季節的資金ヲ要スルコトヲ免レルコトガ出來テ、非常ニ便法ニナルノデアリマス、又一面ニ金融方法ヲ講ジ、一方ニ於キマシテハ、又貿易市場ノ改善ヲ圖ル所ノ政府ノ意思ハ、此所ニモ金融機關ノ設定ヲ致シマシテ、サウシテ兩々相對シマシタナラバ、此金融機關ハ圓滿ニ行クコトデアルト思フノデアリマス、政府ハ昨年生絲検査法案ヲ御提出ニナリマシテ、全力ヲ注イデ此通過ヲ圖ラレマシタルコトハ、極メテ多トスル事デアリマス、其最大目的タルヤ、横濱市場ノ生絲取引ノ改善ヲ圖ルト云フコトガ主タルモノデアタル事ハ、疑ヲ容レザル所デアリマシタルガ、此目的ヲ達成スル爲ニ、折角政府デ立案セラレマシタル所ノ生絲検査法ト云フモノガ、今以テ實施スルコトニ至ラズシテ、唯、棚ノ上ニ委ネラレテ居ルト云フコトハ、極メテ遺憾ナル事デアリマス、ドウカ政府ハ此横濱市場取引ノ改善ノ爲ニ著手セラレタル所ノ此意向ヲ以テマシテ、改善スベキ事ニ著手スベキコトハ多ク益アルノデアリマス、ケレドモ、事ニ依ルト此一ツノ問題ノ爲ニ、多クノ爲スベキ施設ヲ御忘レニナッテ居リハシナイカト思ハレル感ジガアルノデアリマス、即チ申スマデモナク格付ノ制定ト云フコトニ、更ニ歩ヲ進メナケレバナラナイノデアリマス、尙承知ノ通り生絲ノ格付ト云フモノハ、極メテ慣習カラ生レタル所ノ據ロノナイモノデアリマシラカシテ、之ヲ一定不變ノ據ロナルモノニ致スト云フ方法ヲ執ラナケレバナラヌノデアリマス、前途極メテ遠遠デアルト

云フヤウナ感ジヲ以テマシテ、之ニ著手スルコトガ極メテ遅々タル狀況デアアルノハ、是亦以テ遺憾トスル次第デアリマス、政府ハドウ云フ考ヲ持テ居ラレルノデアルカ、是等ノ舊來ノ多年ノ陋習ヲ打破シテ行カウト云フ所ノ事ニ當リマシテハ、相當ナル強キ確信ヲ以テ進マナケレバナラヌ事デアルト思フノデアリマス、之ニ對シマシテ政府ノ今日マデ執リ來ラレル所ノ狀態ヲ見マスレバ、當業者ニ對シテ御機嫌ヲ伺テ居ルノデアアルカ何デアアルカ、一定ノ意見ガ立ッタナラバ、直ニ之ヲ何所マデモ斷行スルト云フ勇氣ヲ以テ行カナケレバ、此商取引ノ改善、生絲貿易ノ改善ヲ圖ルコトハ出來ナイデ終リハシナイカト思フノデアリマス、(拍手)折角ノ御計畫ガソレナ事デ終ルト云フコトハ頗ル遺憾デアリマス、百尺竿頭更ニ一歩ヲ進メマシテ、生絲取引ノ改善ニ關スル事ハ、遲滞ナク進捗セラレルコトヲ希望スル次第デアリマス、尙又内地ニ於キマシテ此生絲ノ將來ニ考ヘテ、極メテ良品ヲ廉賣スルコト云フ方針ヲ執ルト致シマシタナラバ、其原料ノ改良ト云フコトニ、十分ニ意ヲ注ガレナケレバナラヌト思フノデアリマス、此原料改良ノ方法ニ付キマシテ、政府ハ如何ナル考ヲ持テ居ラレルカト云フコトモ、甚ダ疑ハシイ次第デアリマス、私ヲ以テ之ヲ觀マスレバ、此原料ノ改良ト云フモノハ、最近十年以前ニ比ベマス、非常ニ進歩ハ致シマシタケレドモ、マダ改良スベキ餘地ハ澤山アルノデアリマス、十年前以前ニ比較致シマスルト、生絲百斤ニ對スル生産費ハ、非常ニ増加シテ居リマス、ケレドモ、一釜當リノ能率ト云フモノハ倍加シテ居ルヤウナ狀況デアアルノデアリマス、然レドモ尙又品種ノ改良ヲ致シマシテ、更ニ此製品ノ度合ノ宜シイ所ノモノヲ用ヒマシタナラバ、解舒歩合ハ良好ニナリマシテ、更ニ能率ヲ増進スルコトガ出來ルノデアリマス、最近十箇年前ト比較ヲ致シテ見マスレバ、其解舒歩合ハ非常ニ進んでハ居リマス、ケレドモ、更ニ之ヲモウ一歩進メルコトガ出來マシタナラバ、其差額ハ實ニ非常

者ガアルト云フヤウナ事例ヲ舉ゲテノ御
 託デアリマス、成程昨年ノ絲價ノ動搖、低落
 ノ爲ニ、共同繭倉庫ニ八レテ居リマシタ所ノ
 繭、春繭ハ大體良カシクヤウデアリマスガ、
 夏秋繭ガ多少ノ打撃ヲ受ケタコトハ當局モ
 認メマス、併ナガラハ唯、一時ノ事デア
 ル、而モ政府ハ之ニ對シテ中央金庫ヲ通シ
 テ、約二百萬圓ノ低利資金ヲ此方ニ廻シテ
 救済スルコトニ致シテ居リマス、併シハ
 一年ヲ通ジ、數年ヲ通ジテ其結果ヨリ御覽
 ニナリマスレバ、僅ニ夏繭、秋繭ノ其場合
 ノ作ガ偶、打撃ヲ受ケタコト申シマシテ
 モ、是ハ春繭ヲ補ヒ、又ハ翌年ヲ補フコト
 フコトノ終始一貫シタル所ニ於テ御認テ願
 ヒマスナラバ、共同繭倉庫ト乾繭裝置ガ
 如何ニ我國ノ蠶絲業ノ根本策ニ觸レテ居
 ル施設デアリカト云フコトハ、御認テ願フ
 トガ出來ヤウト思ヒマス、以上ハ大體ニ我
 國ノ蠶絲業ノ根本策ト致シマシテハ、桑園
 ノ改良及繭ノ統一、品種ノ改良、而シテ生
 絲ニ於テハ、人造絹絲等ニ對シマスル關係
 上、良品廉價政策、生産費ノ低下、之ヲ努
 メナケレバナラナイト思フノデアリマシ
 テ、只今申上ゲマシタヤウニ御協賛ヲ得マ
 シタ豫算ノ成立ヲ見マスレバ、政府ハ直ニ
 是等ノ根本策ニ對シテソレノ其委員會ニ
 諮問シ、答申ヲ得テ、由テ以テ、其御意見
 ノ在ル所ニ從テ努力致シタイト考ヘテ居
 ルノデアリマス、大體ノ御答ヲ申上ゲマス
 (拍手)

○議長(粕谷義三君) 質問第三、專門學校
 卒業生ノ學士號ニ關スル質問、山下谷次君
 質問(山下谷次君提出)

三 專門學校卒業生ノ學士號ニ關スル
 質問(山下谷次君提出)

專門學校卒業生ノ學士號ニ關スル質問
 主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和二年三月十四日 提出者 山下 谷次
 專門學校卒業生ノ學士號ニ關スル質問
 主意書

專門學校卒業生ニ對シ其ノ待遇同一ナラ
 サルハ如何ナル理由ナルヤ左ノ各項ニ付
 之カ答辯ヲ求ム

- 一 大學令施行以後ハ各專門學校ニ對シ
 學士號ヲ付與セザル方針ナリヤ
- 二 大學令施行以後各專門學校卒業生ニ
 對シ學士號ヲ付與セザル方針ナリトセ
 ハ何故ニ左記ノ專門學校ニハ之ヲ許ス
 カ

日本大學齒科學專門部
 九州齒科醫學專門學校
 東京女子齒科醫學專門學校
 東京女子齒科醫學專門學校
 三 前記各專門學校卒業生ノ學士號ヲ既
 ニ許シタリトセハ明治藥學專門學校其
 ノ他ニ對シ何故學士號ヲ付與ヲ許サザ
 ルカ
- 四 大學令施行以後ニ許シタル各專門學
 校卒業生ノ學士號ハ今後如何ニスル考
 ヘナリヤ
- 五 同一程度ノ學校ニ對シ一ハ學士號ヲ
 許シ他ハ之ヲ許サザルハ不公平ナラス
 ヤ

右及質問候也
 (山下谷次君登壇)

○山下谷次君 私ノ質問ハ文教ニ關スル質
 問デアリマスルガ、生憎文部大臣が見エテ
 居リマセヌノデ、次ニ延期致シタイノデア
 リマセケレドモ、期日切迫致シテ居リマス
 ヲシナケレバナラヌノデアリマス、先ヅ現
 政府ガ本議會ニ對スル態度ニ付キマシマ
 ス、私甚ダ諒解ニ苦ム所ガアルノデアリマ
 ス、何トナレバ、國民ノ六割カラ占メテ居
 ル此農村ノ平和ノ安定ヲ期スル所ノ小作法
 問題ハ、何故提出シナイノデアルカ、又都
 會ニ於ケル所ノ労働者、資本家ヲ調和スル
 所ノ労働組合法案ハ、何故提出サナイノデア
 ルカ、斯ノ如ク重要法案ハ出シテモ之ヲ握
 潰スヤウナ方策ヲ執ルカ、或ハ出サナイ、
 サウシテ置イテ、二三ノ者ニ關係ノ有ル所
 ノ震災手形ノ如キモノニ全力ヲ注イデ居
 ル、殊ニ枝葉未節タル所ノ毒毒デアルトカ、

賣淫デアルトカト云フコトヲ此議場デ以テ
 喋ルヤウナ、實ニ國民トシテ聞クニ忍ビナ
 イヤウナ法案ニ全力ヲ注イデ、國民全體ニ
 重大ノ關係ノアル所ノ法案ヲ提出シナイト
 云フコトハ、私非常ニ残念ニ思フノデアリ
 マス、而シテソレ等總テノ法案ヲ超越致シ
 マシテ、教育ノ根本改善ニ關スル所ノ意見
 ノ一端モ見ルコトガ出來ナカッタト云フコ
 トハ、海ニ殘念至極デアアルノデアリマス、
 世ヲ改メ、國ヲ改ムル所ノ、遠クシテ、而
 シテ近キ道ハ教育ノ改善ニ在ルト云フコト
 ハ、諸君御承知ノ通りデアアル、然ルニ唯、
 昨年ノ議會ニ於キマシテ師範教育ノ一部ノ
 改善ヲ唱ヘテ、ソレニ關スル所ノ經費ヲ要
 求シタノミデアアル、本年ノ議會ニ於キマシ
 テハ、教育ノ根本改善ニ關スル所ノ經費ノ
 如キモノハ、一厘モ要求致シテ居ラヌノデ
 アリマス、而シテ憲政會ト云ハズ、本黨ト
 云ハズ、教育ノ根本改善ニ關スル所ノモノ
 ハ政綱ノ一ニ擧ゲテ居ルノデアリマス、又
 我ガ政友會ニ於キマシテハ、前々ヨリシテ
 此具體的根本改善ノ方策ハ定メテ、社會ニ
 公表致シテ居ルノデアリマス、而シテ教育
 ノ根本改善ニ關スル所ノ政府ノ御所見ハ如
 何デアリマスカ、ソレヲ御尋致シテ見タイ
 ノデアリマス、今日教育ハ盛ニナツテハ居
 ルト雖モ、實ニ教育ヲ受ケテ困ル人ガ非常
 ニ多クナツテ居ルノデアリマス、即チ大學ヲ
 卒業シテ生活ニ困難致ス者ガ、實ニ比々皆
 然リト云ウテ宜イ位デアアル、教育ヲ受ケン
 ガ爲ニ澤山ノ經費ヲ使ヒ、時間ヲ使ウテ、
 サウシテ卒業シテ後ニ生活ニ困難スル、是
 ハ教育ノ根本方針ガ惡イノデアアルカラシ
 テ、特ニ文部省ト致シマシテハ、教育ノ根
 本ノ改善ヲ圖ラナケレバナラヌノニ、本年
 ノ議會ニ於テモ其片鱗ヲ認メルコトガ出
 來ナカッタト云フコトハ、誠ニ残念ニ思フノ
 デアリマスガ、文部省ニハ果シテ教育ノ根
 本ヲ改善スル意思ガアルカ否ヤ、若シアリ
 トスレバ、ソレニ關スル所ノ御意見ノ一端
 ヲ此議場ニ於テ御陳述ノ程ヲ願ヒタイノデ
 アリマス、次ニ私學ニ對シテノ獎勵ノ問題
 デアリマス、文部省ハ常ニ吾々ノ質問ニ對

シテ私學ハ決シテ之ヲ撲滅シヤウトカ、或
 ハ虐メテハ居ラヌ、飽迄モ獎勵スルト申シ
 テ居ルノデアリマスケレドモ、事實ガ證明
 シテ居ルノデアリマスシテ、文部當局ハ私學
 ノ壓迫ノミヲ圖ラテ居ルノデアリマス、甚ダ
 御迷惑千萬デゴザイマセウケレドモ、其項目
 ノ二、三ヲ申上ゲマシテ、諸君ノ御判斷ヲ
 一ツ願ヒタイト思フノデアリマス、只今小
 學卒業以上ノ者、即チ中學校ヨリ以上ノ學
 校ニ學シテ居ル學生ハ、先ヅ百二十萬ゴザ
 イマス、其半分ハ官公立教育ヲ致シテ居
 ルノデアリマス、即チ六十餘萬ハ官公立
 教育致シテ居ル、其残りノ六十餘萬ハ
 是ハ私學デ教育致シテ居ルノデアリマス、
 然ルニ此六十餘萬ハカリノ官公立教育シテ
 居ル所ノ學生ヲ教育スル爲ニ、政府ハ一億
 金ヲ使テ居ルノデアリマス、ソレハ中學校
 ト高等學校、或ハ專門學校、大學ヲ合計致
 シマシテ、年額一億ノ經費ヲ使テ居ル、
 其半分ノ六十餘萬ノ學生ヲ教育致シテ居ル
 ノ私學ニ對シテハ、何程ノ補助デモシテア
 ルカ、僅カ私立大學二十校ノ中ノ七校ニ對
 シテ年額二萬五千圓宛、合計十七萬五千圓
 ノ補助ヲシテアルノミデアリマス、是デ以
 テ私學獎勵デアアルト言ハレルデセウカ、ド
 ウデセウカ、而シテ又事實ニ於キマシテノ
 壓迫ハ私立學校ヲ建テヤウト致シマスト云
 フト、政府ハ法人デナケレバイカヌト云ウ
 テ許サヌノデアリマス、或ハ若干ノ金ハ積
 ンデアアルカト云フヤウナコトヲ聞イテ、法
 人ナラバ許スケレドモ、個人デハ許サヌ、
 中江藤樹先生ガ出ヤウト雖モ、福澤諭吉先
 生ガ出ヤウト雖モ、法人デナケレバ學校ヲ
 許サヌト云フ、人物ニ許スノデナクシテ、
 財產ニ許スノデアルト云フ文部當局ノ意見
 デアリマス、是ハ果シテ國民ノ聲デアアル
 カ、如何デアアルカヲ聞イテ見タイノデアリ
 マス、次ニハ私立學校獎勵ト云ウテ居リマ
 シテ、今日ハ私立學校ガ校舍ヲ建テマシテ、
 是ノ登記ヲ致シマスレバ、一部ノ取得稅ハ
 取ラレ、其上ニ保存登記料ヲ取ラレテ居ル
 ノデアリマス、サウシテ甚シキニ至リマシ
 テハ、此頃所得稅ヲ課シテ居ル、其所得稅

ノ課シ方ハドウデアアルカト申シマス、總體ノ收入ノ一割乃至一割五分、是ハ設立者ノ純益ト看做シマシテ、ソレニ税金ヲ課ケテ居ルノデアリマス、借金ガアラウガアルマイガ、ソノ事ハ構ハズニ、總體ノ收入ノ一割乃至一割五分ハ設立者ノ純益ナリト看做シテ、之ニ所得稅ヲ課シテ居ルノデアリマス、實ニ慘酷千萬(拍手)是等ニ對シマシテ、支那當局ハドウ云フ御意見ヲ持テ居ルノデアリマス、又此私立大學ヲ建テマス時ニハ、供託金ト云フノ無理ヤリニヤラシテ居ルノデアリマス、一大學ヲ設立スルニ付キマシテハ、五十万ノ金ヲ積マナケレバナラズ、一分科ヲ殖ス度毎二十万トカ十五万、其金ヲ供託シナケレバ學校ヲ建テルコトガ出来ヌ、言換ヘテ見マシレバ、保證金ヲ納メテ學校ヲ持ヘルト云フコトデアアル、國家育英ノ事業ヲヤルノニ保證金ヲ納メテヤル必要ハ毛頭ナイ、斯ノ如ク大學設立ニ對シマシテハ、供託金ヲ撤廢スル意思アリヤ否ヤヲ聞イテ見タイノデアアル、次ニハ優待ノ話ハ聞キマスケレドモ、此私立學校ノ創立者並ニ教職員ニ對シマシテ、ドウ云フ一體優待ヲ致シテ居リマス、優待ト云フコトハ少シモナイ、金錢ノ優待ヲ吾等此私學ヲ經營致シテ居ル者ハ要求シテ居ル人ハ少イノデアリマス、其精神上ノ優待デスラ少シモヤテ居ラス、教位敘勲ニ與テ者ガ裁人アリマセウ、片手ノ指ヲ屈スルニ過ギナイノデアリマス、而モソレハ明治維新前ヨリ教育ニ從事致シテ、國家ノ人材ヲ出スコト實ニ莫大ナ人ニシテ、一三年前ニ勳六等ノ勳章ヲ賞シタノデアリマス、維新前カラ教育ニ從事致シテ居リ、サウシテ僅ニ勳六等、而モソレガ東京ニ於キマシテモ三人デアリマス、斯ノ如キ事デハ私ハ此私學ノ中ニ奔走盡力ヲ致シテ居ル御方、優遇ノ途ニハナラヌト思ヒマス、金錢ノ優遇ヨリハ先ヅ以テ先ニ精神上ノ優遇ヲシテ、此政府ノ給料ヲ與ヘテ居ル教職員ノ優遇ヨリハ、自分ノ力デ以テヤシテ居ルノ私學ノ教職員ノ獎勵、之ヲ先ニスルノガ當然デアラウト思フノデアアル(拍手)若シ又政

府ニシテ口ニ言ハル、ガ如ク、私學獎勵ノ意思ガアルトスルナラバ、宜シク私學ノ金融ノ途ヲ圖ルコトガ當然デアラウデアラウト思フ、私立學校ノ苦ムノハ、所得稅、登記稅或ハ供託金ト云フガ如キ種々ナルモノニ苦ミマスケレドモ、最モ苦シク居リマスノハ、私立學校ノ金融ノ途ガ無イノデアリマス、何トナレバ苦心慘澹致シマシテ、建設致シタル校舍ハ、民法ノ關係上、完全ナル擔保ニナラヌノデアリマス、ソレニ乘ジテ高利貸ノ如キ者ガ、此私立學校ノ校舍ヲ擔保トシテ、高キ利息ヲ以テ金ヲ貸シテ居ルノデアリマス、政府ガ若シ私學獎勵ノ意思ガ少シデモアルトスルナラバ、別ナル法律ヲ設ケマシテ、此私學ノ建物ガ完全ナル擔保ニナルヤウニ、別表ヲ持ヘテ賞ヒタイト思フノデアリマス、之ニ對スル政府ノ御意見ハ如何デアリマス、其次ニハ專門學校ノ卒業生ニハ從來學士號ヲ稱ヘルコトヲ許シテ居、タノデアリマス、所ガ新大學令ガ出来テ以來、從來ノ專門學校ノ卒業生ニハ學士號ヲ稱スルコトヲ許スガ、此頃出來ル所ノ專門學校ノ卒業生ニハ、何々學士ト云フコトヲ稱スルコトヲ許シテ居ナイノデアリマス、所ガ全體ノ專門學校ノ卒業生ハ、學士ト云フコトヲ稱スルコトヲ許サヌトスルナラバハ又宜シイ、然ルニ昔アツタ所ノ專門學校卒業生ニハ、何々ノ學士ト云フコトヲ稱ヘルコトヲ許シテ居、テ、近頃出來タ所ノ專門學校ハ内容ガ如何ニ充實シテモ、ラウトモ、教員ガ如何ニ立派デアラウトモ、之ニハ卒業生ニ學士ヲ稱スルコトヲ許サヌノデアリマス、ソレハドウ云フ一體御意思ニ出テ居ルノデアリマス、政府ノ明瞭ナル御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、私ノ質問ハ之ヲ以テ終リマス(拍手)

〔政府委員山道襄一君答覆〕
 ○政府委員(山道襄一君) 只今ノ御質問ニ對シ謹シク拜聴ヲ致シマシタ、教育ノ根本方針ニ關シマスル問題、或ハ學校ニ對シマスル所得稅ノ問題、或ハ又私學獎勵ニ關シマスル問題等ニ付テノ御意見ハ確ニ拜聴ヲ致シマシタ、十分ニ考慮ヲ致シマス積リデア

リマス、尙ホ本日ノ御質問ノ御要旨ニ對シマシテハ、大臣自ラ御答ヲ致スベキ筈デアリマスケレドモ、只今貴族院ノ豫算委員會ニ出席ヲ致シテ居リマスノデ、大臣ノ出席シ得ザルコトヲ甚ダ遺憾ト致シマス、尙ホ重大ナル御質問デアリ、且ツ多大ノ條項ニ互フテノ御質問デアリマスノデ、改メマシテ書面ヲ以テ詳細ニ御答ヲ申上ゲタイト考ヘマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○山下各次君 只今政府委員ノ御答辯ハ、書面ヲ以テ詳細御答下サルサウデアリマスガ、ドウカ只今マデノ御答辯ノ如キヤウデナクシテ、眞ニ實力ノアル御答辯ヲ願ヒタイ、御世辭一遍ノ答辯デハ本員満足致シ難イノデアリマス、ドウカ此點ヲ大臣ニ御傳ヲ願ヒタイ

○議長(粕谷義三君) 次ノ質問ニ移リマス、商船學校生徒遭難ノ件並遠洋航海練習船ニ關スル質問、三善清之君

四 商船學校生徒遭難ノ件並遠洋航海練習船ニ關スル質問(三善清之君提出)
 商船學校生徒遭難ノ件並遠洋航海練習船ニ關スル質問主意書
 右成規ニ據リ提出候也
 昭和二年三月十五日
 提出者 三善清之

一 我カ帝國ハ四面環海ノ島國ニシテ國民ノ海洋航海術ノ養成ハ極メテ緊要ノ政策ニ屬ス隨テ小國民ノ海事思想ヲ惹起シ之カ專門ノ學校ヲ旺盛ナラシムルコトハ政府ノ最注意努力カスヘキ問題ナリトス然ルニ政府ハ東京神戸ノ直轄學校以外ニ於ケル道府縣立商船學校ノ教育ヲ其ノ眼中ニ入レス之ヲシテ道府縣費ノ施設ニ放任シ之カ爲ニ縣立商船學校ノ遠洋練習ニ適當ナル帆船ヲ使用スル能ハス且練習費缺之ノ爲ニ練習船ヲシテ不當ナル貨物ノ貨取ヲ爲サシメ從來ノ成績ニ於テ悉ク難破船ト爲リ將來ノ海國男子トシテ洵ニ血氣旺盛ノ少年

ヲシテ屢海洋ノ藻屑トシテ魚腹ニ葬リタリ即チ今回鹿兒島縣立商船學校練習船難破事件ノ如キハ全然其ノ使用セル帆船ノ不適當ナルニ基因セリ此ノ件ニ關シ政府ハ其ノ失態ヲ國民ニ對シテ陳謝スルヤ否ヤ

二 更ニ小國民海事思想ノ養成ノ爲ニ相當ノ施設ヲ爲スヤ否ヤ

三 明治四十三年及大正十一年ニ於ケル香川縣立粟島航海學校ノ生徒多數ヲ海底ニ葬リ魚腹ヲ肥シタル其ノ實況並死者ノ姓名及人員ヲ示サレタシ

四 本年二月出帆シテ南洋ヲ航海シ貨物積載セル霧島丸ノ船體並噸數等遠洋航海練習船ニ適當ト認ムルヤ否ヤ

五 霧島丸遭難ハ全ク不適當ノ船舶ヲ使用シタルコトニ基因セルコトヲ認ムルトセハ將來ニ對スル政府ノ商船學校ニ對スル施設等其ノ政策如何

六 霧島丸ノ生徒ノ人名並死者人員ヲ示サレタシ

右及質問候也

〔三善清之君答覆〕
 ○三善清之君 諸君、私ハ商船學校生徒遭難ノ件並遠洋航海練習船ニ對シテ文部大臣、大藏大臣、內務大臣ニ對シテ質問ヲ致シタイノデアリマス、積年當雪ノ功ヲ積ニ最早卒業證書ヲ附與サル、間際ニ於キマシテ、今月九日ニ太平洋上練習地ニ於テ、狂瀾怒濤ノ爲ニ三十名ノ生徒及職員等ガ千尋ノ海底ニ葬ラレ、而シテ前途有望ナル青年ヲシテ鰥魚ノ餌食ニ供シマスル悲惨ナル此事柄ガ、將來我ガ小國民ノ海事思想ヲ養成スル上ニ於キマシテ、非常ニ士氣ノ沮喪ヲ來ス、此失態ハ正ニ政府ノ責任ナリ私ハ考ヘタノデアリマス、諸君、我國ハ四面環海ノ島國デアリマシテ、國際交通上ヨリ見マシムルモ、又國防上ヨリ考ヘマシムルモ、我ガ小國民ノ海事思想ヲ大成致シマシテ、海國ノ男子ヲ造リマスコトガ、最モ緊要ナルモノデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、彼ノ普通中學生ヤ普通高等學生ガ、父兄ノ貴重

ナル學費ヲ受ケマシテ遊學ヲ致シテ居リマ
スル者ノ中ニハ、男性的ノ勇氣モナク、洵
ニ情弱ニシテ、頭ニ油ヲ塗テ俳優ノ化物
見タケル者ガ、澤山此帝都ニゴロコシ
テ居ル、斯ル世ノ中ニ於テ薄ベラナ船底
板一枚ヲ死生ノ境トシテ、士氣凜然トシテ
萬里ノ遠洋ニ航シ、狂瀾怒濤ト相戰フ所ノ
其勇氣コソ眞ニ大和民族ノ強キ、所謂帝國
男子デアルト考ヘルノデアリマス、我が政
府ハ斯様ナル教育ノ上ニ大ニ缺陷ノアル
此缺陷ヲ補充致シマセヌガ爲ニ、屢、斯様
ト悲惨ナル失態ヲ起スデアリマス、諸君
我が香川縣立商船學校モ、矢張政府ノ此教
育上ノ設備缺陷ノ爲ニ、前途有望ナル多數
ノ青年ノ生命ヲ奪ハレタコトガ二回アルノ
デアリマス、即チ明治四十二年十一月六日、
我が香川縣立商船學校ノ生徒十一名ト教員
四名ガ、日本海ニ向テ練習ニ出掛ケマシ
タ、其航海中、島根縣長濱ト敦賀ノ間ニ於テ
狂瀾怒濤ニ出會ヒマシテ、其練習船諸共ニ
生徒ハ行方不明ニナリタデアリマス、更ニ
大正十一年四月二十一日ニ於キマシテ、同
ジク私ノ香川縣立商船學校生徒十五名ト教
員三名ガ對馬海峡ヲ練習航海中ニ於テ、是亦
船ト諸共行方不明ニナリマシテ、未ダ其死
體スラ分ラズデアリマス、斯様ナル士氣
凜然タル海國男子ヲ養成致シマスル大切ナ
ル學校デアアル、而シテ今日デハ全國ニ此商
船學校ガ十一箇所アル、是皆青年殺シノ此
重縣、廣島縣、山口縣、香川縣、岡山縣、
愛媛縣、島根縣、佐賀縣、函館ト、今回ノ
鹿兒島ノ遭難ノト、即チ十一校デアリマス、
何故縣立商船學校ガ、屢、斯様ナル失態ヲ
致スコトデアアルカト云フコトヲ、私ハ文部
省ニ就テ取調ベマシタ所ガ、ソレハ學校當
局ノ失態デモナイ、又府縣知事ノ失態デモ
ナイ、全ク大藏省ガ惡イデアアル、斯様ナ
ルコトノ言明ヲ得マシタデアリマス、其
理由ト致シマシテハ、遠洋航海ヲ致シマス
ル練習船ハ、少クトモ二千四百噸ノ物デ
ナケレバイヤカヌ、而モ堅牢ノ物デナケレバ
危険デアアル、ソレガ故ニ、文部省直轄ノ東

京神戸ノ商船學校ニ於テハ、即チ二千四百
噸ノ練習船ヲ備付ケテアル、サウ云フ譯デ
アルカラ神戸及東京ノ商船學校ニ於テハ、
未ダ曾テ生徒ヲ殺シタコトハナイ、然ルニ
府縣立商船學校ニ於テハ、斯様ナ船ヲ備付
ケテ置カヌカラ、斯ウ云フ失態ガ出來ルノ
デアアル、斯ウ云フ言明ヲ得タノデアアル、然
ラバ何故文部省トシテ之ヲ早ク救ハヌカ、
文部省トシテハ立案ガアル、即チ二千四百
噸ノ練習船二隻、一隻ガ百万圓デアアル、二
隻二百萬圓ノ臨時費ト、一隻ノ運航費ガ一
年十三萬圓、二隻デ二十六萬圓、此二隻ガ
アレバ、全國ノ十一箇所ノ商船學校ニ對シ
テ、此立派ノ練習船ヲ以テ無事ニ順番ニ其
練習ヲ爲シ得ルデアルト云フ、斯様ニ誠
ニ容易ナ問題デアリマス、決シテ財政上大
問題デハナイデアリマス、然ルニ大藏省
ガ之ヲ拒絕スル爲ニ屢、斯様ナ失態ヲ來シ
テ居ルコトハ、事實ガ明ニナリマシタノデ
アリマス、ソレ故ニ府縣デハ府縣費ガ百万
圓ノ練習船ヲ造ルコトガ出來ナイ、隨テ一
千噸バカリノ小型ナ而モ破船ヲ屢テ、遠洋
航海ヲ致ス經費モナイ、府縣ニナイカラ商
人カラ色ノ貨物ヲ賃取リシテ澤山ニ滿載
シテ、サウシテ太平洋ニ出掛ケル、左様ナ次
第デアリマスカラ、太平洋ニ出掛ケレバ忽チ
狂瀾怒濤ニ遭ウテ、浸水シテ直ニ顛覆シ
テ、生徒モ船モ諸共ニ行方分ラナクナル、
斯様ナ實際デアリマス、誠ニ悲惨ナ事デア
リマス、府縣立商船學校ハ冒險ノ教育ヲ致
シマス爲ニ、屢、生徒ヲ殺スノデアリマシ
テ、隨テ今後ハドウシテモ二隻ノ練習船ト
運航費ノ二十六萬圓ト云フモノハ、政府ガ
ドウシテモ出サナケレバ、海國男子ヲ養成
スルコトハ絕對ニ出來得ナイト私ハ考ヘ
ル、誠ニ必要ナル教育上ノ機關デアルト考
ヘルノデアリマス、然ルニ大藏大臣ハ、鈴
木商店ニ對シテハ一億萬圓ニ近イ金ヲ出シ
テモ之ヲ援ケルガ、全國數百人ノ海國男子
ヲ養成スル此學校ノ設備ノ爲ニハ、僅カニ
百万圓ノ少金額ヲ拒絕スル、サウシテ十一
校ノ生徒ヲ先練ニ殺シテ行クノハ、怪シ
カラヌ事デアルト私ハ考ヘルノデアリマ

ス、是ニ對シテ文部大臣ハ今後如何ナル考
ガアルカ、如何ニ大藏大臣ガ拒ンデモ、文
部大臣トシテ之ヲ要求シナイヤウナ者ハ、
實ニ無能極ル、無責任ナル文部大臣デア
ル、而シテ之ヲ出サナイ大藏大臣ハ尙ホ惡
イ、兩人其極メテ無責任、實ニ國家ニ對シ
テ極メテ不忠實ナルモノデアルト斷言シテ
憚リマセヌ、隨テ文部大臣ハ今後府縣立商
船學校ニ對シテ、此失態ヲ如何ニ救済スル
カト云フコトヲ、茲ニ確言シテ貫ヒタイト
思ヒマス、ドウカ國民ヲシテ安心セシメ、而
シテ海國男子ヲ造ルコトハ最モ必要ト考ヘ
ル、大藏大臣ハ何故ニ斯ル少額ナル金ヲ出
サヌデ、大切ナル海事教育ノ設備ヲ拒絕シ
タカ、此理由ヲ明ニ此壇上ニ於テ説明シテ
貫ヒタイト思ヒマス、内務大臣ニ對シテハ、
今日府縣費ノ多端ナル際ニ於テ、府縣ガ百
萬圓出シテ練習船ヲ造リ、一年十三萬圓掛
ケテ運航費ヲ出スコトハ出來ナイと思フ、果
シテ出來ルカ出來ナイカ、責任アル答辯ヲ
茲ニ聽キタイデアリマス、之ヲ要スルニ
大藏大臣ハ文部大臣ノ要求ヲ容レテ、僅カ
ニ百万圓ノ臨時費ト經常費二十六萬圓、之
ヲ明年度カラ出シテ、サウシテ全國ノ府縣
立商船學校ヲ大ニ保護シテ、而シテ此遠洋
航海ノ練習ヲ遂行スルコトヲ十分サセル決
心ガアルカ、此明答ヲ伺ヒタイト思ヒマス
〔政府委員山道襄一君登壇〕
○政府委員(山道襄一君) 只今ノ三善君ノ
御質問ノ答辯ハ、大臣ニ爲スベキヤウ御要
求ガアタリデアリマスガ、先刻申述ベマ
シタ如ク、今日大臣ノ出席スルコトノ出來
マセヌコトヲ誠ニ遺憾ト致シマス、尙ホ只
今ノ御質問ノ御趣旨ハ十分ニ拜聽ヲ致シマ
シタ、商船學校ノ生徒ト云ハズ、日本帝國
ノ國民ニ對シマシテハ海事思想ノ養成ニ關
スル、又商船學校ノ教育ヲ受ケマシタ者
ハ、將來ニ於キマシテハ海軍ノ將校ト致シ
マシテ、幹部ト致シマシテハ活動ヲ爲スベ
キ人物デアアル、是等ニ對シマスル品性ノ陶
冶ノ上ニ付キマシテモ、御説ノ通り、私共
御尤ノ御意見ト考ヘテ居リマス、唯、是等
ニ對シマシテノ施設ニ付キマシテハ、文部

省ト致シマシテハ度々種々ナル計畫ヲ立テ
マシタケレドモ、事情之ヲ許シマセヌガ爲
ニ、今日マデ其計畫ハ實現ヲサレナイコト
モ亦吾々甚ダ遺憾ニ感ズルデアリマス、
將來ニ於キマシテモ十分ニ御質問ノ御趣旨
ノアル所ニ鑑ミマシテ、相當ナル考慮ト相
當ナル計畫ノ實行ニ努メルデアリマス、
尙ホ大臣ノ責任等ニ對シマシテ、及其他ノ
詳細ニ涉リテノ御質問ニ付キマシテハ、改メ
テ其機會ヲ得マシテ、別ノ方法ニ依リマシ
テ御答辯申上ダルコトニ致シタイト思フノ
デアリマス(拍手)
○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ニ入りマ
ス——日程第一及第十三ハ同一委員ニ付託
サレタル議案デアリマスカラ、日程第十三
ヲ繰上ダテ、之ヲ一括議題ト爲スニ御異議
アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認マ
ス、仍テ日程第一、花柳病豫防法案、日程
第十三、違警罪即決例中改正法律案ヲ一括
シテ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ
求メマス——委員長作間耕逸君
第一 花柳病豫防法案(政府提出)
報告書 第一讀會ノ續(委員長報告書)
一 花柳病豫防法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告書也
昭和二年三月十八日 委員長 作間 耕逸
衆議院議長粕谷義三殿
花柳病豫防法案中左ノ通修正ス
第七條 花柳病ニ關スル賣藥ハ其ノ容器
又ハ被包ニ其ノ成分及分量、成分不明
ナルモノハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ
記載スルニ非ザレバ之ヲ發賣スルコト
ヲ得ズ
賣藥營業者前項ノ規定ニ違反シタルト
キハ地方長官ハ其ノ發賣ノ免許ヲ取消
スコトヲ得
第八條 前條第一項ノ規定ニ違反シタル

者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
附則ニ左ノ一項ヲ加フ
花柳病ニ關スル賣藥ニシテ本法公布前
ヨリ發賣シ來レルモノニ關シテハ當分
ノ間第七條ノ規定ヲ適用セズ
希望條項

政府ハ花柳病豫防ノ目的ヲ達スル爲左記
各項ヲ實施スヘシ
一 速ニ本法第二條ノ適用範圍ノ擴張ニ
努メ殊ニ賣淫者以外一般男女、乳兒、
乳母等ニモ及ホスヘク將來本法ヲ改正
スルコト
二 市若ハ公共團體ノ設立ニ係ル診療所
ニ於テハ公衆ニ對シテ花柳病ニ關スル
相談並診斷ノ需ニ應スルコト
三 醫師會ニ於テ必要上花柳病ニ關スル
從來ノ賣藥ニ就テ其ノ成分及分量ヲ問
合セタルトキハ政府ハ速ニ之ヲ回答ス
ルコト
四 花柳病ニ關スル賣藥ノ誇大ナル廣告
ノ取締ヲ勵行スルコト
五 民間ノ花柳病豫防團體ノ事業ヲ援助
スルコト

第十三 違警罪即決例中改正法律案
(橫山勝太郎君提出)
報告書
第一讀會ノ續(委員長報告)
一 違警罪即決例中改正法律案(橫山勝太
郎君提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也
昭和二年三月十六日

委員長 作間 耕逸
衆議院議長粕谷義三殿
(小字及一ハ委員會修正)
違警罪即決例中左ノ通改正ス
第二條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
場合ニ於テ言渡
前項ノ言渡ヲ爲シタル時ハ之ト同時ニ
ヲ受ケタル者未成年者禁治產者準禁治產者
又ハ委任人又ハ夫
理事訴訟法第百十五條ニ掲クル者ノ内

適當ト認ムル者ニ通知スヘシ
第三條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項ノ正式裁判ノ請求ハ被告人ノ爲ニ
前條第二項ノ者ヨリモ亦之ヲ爲スコト
ヲ得
第九條又ハ第十條ニ依リ警察
第七條ノ二 警察官署ニ檢束引致セラレ
官署ニ留置セラレ
タル者及ヒ拘留處分ヲ受ケタル者ノ接
見及ヒ信書ニ關シテハ刑事訴訟法第四
十五條第百一十一條第百十二條監獄法及
ヒ監獄法施行規則中接見及ヒ信書ニ關
スル規則ヲ準用ス
附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(作間耕逸君登壇)

○作間耕逸君 先ゾ政府提出、花柳病豫防
法案ノ方ノ委員會ノ經過結果ノ御報告ヲ簡
明ニ致シマス、本案ハ國民ノ保健狀態ノ改
善上、花柳病ノ豫防ノ虞アル者ニ備ヘマ
ス爲ニ、公共團體中ニ診療所ヲ設置シ、又
ハ公立ノ診療所ヲ之ニ代用セシメテ、之ニ
對シテ國費ヲ以テ相當ノ補助ヲスル、又他
方ニ於テハ患者ガ自覺シナガラ客ニ接スル
行爲ヲ嚴罰シ、同時ニ其傳染防止ニ付テ相
當ノ方法ヲ講シテハ刑ヲ輕クシ、尙ホ醫
師ガ該患者ヲ診斷ノ際ニハ傳染防止ノ方法
等ヲ指示セシムル義務ヲ負ハシメタルノガ大
體ノ内容デアリマシテ、委員會ニ於キマシ
テハ主トシテ其方面ノ専門家ノ方ニカテ、
衛生、保安、風教、殊ニ賣藥事業トノ關係
等ノ方面ニ涉リ、意義ノ多イ御質問ガ出マ
シタガ、其政府トノ應答ヲ唯、綜合考慮致シ
マシテ、之ヲ要約致シマスト云フト、本案
ハ公娼存廢ニハ關係ガナイ、專ラ花柳病ノ
傳染豫防ヲ主眼トスルモノデアラフテ、公娼ニ
モ本案ニ該當スルモノアレバ之ヲ適用ス
ル、獨リ私娼ニ對スルバカリデハナイ、私
娼ハ徹底的ニ根絶シテ其撲滅ヲ期スル方針
ニ變リハナイノデアアルガ、唯、密淫賣ノ事犯
ト云フヤウナモノハ、事實トシテ之ヲ否定
スルコトハ出來ナイカラ、本案ハ事實トシ

テ密淫賣ノ存スルコトヲ看過ハ致シテ居ラ
ナイケレドモ、ソレガ爲ニ私娼其モノヲ決
シテ認メタノデハナイノハ勿論デアアル、又
公設ノ豫防の診斷若クハ診療ノ設備ト施設
ハ、理想トシテハ之ヲ國民一般、殊ニ少クモ
勞働者ノ家族位マデニハ及ボシタイノデア
ルケレドモ、現下ノ我が國情ト經費トハ俄
ルニ之ヲ容シ難イノ遺憾トスル、仍テ本案
ハ業態主義ヲ取テ接各業者ヲ主體トシタ
ノデアアル、實際ニ於テハ多クハ女子ニ適用
サレルノデアアルケレドモ、男子ト雖モ之ヲ
除外スル趣旨デハナイノデアアル、尙ホ本案
ハ主義トシテハ強制檢診ハ認メテ居ラナイ
ノデアアル、唯、接各業者ニハ之ヲ爲スコト
ガアルケレドモ、是ガ爲ニ私娼ヲ認ムルコ
トニハナラナイノデアアル、之ニ對シテ、即
チ私娼ニ對シテハ自衛のニ之ヲ爲スコト云フ
コトヲ命ズルヨリモ、本案ノ如ク一方ニハ
自ラ患者タルコトヲ知テ賣淫ヲ爲シ、或ハ
其幫助ヲシタル者ヲ嚴重ニ處罰ヲ爲シ、一
方ニハ其豫防ニ付テハ適當ノ施設ヲ爲
シ、即チ簡便ナル診療所ヲ設ケル、而シテ
又處罰ノ輕重場合ニモ其豫防方法ヲ講シタ
ル者ノ刑ヲ輕ウスル、斯ウ云フ工合ニシテ
以テ表裏ノ兩方面カラ此法ノ目的ヲ達セン
トスルモノデアアル、斯ウ云フコトデアリマ
シタ、私ハ其方面ノ専門家デアリマセマ
スカラ、是レ以上ノコトハ速記録ヲ御覽ヲ願
ヒタイト思フノデアアリマス、唯、特ニ一言
ヲ添ヘテ置キマス必要ノアルノハ、本案
ハ花柳病向ノ賣藥ヲ認メタノデハナイ、即
チ賣藥トハ直接何等ノ關係ナキ法案デアリ
マスルガ、委員會ニ於キマシテハ此點ガ中
間問題トナリマシテ、結局花柳病ヲ始メ賣
藥ノ調劑成分ヲ公表セシムルコトニ付テ
ハ、政府ハ篤ト研究ノ上成ベク速ニ適當ノ
立案ヲ致シタイト云フコトデアリマシタ、
是ダケテ申添ヘテ置キマス、計議ニ入りマ
シテ小委員會ヲ設ケラレマシタ、サウシテ
御手許ニ配付サレマシタル報告書ニ印刷ノ
通りノ修正案ガ提出セラレマシテ、同時ニ
又希望條項ヲモ附帶決議ノ案トシテ報告ヲ
セラレマシタ、是ハ此際既ニ御手許ニ廻

居ルコトデアリマスルカラ朗讀ハ略シマ
ス、又委員ノ一部、即チ星島君カラモ別ニ
修正案ガ出マシタ、是ハ改メテ少數意見ト
ハナシテ居リマセマシタケレドモ、諸君ノ御手
許ニ廻リマシタ報告書ニハ入テ居リマス
イカラ、一應此處ニ此分ダケハ朗讀ヲ致シ
テ置キマス、即チ星島委員ノ提出ノ花柳病
豫防法修正案、第五條ヲ左ノ通り改メ、傳染
ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知リ又知ル
ベクシテ性交ヲ爲シタル者ニハ三箇月以下
ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス本條ノ
六條(傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知
リ又知ルベクシテ賣淫ヲ爲シ又ハ賣淫ノ媒
合又ハ容止ヲ爲シタル者ハ六箇月以下ノ懲役
又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ傳染防止
ニ付相當ノ方法ヲ講シタル者ハ其ノ刑ヲ減
免ス)斯様ノ案ガ出タノデアリマス、此星島
君カラノ修正案ニ付キマシテハ、宮島、土
屋信太ノ諸君カラモ、案ノ精神ニハ賛成デ
アルケレドモ、案自體ニ對シテハ今速ニ同
意ヲ表シ難イ、斯ウ云フ御意見ガ出タノデ
アリマス、又政府ノ意見ハ、委員會ノ方ノ
修正案ニハ、是ガ兩院ヲ通過スルコトデア
ルナラバ同意ヲ表スル、又委員會カラ出タ
ル所ノ希望條項ニ對シテハ、成ベク御希望ニ
副スヤウニ努力スル、斯ウ云フコトデアリ
マシタ、討論ノ結果、星島君ノ修正案ハ少
數否決、委員會ノ修正案ハ多數可決、修正
以外ノ政府ノ原案及小委員會ノ希望條項
ル附帶決議ハ、全會一致ヲ以テ可決セラレ
タノデアリマス、ソレカラ一括上程ヲ致サ
レマシタ橫山勝太郎君提出、違警罪即決例
中改正法律案、此委員會ノ御報告ヲ申上ゲ
マス、此案ハ——現行違警罪即決例ハ、何
分憲法發布以前ノ制定デアリマシテ、今日
ノ時勢ニハ適合シナイ點ガ多イ、爲ニ其適
用ニ當リ、往々ニシテ人権蹂躪ノ聲ヲ傳ヘ
ラレル、又實際ニ於テハ、此即決例アルガ
爲ニ、却テ警察犯ノ發生ヲ刺戟スル結果ト
ナル場合モアル、ソレデ本案ノ御趣旨ハ、
差當リ國民ノ堪ヘ難イ所ノ不備缺陷ヲ補ヒ
マスルガ爲ノ改正案デアリマシテ、一、即

官報號外 昭和二年三月二十三日 衆議院議事速記第二十九號 花柳病豫防法案外一件

決例ニ依リテ警察官署ニ留置セラレタル者ガアリマシタ時ニハ、其警察官署ヨリ之ヲ本人ノ家族ノ中デ適當ト認ムル者ニ通知ヲスル、二、ソレ等ノ者ヨリモ即チ其通知ヲ受ケタル家族中ノ適當ナル者ヨリモ、本人ノ爲ニ正式裁判ノ申立ヲ爲シ得ルコト三、警察官署留置中ノ者ニ對シテモ、刑務所ニ於ケル所ノ刑事被告人ト同様ニ面會接見又ハ文書ノ通信ヲ許スベキコト、大體斯ウ云フ三箇條ノ改正案ノ事項デゴザイマシタガ、委員會ニ於キマシテハ、委員ト提案者又ハ政府ト質問應答ヲ重ネマシタ結果一、二ノ一般人民ニ對シテ留置致シタ時ニ、總テ其本人ノ家族ノ中適當ト認ムル者ニ通知ヲスルト云フヤウナコトハ出來ナイケレドモ、其本人ガ未成年者カ、禁治産者カ、準禁治産者カ、又ハ妻デアルト、所謂法律上ノ無能力者ノ場合デアルナラバ、其保護者、即チ親權者、後見人、保佐人、或ハ夫、是等ノ者ニ通知スルコト、是等ノ者カラハソレ等無能力者本人ノ爲ニ、矢張正式裁判ノ申立ヲ爲シ得ルコトニ改メラレル、是位ノ程度デアルナラバ、政府モ此案ニ同意ヲ表シテ宜シト云フコトデアリマシタカラ、ソレデ改メテ私カラ只今申上ゲタヤウナ趣旨ノ修正案ヲ提出致シマシテ、其修正案ガ全會一致ヲ以テ可決セラレタ次第デアリマス、而シテ修正ニ係ラザル部分ハ、横山君提案ノ原案通り、ソレ等ノ條項ハ總テ印刷ヲシテ、成文ガ御手許ニ廻テ居リマスカラ、只今此所ニ於テ一ヒ廻讀致スコトゾケハ略シテ置キマス、以上

○議長(粕谷義三君) 只今委員長ヨリ御報告ニナリマシタ兩案ニ付キマシテハ、何レニモ質疑及討論ノ通告ガアリマス、故ニ先ツ花柳病豫防法案ノ議事ヲ進メテ參リマス、此案ニ對シテ質疑ノ通告ガアリマス、其發言ヲ許シマス、吉良元夫君

○吉良元夫君 此花柳病豫防法案ニ付テハ、政府ガ御提出ノ際ニ、大要ノ質疑ヲ致シテ置イタノデアリマスガ、其後委員會ニ於キマシテ、篤ト此案ニ付テ調査御攻究

ニ相成リマシタ結果ト致シマシテ、只今委員長ヨリ御報告ニナリマシタル如ク、此案ニ付テ第七條及第八條ト云フモノ、修正案ヲ出サレタノデアリマス、是ニ於テ篤ト私共拜見ヲ致シテ見マスルト云フト、是ハ成程此委員會ニ於テハ、最モ直接ノ御關係ナル醫學ノ大家諸先生ガ御在リニナリタカラシテ、其調査御攻究ノ結果、斯ノ如キ修正案ヲ御作リニナシタモノト、私共ハ信ジマスノデアリマス、併ナガラ此花柳病豫防法案ノ骨子ト云フノガ何所ニルニカト申シマスレバ、只今委員長ガ御報告ニナリマシタ如ク、本案第二條及第三條ニ骨子ガアルノデアルト私共考ヘルノデアル、故ニ此七條八條ノ如キコトハ、全ク本案ニ於テ斯ノ如キ規定ヲ致シマセヌデモ、次シテ吾々ハ差支ナイモノデアルト云フヤウニ考ヘル者デアリマス、即チ立法ノ體裁カラ考ヘマシテモ、此修正案ハ實ニ木ニ竹ヲ接イダヤウナ法案ニナリマシマウテ居ルノデアリマス(ノウ)「ノウ」ト云フ御説モアリマセウガ、私ハサウ云フヤウニ考ヘルノデアリマス、何故ト申シマスノニ、賣藥ナルモノハ一吾々ハ賣藥ト云フモノニサウ賛成スル者デモナケレバ、頼ル者デモアリマセヌ、併ナガラ賣藥ナルモノハ、現行ニ於テハ其主成分及效能等ヲ能ク其筋ニ届出マシテ、サウシテ其疾病治療ノ目的ニ適合スルモノデナケレバ、絕對ニ許可ニナリテ居ナイノデアル、然ルニ此度此七條ノ規定ノ如キ、其ノ容器又ハ被包ニ其ノ成分及分量、成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非ラザレバ之ヲ發賣スルコトヲ得ズト云フヤウナ規定ヲ茲ニ作レテ、ソレガ賣社會ノ花柳病患者ニ對シテドレ程ノ貢獻ヲ爲シ得ルノデアルカ、私共ハ一向疑ヒニ堪ヘヌノデアル、本法ノ骨子タルモノハ全ク此品行ノ正シイ人デアッテ、智德ガ向上シタ人デアレバ花柳病ナドト云フモノハ自克制己ヲヤレバ決シテソナモノニ罹ル善ハナイ、所ガ此賣社會ノ中ニハ其情慾ヲ制スルコトガ出來ヌ人方ガ過テ罹ルノデアルカラシテ、之ヲ救フ爲ニ診療

所ヲ設ケテ、サウシテ之ニ特別ノ國家ガ保護ヲ爲シテ、其ヤウナ不幸ナ人ヲ救フテ、此花柳病ノ害毒ヲシテ社會ヨリ根絶セシメタイ、根絶スルコトガ出來ヌマデモ、大ナル害毒ヲ流サセタクナイト云フノガ骨子デアルノデアリマス、然ルニ此賣藥ト雖モ今日ニ於テ無効ノ物モアルカモ存ジマセヌガ、多少ノ有効ノ物モアルカモ存ジマセヌ之ヲ斯ノ如キ法ヲ規定致シマシテモ、醫學ニ於テ専門ノ知識ノナイ者ガ、包被ニソソナ事ガ書イテアッテモ、其實質本體ガ如何ナル物デアアルカト云フコトヲ鑑別シ得ル程ノ知識ト云フモノハ無イノデアル、ソレラ是非書カネバナラヌト云フ理由ハ何所ニ在ルノデアルカ、吾々ニ於テハ一向分ラナイノデアル、デ私共ノ手許デ吾々ガ總テノ法案ヲ研究致シマスニ付キマシテハ、營業者カラ吾々ニ出シテ居ル所ノモノヲ、一應參考トシテ能ク見ル必要ガアル、ソレデ吾々ハ參考トシテ見ルノニ、是ハ賣藥者側カラ言ハセルト云フト、或ハ醫者ガ立法ヲシテ賣藥防禦ノ豫防線ヲ張ラノダト云フコトヲ、賣藥業者ガ言ウテ居ル、成程其様ニモ解セラレル、併ナガラ本法ヲ作ル上ニ於テハ、サウ云フ御精神デハナカッタウト私ハ考ヘル、併ナガラ此法ヲ立テル骨子ガ全ク二條三條ニ置イテアル以上ハ、之ニ今度修正シテ、賣藥ノ包被ニ其成分ヲ書カセルトカ云フヤウナ事ヲシテ、煩瑣ヲ取扱フスルト云フコトハ、ソレハ賣藥法其モノ、規定ニ俟ツベキモノデアッテ、全ク此花柳病豫防ノ本法ニハ、不必要ナルコト、私共ハ信ジテ居ルノデアリマス、此點ニ於テ明確ナル御説明ヲ願ヒタイと思フ(拍手)

○作問耕逸君 簡單デアリマスカラ、此處カラ御答スルコトヲ御許ヲ願ヒタイ

○議長(粕谷義三君) 許シマス

○作問耕逸君 此案ハ只今吉良君ノ御質問中ニアリマシタ如ク、全ク診察又ハ治療、或ハ處罰、又ハ減刑等ヲ目的トシテ、花柳病ノ傳播ヲ豫防スルコトヲ趣旨トスル法案デアリマシテ、賣藥若クハ賣藥業法トハ何等關係ノ無イ法案デアリマス、唯、花

柳病ニ關スル賣藥モ、世間ニ可ナリ行ハレテ居ルト云フ事實ニ基イテ、委員會ニ於テ色々専門家ノ委員諸君カラ、ソレ等ノ方面ノ議論モ出マシテ、其結果ガ只今ノヤウナ修正案、或ハ附帶決議マデヲモ可決セラレタノデアリマス、一々御議論ノ内容等ハ御紹介ハ出來マセヌ、ソレハ速記録ヲ御覽願ヒタイノデアリマス、大體委員長トシテ只今申上ゲタヤウニ考ヘテ居リマス、其外何等御答スルコトハ出來ナイノデアリマス

○議長(粕谷義三君) 次ハ福井甚三君

○福井甚三君(發言) 只今委員長ヨリ御報告アリマシタル修正案ニ付テ、私共ハ政府ニ一言御尋致シタイと思フノデアリマス、只今モ吉良君ヨリ委員長ニ御尋ニナリマシタガ如ク、本案ノ修正案第七條ニ記載セラレタ條項デアリマス、此第七條ニ記載セラレタ條項ハ、委員長ハ報告ノ便宜上省略セラレタノデアリマシテ、諸君ノ御手許ニアル如ク、即チ第七條「花柳病ニ關スル賣藥ハ其ノ容器又ハ包被ニ其ノ成分及其ノ分量、成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非ラザレバ之ヲ發賣スルコトヲ得ズ、賣藥業者前項ノ規定ニ違反シタル時ハ地方長官ハ發賣ノ免許ヲ取消スコトヲ得」此條項ニ對シテ政府ニ御尋致シタイと思フノデアリマス、此修正セラレタル眞意ニ付キマシテハ、本員疑ヒヲ起シテ居ル一人デアリマシテ、此修正ニ依リマシテハ、一面賣藥業者ヲ脅威スルガ如キ感ジラ致スノデアリマス、又特ニ是等ノ修正ヲ此花柳病法案ニ對シテ附加シテ、修正シナケレバナラヌト云フコトハ、何所ニ在ルカト云フコトヲ私ハ疑フノデアリマス、是等ノ法案ヲ修正スルナラバ、寧ろ賣藥業者ニ對シテ花柳病ニ對シテ非常ノ缺陷ガアリト致シマシタナラバ政府ニ於テハ賣藥法ノ改正ニ俟タナケレバナラヌト思ヒマス、又委員諸君ノ修正ヲ爲サルニ於テモ、賣藥法ノ修正ヲ爲サルノガ當然デアラウト思フノデアリマス、此花柳病ノ豫防ノ取締ニ付キマシテハ、中々非常ニムツカシイモノデアリマシ

テ、一ツノ賣藥ノミニ制裁ヲ加ヘタカラ、此花柳病ハ完全ニ取締ノ出來ルモノトハ敢テ言ヘナイノデアリマス、故ニ政府ハ之ニ同意ヲ爲サレタヤウデアリマスガ、同意ナサレタ御趣旨ハ何所ニ在ルカト云フコトヲ御尋シタイノデアリマス、本案ノ如キハ確ニ賣藥業者ノ一端デアルト思ヒマス、又次ニ政府ニ御尋致シタイノハ、是ハ希望條項デアリマスカラ、強テトハ申シマセヌガ、希望條項ノ第三ニ現レテ居ル條項デアリマス「醫師會ニ於テ必要上花柳病ニ關スル從來ノ賣藥ニ就テ其ノ成分及分量ヲ問合セタルトキハ政府ハ速ニ之ニ回答スルコト」斯ウ云フ條項ガ附イテ居ルノデアリマス、是ハ醫師會ト云フモノハ、吾々ハ素人デアリマスルケレドモ、全ク諮問機關デアラウト思フノデアリマス、醫師會ニ於テ必要上ト云フヨリモ、醫師ニ於テ必要上ト云フノガ相當デアラウト思ヒマス、會ノ權限ヲ以テ賣藥業者ヲ監督スルト云フヤウニ一才見エマスノデアリマス、又前段申上ゲマスル修正ノ事業ノ如キハ、由來賣藥ハ出願スルニ際シマシテハ、當該官廳ノ專門の技術者ノ嚴密ナル調査認識ヲ得テ、有效ニアラザルモノハ許可セラレナイト云フコトニナツテ居ル、又此調劑ヲ致ス者ノ資格ト云ヘバ、醫師若クハ藥劑師デナケレバ出來ナイト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、故ニ此花柳病ノ豫防法案ニ對シテ殊更此修正案マデ附ケテ出スト云フコトハ、ドウデアラウカト私ハ思フノデアリマスカラ、之ニ對シテ政府ノ御同意ヲ爲サレタ所ノ眞意ハ何レニ在ルカ、又愈、之ニ修正爲サレタ方適當デアルト云フ御考デアラナラバ、近キ中ニ賣藥法ノ改正ヲ爲サル意思アリヤ否ヤト云フコトヲ伺フテ置キタイノデアリマス

〔政府委員鈴木富士彌君登壇〕

○政府委員(鈴木富士彌君) 只今福井君ノ御質問ニ對シマシテ御答ヲ致シマス、御説ノ通り賣藥ニ關スルコトハ矢張賣藥法ノ改正ニ俟ツガ相當デアラウト思フノデアリマ

ス、併ナガラ委員會ニ於キマシテ、宮島君其他ノ方ヨリ熱烈ナル修正ノ御意見ガアリマシテ、小委員ヲ選ビマシテ審議ノ結果、小委員會ハ此七條、八條ヲ挿入スル、更ニ附則一箇條ヲ設ケルト云フコトニナリマシテ、委員會ハ可決セラレル運ビニナツタノデアリマス、政府ト致シマシテハ、相成ベクは賣藥法ノ改正ニ俟ツガ方宜カラウト云フ意見ヲ持テ居リマシタノデアリマスケレドモ、段々ノ御意見デアリ、且ツ御承知ノ通り昨年賣藥稅廢止法律案ノ審議セラレル際ニ當リマシテ、宮島君其他ノ方ヨリ内容公布ニ關スル質問ガアリマシタ、其際大臣ヨリ致シマシテ、其問題ハ將來適當ノ時機ニ適當ナル立法ヲスル、斯フコトヲ答辯ヲ致シテ居リマス、ソレニ付キマシテ宮島君ヨリ、何故ニ早ク之ニ着手シナイカト云フ御意見デアリマシタガ、政府ハ政府ノ都合今日マデ着手ガ出來ナカッタノデアリマス、幸ヒ此法律ガ出タ以上ハ、賣藥ノ中デモ最モ弊害ノ甚シイモノハ花柳病デアリ、花柳病ニ關スル賣藥デアル、而シテ最近特ニ某「ドラック」ト云フヤウナ事件モ起リ際デアラカラ、此際之ヲ挿入シテ置クガ適當デアリ、而シテ花柳病ヲ豫防スル上ニ於テハ、成ベク此手療治ヲヤラセスト云フコトガ一番效能ノアルモノデアアル、斯ウ云フヤウナ御意見デアリマシテ、此修正案ガ遂ニ委員會ヲ通過致シタ次第デゴザイマス、之ニ先チマシテ政府ノ意見ヲ求メラレマシタカラ、政府トシマシテハ貴衆兩院ガ之ヲ認メルト云フコトデアレバ同意スルノ外ハナイ、斯様ニ答辯シタ次第デアリマスカラ、其邊ハ惡シカラズ御諒承願ヒタイノデアリマス、ソレカラ醫師會ノ件ニ關シマシテハ、是ハ希望條件デゴザイマス、差支ナイ限リ便宜ヲ圖リ得ルナラバ御便宜ヲ圖ル、斯様ニ答へテ置キマシタ次第デゴザイマス、尙ホ御尋ノ件ガゴザイマシタカ、大體是ダケデ引退リマス

○福井甚三君 簡單デアリマスカラ此席ヨリ御許ヲ願ヒマス

○議長(粕谷義三君) 許シマス

○福井甚三君 只今鈴木委員ヨリ御答辯ガアリマシタガ、本員ノ質問ニハ御觸レナイヤウデアリマス、此修正案ノ通過致シタコトハ各専門ノ委員諸君ガ御集リニナツテ、而シテ小委員會ヲ開イテ御協議ニナツタ結果デアルト云フコトデアリマシテ、政府ガ之ニ同意ヲ御與ヘニナツタカドウカト云フコトヲ御尋シタイノデアリマス、同意ヲ御與ヘニナルノハ、ドウ云フ考デアリマシタノデアリマス、ソレニ對シテ御答ガナカッタヤウデアリマス(「アッタアッタ」ト呼フ者アリ)一應御願シテ置キマス、御意見ガアレバ承テ置キタイト思ヒマス

〔政府委員鈴木富士彌君登壇〕

○政府委員(鈴木富士彌君) 只今ノ點ハ賣藥法ノ御答ヲ致シタノデアリマスガ、丁度何カ御側デ御話ヲ爲スステイラシヤイマシタカラ、御聽漏シカト存ジマス、大體小委員會ノ意見ハ、是ハ已ムヲ得ナイモノトシテ同意ヲ致シタノデアリマス

○議長(粕谷義三君) 是デ質疑ヲ終リマシタカラ討論ニ移リマス、通告順ニ其發言ヲ許シマス——星島二郎君

(星島二郎君登壇)

○星島二郎君 私ハ本案ノ提出サレマシタル其精神ニ付キマシテハ、洵ニ同意ヲ致ス者デアリマシテ、即チ法律案ノ名目カラ致シマシテ、花柳病ヲ豫防シヤウト斯ウ云フノデアリマスカラ、之ニ異議アル答ハナイト思ヒマス、唯、名前ハ花柳病ヲ豫防シヤウト斯ウ云フノデアリマシテ、其政府ノ提案ノ趣意モ誰一人之ニ反對スル者ハナカラウト思フノデアリマスルガ、唯、此法案ノ爲ニ折角近來ノ傾向トシマシテ將ニ男女平等、婦人ノ人格ガ漸ク男並ニ認メラレントシツ、アル今日ニ於キマシテ、僅カノ一賣淫婦ノ業者ニ於ケル花柳病ヲ豫防セシマシタガ爲ニ、其法律ヲ作ルガ爲ニ、折角將ニ擡頭セントシツ、アル此婦人ノ所謂人格ヲ無視スル如キ法案ガ出マスルナラバ、ソレノ損害ト、病氣ヲ少々瘥サウト云フコトハ、何レガ重キカト云ヒマスレバ、私ハソレニハ堪

ヘラレナイ(ヒヤ)——本案ノ第五條ヲ見マスト、色々委員會ニ於キマシテモ説明ガアリマシタガ、是ハ實ハ題目カラシマシテモ花柳病豫防法デヤナイ、賣淫婦花柳病豫防法ト書改メナケレバナラズ、總テニ互フテ花柳病豫防法ト云フノハ、内容カラ見マスト是ハ少シク題目ガ大キ過ル、ソユデ私ハ色々——隨分此委員會ハ熱心ニ審議サレマシテ、餘リ熱心ノ餘リニ格闘マデ始マル程熱心ニヤラレタノデアリマスガ、ドウシテモ此際ニ於キマシテ、若シ眞ニ政府ガ花柳病ヲ根絶シヤウト云フナラバ、男子モ女子モ平等ニ之ヲ取締ラナケレバナラナイ(ヒヤ)——殊ニ獨リ賣淫婦ノミデヤナイ、一般ノ賣淫婦以外ノ男ニモ女ニモ之ヲ通用スルヤウニシナケレバ、法ノ目的ハナイデヤナイカ(拍手)ソコデ我ガ政友會ニ於キマシテハ、此法ノ精神ガ若シ修正出來ルナラバ、其所マデ徹底シヤウト云フノデ、先程委員長ヨリ御朗讀ニナリマシタ如ク、獨リ賣淫婦業者ノミナラズ、一般ノ男モ女モソレヲ知り、又ハソレヲ知ルベキ状態ニナツテ性交シマシタ場合ニ於キマシテハ之ヲ嚴罰スル、尤モ獨逸其他ノ立法例ヲ見マスルソレヲ餘程輕クシマシテ僅カ三箇月、而モソレニ罰金刑ヲ加ヘマシテ、マダ最初ノ事デアリマスカラ其程度デ宜カラウト、斯ウ云フ工合ニ實ハ修正致シタノデアリマス、ソコデ私ハ本來此法案ニ付キマシテ殊更興味ヲ持チマシタ點ハ、此法律ヲ段々ト改正シ、善クシ、若シ此法律ヲ始メカラ政府ハ完全ナモノヲ出シテ呉レマスレバ、私共ハ多年度々問題ニナツテ居リマス所ノ公娼制度ノ問題ノ如キハ、此法律デ取締ラレル、其所マデ一體進ミタイ、ダカラ私ハ政府ハ長イ間調査研究サレ、或ハ保健調査會、或ハ醫師會、或ハ賣藥業者等各方面ヲ斟酌サレテ、兎ニ角ヤトノコトデ此程度ノ案ガ出サレタ其苦心ハ洵ニ御察シスルノデアリマスケレドモ、今日此時代ニ出サレル法案トシテハ、餘リソレハ時代遅レノ法案ト言ハナクチャナラナイ、私ハ精神ニハ贊成

スルケレドモ、遺憾ナガラ本案ニハ反對セザルヲ得ナイノデアリマス、成程先程御二人ノ御質問ニモアリマシタ通り、若シ花柳病豫防法ヲ徹底のニシマスレバ、今回修正ノ意見ガ出マシタ通りニ、或ハ賣藥其物マデニ、又ソレ以上ニモト干渉スル必要ガアルカモ知レマセヌケレドモ、其他今日花柳病ノミナラス、或ハ結核病者、其他今日ノ賣藥ヲ取締ルベキコトハ、勿論多々アル事ト思フノデアリマシテ、是ハ別ナ所賣藥法規ニ依リマシテ、私共ハ單ニ内容ヲ訂ス位デハ満足シナイ、彼ノ「ドラック」ノ如キ誇大ナル廣告ヲシテ、弱イ人ヲ惑ハスト云フヤウナコトハ、嚴ニ是ハ取締ルベキ必要ガアラウト思フノデアリマス、斯ウ云フモノヲ以テ出サレルノガ、本當デアルトトハ出来ナカッタデアリマス、ソコデ尙ホ私共ハサウ此所デ急イデ此缺陷ノ多イモノヲ通シマスルヨリモ、本當ニ花柳病ヲ完全ニ豫防スル爲ニハ、單ニ賣藥ヲミナラス、私共實見シマシテ非常ニ感ジマスルコトハ、頑ニナイ子供花柳病ニ罹ルハ、是等ハ花柳病ノ乳母ガ子供ニ乳ヲ飲マセたり、或ハ子供ニ感染シテ居ル、ソレニ又病氣ノ無イ乳母ガ乳ヲ飲マスコトニ依テ乳母ニ傳染スルト云フヤウナコトガアリマス、本當ヲ言ヒマスレバ乳兒、或ハ乳母、或ハ看護婦トカ、サウ云フ者ニマデ此法案ハ十分徹底のニ及ボサヤウニシナケレバ完全ナモノデナイ、之ニ付キマシテハ勿論政府當局ノ方モ異議ナイ筈、唯、極端ニ俄ニ進ムコトガ出来ヌカラ、此生温イ程度ノモノニシタ、斯ウ云フコトヲ御説明ナサレテ居ルノデアリマス、殊ニ本案第五條ハ刑罰法規トシマシテ甚ダ徹底ヲ缺イテ居ルコトハ、賣藥者ガ惡イカ、買藥者ガ惡イカ、サウシテ是ハ賣藥者タケテ罰スル、而モソレハ單ニ女子ト云フコトハ明テシテナイケレドモ、結果ハドウシテモ女タケテ罰スルコトニナシテ居ル、是ガ今日既ニ先程モ申シタ如ク、正ニ婦人參政權、或ハ婦人

ノ公民權、或ハ公娼制度ノ全廢ノ精神カラシマシテモ、今更斯ナ舊イモノヲ此處ニ出サレルト云フコトハ、洵ニ殘念ニ堪ヘナイ、サウ云フ意味合カラ本法提案ノ趣意ニハ贊同シマスガ、モト完全ナモノトシテ出直シテ御越シナサナイ、吾々ハ慎重審議シテ之ニ贊成スルニ決シテ各デハナイ、斯ウ云フ意味合カラ之ニ反對スルノデアリマシテ、唯、宮島君其他ノ提案ニナリマシタ希望條項ガ多イ、此條ノ三條カ四條ノ簡單ナ豫防法案ニ、五箇條モ六箇條モ希望條項ガアルノハ、如何ニ此法案ガ不完全デアルカト云フコトヲ明テシテ居ルモノデアリマシテ、アノ希望條項ヲ御讀ミ「ナリ」マスレバ、是ハ非常ニ缺點ガ多イ、政府ハ早ク之ヲ改正セヨト云フノデアリマシテ、私共ハ此希望條項ニ反對スル理由ハ見出サヌ、故ニ私ハ此希望條項ニハ贊同ヲ表シタ一人デアリマス、故ニ此意味ヲ徹底シマスレバ、要スルニ改メテ出直シタラ宜シカラウ、此一言デ盡キルト思フノデアリマス、簡單ニ是ダケ申述ベテ置キマス

○議長(粕谷義三君) 土屋清三郎君

(土屋清三郎君登壇)

○土屋清三郎君 私ハ只今ノ委員長ノ報告ニ對シマシテ、贊成ノ意見ヲ表明致シタイノデアリマス、花柳病ハ人間ノ本能ニ基ク所ノ病デアリマシテ、是ガ爲ニハ妊娠シタル者ガ流産トナリ、男女ヲ通ジテ不妊症ヲ起シ、種族ノ繁殖ヲ妨ゲルノミナラス、一面ニハ精神病ノ原因トナリ、他面ニハ毒ヲ子孫ニ傳ヘテ、民族退化ノ重大ナル原因トナシテ居ルコトハ、各國識者ノ齊シク認ムル所デアリマシテ、隨テ是ガ豫防撲滅ハ實ニ我國ニ於キマシテモ重大ナル問題デアリマス、併ナガラ花柳病ハ他ノ傳染病ト違ヒマシテ、主トシテ性交ニ依テ傳播スルモノデアリマスルカラ、是ガ豫防ハ從テ又他ノ傳染病ト異テ居リマシテ、即チ性交ヲ擅ニスル所ノ病者ヲ取締リ、病者ヲ治療シ、公衆ヲ誤ル所ノ藥品其他ノ物ヲ取締リ、公衆ヲ教育、啓發スルコトニ依テ其目的ヲ達シ得ラレルト思フノデアリマス、委員長

報告ノ修正案並ニ附帶決議ハ、大體以上ノ見解ノ下ニ作製セラレタルモノデアリマシテ、即チ第二條、第三條及第四條ニ依リテ、賣淫市場ニ於テ其取引ニ從事スル者ノ病ヲ治療シ、第五條ニ於テ病者ノ性交ヲ取締リ、第七條及希望條件ニ依リマシテ公衆ヲ誤ル所ノ賣藥ヲ取締リ、第六條及希望條件ニ依リマシテ患者及公衆ヲ啓發シ、相俟テ豫防ノ目的ヲ達セントスルモノデアリマス、只今星島君カラ本案ニ對シテ反對ノ御意見ガ出マシタ、之ヲ承リマスルト本案ハ主トシテ密賣淫婦ヲ取締ルモノデアル、他一般ノ人ニハ及バナイ、獨逸ノ豫防法ヲ見レバ、獨逸ノ密賣淫婦バカリデナク、一般ノ人ニ於キマシテモ梅毒ヲ有シテ性交スル者ヲ取締リ、又夫婦間ニ於テモ之ヲ取締リ、病アルコトヲ知テ之ヲ相手方ニ告グズシテ結婚シタル者ニ對シテモ、之ニ制裁ヲ加ヘル、然ルニ本法案ハ唯、密賣淫婦ノミヲ取締ルモノデアリマシテ、甚ダ不徹底デアルト云フ御意見ト承クノデアリマス、成程一應理想トシテハ尤デゴザイマスルケレドモ、由來刑罰手段デアッテ目的デアアリマセヌ、況ヤ主トシテ性交ニ依テ傳染スルモノデアリマスルガ故ニ、公衆ヲ指導啓發スルコトニ依テ互ニ相警戒セシムルナラバ、之ニ依テ相當ノ效果ガアルト云フコトハ申スマデモアリマセヌ、星島君ノ御意見ハ前申シマシタ通り、獨逸ノ花柳病豫防法案ヨリ御引用ニナクヤウニ承リマシタガ、丁度數日前受領致シマシタ通信ニ依リマスレバ、獨逸ニ於テハ只今星島君ノ御引用ニナリマシタ所ノ豫防法案ト云フモノハ、理想案トシテ今日マデ迄ニ成立ヲ見ナカッタデアリマス、然ルニ去ル二月九日獨逸議會ヲ通過致シマシタ花柳病豫防法ニ依リマスレバ、同第五條、及第六條ニ依テ、花柳病ニ罹レテ居ルコトヲ知テ性交ヲ爲シタル者ハ之ヲ處罰スル、夫婦間ニ於テモ同ジデアル、但シ是等ハ何レモ訴テ其罪ヲ斷ズル、即チ親告罪ト致シテ居ルノデアリマス、蓋シ斯ノ如ク改マリマシタコトハ、先ノ案ハ餘リニ理想ニ走テ居テ到底實際ニ

疎イモノデアルト云フガ爲ニ、斯ノ如ク訂正サレタモノト思フノデアリマス、固ヨリ星島君ノ御意見ハ理想トシテ結構デアリマス、私モ今日只今此案ヲ以テ將來ニ互ニ完全無缺ナルモノトハ考ヘマセヌケレドモ、千里ノ道モ矢張一里ヨリシナケレバナリマセヌ、今日我國ニ於テ初メテ此法ヲ施行セラル、場合ニ於キマシテハ、先ヅ此程度ニ於テ相當デアアラウト斯様ニ考ヘルノデアリマス、次ニ星島君ハ修正案タル第七條ノ賣藥ノ内容公示ニ付テ御意見ガアリマシタ、同君ノ申サレルニハ、賣藥ノ内容公示ト云フコトハ、全然吾々ハ贊成デアアル、寧ろ進ンデ彼ノ賣藥ノ誇大ナル廣告ヲ取締リ、賣藥全般ニ互ニ徹底のニ之ヲ取締ラナケレバナラス、併ナガラ是ハ賣藥法ヲ改正ニ依テ其目的ヲ達スベキモノデアリマシテ、花柳病豫防法ニ於テ之ヲ規定スルト云フコトニハ反對デアルト云フ御意見デアリマシタ、是モ一應御尤デアリマス、私共ハ昨年來賣藥ハ其性質上兎角公衆ヲ誤リ易キモノデアルカラ、是ガ取締ハ一層嚴重ニシナケレバナラス、其意味ニ於テ秘密藥ト云フモノハ絕對ニ許スベキデナイ、内容公示ハ當然デアルト云フ意見ヲ持テ居タルデアリマスカラ、只今政友會ヲ代表セラレタル星島君ノ御意見ヲ承リマシテ、他日賣藥法改正案ガ其意味ニ於テ本院ニ現ハレマシタ場合ニハ、政友會ノ諸君ハ必ズヤ舉テ之ニ贊成トシテ同君ノ御意見ニ深く敬意ヲ表スルノデアリマス、以上大體ニ於テ星島君ノ反對ノ御意見ニ對シマシテハ略、盡キタト考ヘマスガ、終リニ私ハ一言ヲ附加ヘマシテ、特ニ政府ノ御注意ヲ仰ギタイト思フノデアリマス、政府ガ國民多年ノ希望デアッタ所ノ、本病豫防ニ指シ染メテ、本法案ヲ御提案ニナラレテ、本病ノ豫防ニ對シテ相當ノ施設ヲセラレ、可憐ナル、賣ラレ往ク所ノ群ノ人ニテ保護シテ、後世子孫ニ互ニテ、我が民族ノ健康ヲ保護シヤウトスル御趣旨ニ對シテハ、私ハ滿腹ノ敬意ヲ表スルモノデアリマス、併ナガラ由來此種ノ事業ハ單リ

法律ノカニ依テノミ之ヲ達スルコトハ出来マセヌ、官民相俟テ初メテ其目的ヲ達スルコトガ出来ルト思フノデアリマス、殊ニ花柳病豫防ノ如キ事柄ニ至リマシテハ、最モ其必要ヲ感ズルノデアリマス、幸ニ我國ニハ現代世界ノ「毒藥」タル「サルウアルサン」ノ共同發見者トシテ、世界人類ニ向テ無窮ノ恩恵ヲ垂レテ居ル所ノ泰佐八郎博士ガアル、政府ノ考ニ依リマシテハ、此驅微藥ヲ一層安價ニ提供スルコトガ出来ヤウトモ考ヘルノデアリマス、又豫防運動ニ付キマシテハ、本邦性病學ノ權威デアアル土肥慶藏博士ヲ會頭トスル所ノ日本性病豫防會ガアリマシテ、同博士ハ昨年はガ爲ニ態々私費ヲ以テ萬國性病會議ニ登ラレマシタ、加之又此運動ヲ徹底センガ爲ニ少カラザル私財ヲ此會ニ投ジテ、獻身の此豫防撲滅ニ努力ヲ致サレテ居ルノデアリマス、其他民間ニハ幾多之ニ關係アル所ノ團體ガ相當ニアルノデアリマス、願クハ本法實施ノ曉ニ於キマシテハ、政府當局ハ宜シク是等ノ關係機關ヲ援助シテ、是ト提携シテ、相俟テ豫防ノ目的ヲ達セラレンコトヲ切望シ、此意味ニ於テ本案ガ速ニ通過セラレンコトヲ切望シテ此壇ヲ下ルノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 是ニテ討論ハ結局致シマシタ、仍テ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕
○議長(粕谷義三君) 起立多數ト認メマス、仍テ本案ハ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○井本常作君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス
○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ニ供シマス

花柳病豫防法案 第二讀會

○議長(粕谷義三君) 別ニ御發議ガアリマセヌカラ採決ヲ致シマス、本案ノ委員長報告ハ修正デアリマス、此委員長報告ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第三讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ニ供シマス

○議長(粕谷義三君) 別ニ御發議ガアリマセヌカラ採決ヲ致シマス、本案ノ委員長報告ハ修正デアリマス、此委員長報告ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ第二讀會ヲ終リマシタ、是ニテ本案ノ第二讀會ヲ終リマシタ
○井本常作君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ第三讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ニ供シマス

花柳病豫防法案 第三讀會
○議長(粕谷義三君) 別ニ御發議ガアリマセヌカラ採決ヲ致シマス、委員長報告ノ通り、即チ第二讀會議決ノ通り、賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
〔贊成者起立〕

○議長(粕谷義三君) 起立多數デアリマス、仍テ本案ハ第二讀會議決ノ通り可決確定致シマシタ(拍手) 次ハ違警罪即決例中改正法律案ノ議事ヲ進メマス、本案ニ對スル質疑ヲ許シマス、横山勝太郎君

○議長(粕谷義三君) 許シマス
○横山勝太郎君 本案ノ修正ハ、提案者トシテハ甚ダ遺憾千萬デアリマスガ、併シ此場合已ムラ得ヌコト、存ジマス、政府ハ此修正案竝ニ原案ニ御同意ヲスルノデアリマスカドウカ、此點ダケヲ確メテ置キマス
〔政府委員鈴木富士彌君登壇〕
○議長(粕谷義三君) 次ハ原夫次郎君

○議長(粕谷義三君) 次ハ原夫次郎君
〔原夫次郎君登壇〕
○原夫次郎君 私ハ只今横山君竝ニ鈴木君ノ間ニ質問應答ノアツタコトニ牽聯ヲ致シテ、政府當局ニ御尋フ致スノデアリマス、ソレハ此改正ノ第十條ノ二ノ原案ヲ修正致シテ、第九條又ハ第十條ニ依リ警察官署ニ

留置セラレタル者ニ云々ト、斯ウ修正ニ相成テ居ルノデアリマス、ソコデ先ツ私ハ二點ダケヲ御尋致シタイト思フノデアリマスガ、其第一點ト致シテハ、此第十條ノ二ノ改正條項ナルモノハ、是ハ實ハ蛇足デアッテ、今日ノ刑事訴訟法ノ本旨カラ申シテ、拘留處分モ矢張刑事處分ノ一種デアアル、サウデアアルトスルナラバ、是ハ當然未決拘留者若クハ既決囚ニ對シテハ、刑事訴訟法並ニ監獄法ノ適用上、當然適用ヲ受クルモノデアッテ、今日現ニ各警察署デハ之ヲ桶トシテ、ドウシテモ接近ヲ許サナイト云フ譯ニハ參ラナイノデ、サウ云フ風ヲ取扱フ致シテ居ルノデアリマス、然ルニ本法ニ於テ更ニ是等ノ者ヲ刑事訴訟法ト同様ノ改正規定ヲ設ケルト云フ本旨ハ何處ニ在ルノデアルカ、是ガ第一點デアリマス、ソレカラ第二點ト致シテ、只今ノ此修正ノ「第九條」ハ宜シイガ、第十條ニ依リ警察官署ニ留置セラレタル者」ト云フ改正ニナラセテ居ル、然ル所此第十條ハ即チ拘留ノ言渡ヲ受ケテ、其言渡ガ未ダ確定セザル間ニ、拘留一日ニ對シテ一圓ノ割合ヲ以テ保證金ヲ納メタナラバ、正式裁判ヲ受クルコトガ出来ルト云フ此規定ガ十條ニ致シテアルノデアリマス、是ニ於テカ此修正ノ簡條ト云フモノハ、被告人ガ拘留ノ處分ノ言渡ヲ受ケテカラ以後ノコトニ屬スル所ノ被告人ノ關係デアリマス、然ルニ違警罪即決例ノ第二條ノ規定ニ依ルト云フト、先ツ警察官署ガ此拘留ニ處スベキ人ヲ引張テ來テ、色々取調ヲ爲シ、或ハ證據ヲ蒐集致シテカラ、然ル後ニ拘留處分ノ言渡ヲスルコトニ相成ッテ居ル、サウスルト此改正案ノ趣意カラ申スト云フト、言渡ノ前ニ拘留處分ヲ受ケテ居ル所ノ者ニ對シテハ、本法ノ適用外ニ屬スルト云フト云フモノハ、洵ニ當ヲ得ナイ改正デアアルノミナラズ、此改正ヲ爲シタガ爲ニ、此違警罪即決例ト云フモノハ、折角本則タル刑事訴訟法ニ於テ、總テノ未決拘留者、若クハ既決拘留者ニ對シテ、接見又ハ信書ノ取次等ヲ許スト云フト云フコトニナラセテ居ルニ拘ラス、

コンナ拙イ改正ヲ爲シテ、而シテ未ダ言渡ヲ受ケザル者ニハ本法ハ適用シナイ、斯ウ云フ結果ニ相成ルノデアリマス、是ハ定メシ此改正案ノ討議ノ際ニ於テ、政府當局者ガ唯、漫然ト、此提案者ノ本義ヲ能ク解シナイデ、輕卒ナル同意ヲ致シタモノト思フノデアリマス、仍テ此第二點ニ對シテハ、委員長竝ニ政府委員ニ對シテ、何故ニ斯ウ云フ改正ヲ爲スノデアルカ、斯フ云フ點ヲ御尋致ス次第デアリマス

〔政府委員本田恒之君登壇〕
○政府委員(本田恒之君) 原君ノ御質問ニ御答申上ゲマス、原君ノ御質問ハ二點ニナラセテ居タヤウデアリマス、第一ハ刑事訴訟法ガ違警罪即決例ニ適用サレルノデアルカラ、刑事訴訟法ニ書イテアル事柄ヲ、故ラニ更ニ修正スル必要ガナイト云フヤウナ御意見ノヤウデアリマス、違警罪即決例ニハ適用ガナイノデアリマス、申上ゲルマデモアリマセヌ、違警罪即決例ノ司法處分デゴザイマセヌ、行政處分デアリマス、警察ノ命令ヲ執行スル爲ニ、一ツノ行政處分ヲヤリマスノガ違警罪即決例デアリマスカラ、之ニ對シテ刑事訴訟法ノ適用ガアリマセヌ、隨テ此即決例ニ刑事訴訟法ト同一ナル規定ヲ設クル必要ガアレバ、矢張即決例ノ中ニ書イテ置キマセヌケレバ、其運用ガ出来ナイト云フト云フコトハ、申上ゲルマデモアリマセヌ、第二點ニ付キマシテモ、矢張原君ガ前提ニ於テ御意見ガ違フ結果デアリマス、例ヘバ若シ今度ノ修正案ノ如キモノガアルナラバ、或ハ信書ノ往復、面接、其他刑事訴訟法ニ於テ許サレテ居ル總テノ事ガ出来ルモノヲ、態々修正シテ其途ヲ塞イデシマッテ居ルデハナイカ、甚ダ不都合デハナイカト云フ御意見デアリマスケレドモ、サウデハゴザイマセヌ、刑事訴訟法ノ適用ト云フモノハ、違警罪即決例ニハ最初カラ無イト云フ前提ニ於テ修正サレテ居ルノデアリマス、一二點共ニ原君ノ御意見ハ、政府ノ見ル所ト根柢ニ於テ違フテ居ルト云フト云フ申上ゲテ御答辯ニ代ヘマス

第二讀會 第三讀會

○原夫次郎君 委員長ガ御答ガナイナラバ、モウ一度此處カラ本田政府委員ニ御尋致シタイノデアリマス、本田政府委員ハ、能ク意義ヲ明ニシナイデ御答ニナラハ、ヤウデアリマス、先ヅ第一點ノ違警罪即決ナルモノハ矢張裁判デアル、裁判ト云フコトハ動スベカラザルコトデアリマスカラ、此裁判ヲ爲ス所ノ特別法デ特別規定シテアル所ノモノハ、適用上其特別法ガ勝テ制スルノデアリマス、此特別法ニ規定ノナイ部分ニ付キマシテハ、一般ノ裁判ノ原則ヲ定メタル所ノ、刑事訴訟法ノ適用ヲ受クルト云フコトハ、是ハ當然ナコトデアリマス、ソコデ第十條ノ二ノ改正案ニ付テ私ガ質疑ヲ致シタノデアリマス、ケレドモ之ニ對スル本田君ノ御答辯ハ、能ク私ノ問ハントスル所ノ意義ヲ御了解ニナラナイヤウナ御答辯デアアル、又第二點ノ御答辯ニ至ラハ、是ハ洵ニ以テノ外ノ御答辯デアリマス、第十條ノ改正、是ハ刑事訴訟法ヲ離レテ、此違警罪即決例其モノニ付テダケノ改正デアリマス、サウスルト違警罪即決例中、拘留處分ノ言渡ヲ受ケテ以後ノ者ニ付テハ、此刑事訴訟法ノ規定ヲ適用スルコト、未ダ言渡ヲ受ケナイデ、而モ警察署ニ連レテ行カレテ、拘留處分ヲ受ケテ居ル所謂未既拘留者デアアル、此者ニ對シテ何故ニ刑事訴訟法ノ規定ヲ適用シナイカ、斯ウ云フ質問デアアルデアリマス、更ニ本田政府委員ノ御答辯ヲ煩ハシテ置キマス

〔政府委員本田恒之君登壇〕

○政府委員(本田恒之君) 重ねテ御答申上ダマスガ私ハ原君ノ御質問ノ趣旨ヲ取違ハテ申上ダテ誤デアリマセヌ、只今ノ原君ノ御説明ニ依テ、原君ノ御議論ノ根據ガ分リマシタカ、原君ハ違警罪即決例モ、一ツノ裁判デアアル、裁判デアアル以上ハ刑事判決ヲ運用スル所ノ刑事訴訟法ト云フモノ、適用ヲ受ケルノハ當然デアアルト云フ御議論ガ第一點デアアルヤウニ思ヒマス、ケレドモ政府ノ見ル所ニ於キマシテハ、違警罪即決例ト云フノハ、一ツノ行政處分デアリマシテ、司法處分デアリマセヌ、違警罪即決例ノ

處分ヲ受ケタ者ハ、本人ガ承認シタル場合ニ於テノミ效力ヲ生ズル、假令本人ガ警察ノ處罰ヲ受ケマシテモ不服ノ場合、承認ヲ與ヘナイ場合ニハ效力ハ無いデアリマス、確定ヲ致サナイノデアリマス、是ハ一體左様ナル行政處分ニ付シテ置クノガ宜イカ、司法處分ニ付スノガ相當デアアルコト云フコトハ、是ハ別ノ問題デアリマスガ、只今現ニ我國ニ行ハレテ居リマス、違警罪即決例ハ、行政處分デアリマシテ司法處分デアリナイノデアリマス、隨テ司法處分、司法刑事處分ノ運用ヲ致シマス所ノ刑事訴訟法ノ適用ハ當然無いノデアリマス、此譯デアリマスカラ、之ヲ強テ司法處分ニ移スコトガ出來ルカドウカト云フ點ハ、只今御議論ガアリマセヌデシタケレドモ、實ニ重大ナ問題デアリマシテ、一年ニ四五十万モアリマス所ノ違警罪即決事件ヲバ、正式ナル裁判ニ移スコト云フコトニナリマス、是ハ容易ニ出來ル仕事デアリマセヌカラ、已ムヲ得ズ今日ハ行政處分ニ委シテ居ルノデアリマス、併ナガラ之ニ不服ノ人ハ、區裁判所ニ正式ナル裁判ヲ求メルコトガ出來ルノデアリマス、是ハ區裁判所ガ第一審ノ裁判ナルノデアリマスカラ、決シテ行政處分デアアルカラト云フテ、ソレガ爲ニ司法權ノ侵害ヲ受ケテ居ル譯デアリマセヌ、第一點ハ原君ト根本ノ意見ガ違ヒマセヌ、隨テ御議論ノ結果ニ於テ相違ヲ生ズルノハ已ムヲ得マセヌガ、政府ハ何處マデモ違警罪即決例ハ裁判デアリ、一ツノ行政處分デアアルト云フ見地ヨリ御答辯ヲ申上ダテ居ル次第デアリマス、第二點ニ付キマシテハ、是ハ違警罪即決處分ヲ受ケタル後ニ、今度修正ニナリマシタ所ノ刑事訴訟法ノ運用ガアリマスノデ、其前ニ於キマシテハドウデアアルコト云フ御話デアリマスカラ、是ハ行政處分ノコトデアリマスカラ、行政處分ノ都合ニ依テハ、面會モ通信モ許サナケレバナリマセヌ、併ナガラ御承知ノ通り此違警罪ニ付テ拘留ヲ致シマシタ場合ハ、翌日ノ日没以上拘留スルコトノ出來ナイコトモ、既ニ規定致ス所デアリマスカラ、大概ノ場合ハ假令

面會ヲ拒絕致シマシテモ、或ハ面會ガ事實上出來ナイト云フコトニナリマシテモ、實際上ニ於テ差支ナイノデアリマス、併ナガラ之ヲ理窟ノ上デ申上ダレバ、行政處分トシテ警察ニ拘留シテ居ルノデアリマスカラ、正當ナル理由ガアレバ、面會通信ヲ拒ム道理ハナイト思ヒマス

○議長(粕谷義三君) 是ニテ質疑ヲ終リマシタ、仍テ討論ニ入りマス、通告ニ依テ其發言ヲ許シマス、原夫次郎君

〔原夫次郎君登壇〕

○原夫次郎君 只今私カラノ質問ニ對シテ、本田君カラ御答ニナラタ所ノ其政府ノ所見ニ付テハ、全然不同意ヲ表スル者デアリマス、又本案ノ此改正案ニ付テモ、是亦其根本ニ於テ全然反對ヲ致ス者デアリマス、先程申上ダマシタ私共ノ所見ニ依ルト云フト、一體此違警罪即決例ナルモノハ、我が帝國議會開設ノ前、即チ明治十八年ニ發布ニナラタル立憲政治以前ノ遺物デアリマシテ、今日ノ我が法治國家ノ上カラ申シマスト云フト、コンナ舊式ナル人權蹂躪ノ種ヲ始終作ル所ノ、斯ウ云フ法律ヲ存シテ置クコトハ、洵ニ是ハ我國家ノ恥辱ト考ヘルノデアリマス、一體違警罪即決例ノ實際ノ運用如何ト云フナラバ、是ハ諸君モ既ニ御承知ノ如ク、又政府當局者ニ於テモ熟知致シテ居ラレル如ク、是ハ名前ヲ違警罪ト云フコトニ藉リテ、其實犯罪捜査ノ用ニ供スルノデアリマス、路傍ニ居ル所ノ人ヲ唯、違警罪ニ名ヲ藉テ之ヲ拉致シ來レテ、而シテ之ヲ警察署内ニ留置致シテ置イテ、サウシテ他ノ犯罪ヲ捜査スルノデアリマス、又科料モ矢張同様ノ事デアリマス、是ニ於テカ我國ノ此違警罪即決例ニ依テ處分ヲ受ケテ居ル所ノ者ガ年々増加致シテ、四十年以來ノ統計ヲ此處ニ持テ居ルノデアリマスカラ、既ニ合計五十万二千二百三十七件、是ガ四十二年ノ統計デアリマス、其内ノ拘留處分ヲ受クル者ガ殆ド六万人、其他科料ニ處セラレル所ノ者ガ四十五万人近クデアリマス、是等ノ件數ヲ上シテ居ル所ノ事柄ハ、其實際ノ違警罪ニ觸レタル所ノ人ハ殆ド

是ノ百分ノ幾人ニ當リマセウカ、極メテ寥寥タル數デアリマス、ソコデ先程政府當局者ガ言ハレタ如ク、成程此違警罪即決例ニ依テ是等ノ事件ヲ取扱フ、右手ニ警察官ガ同行ヲ求メ來リ、左手ニ其同一警察官ガ處分ヲ爲ス、斯ウ云フヤウナ遣方デアリマシテ、是ハ一種ノ行政處分デアアルト云フ政府當局ノ御意見デアッタノデアリマスカレドモ、是ハ唯、法文ノ文字ノ上カラ論ズル所デアリマシテ、今日吾々ノ名譽、財産、生命、身體等ヲ託スルノニハ憲法ノ上デ十分ノ保障ガアツテ、誰シモ此法律ニ依ルニアラザレバ是等ノ權利ヲ侵スコトハ出來ナイ、又法律ニ依テ處罰セラル、場合ニ於テハ、是ハ天皇ノ名ニ於ケル所ノ司法權デナケレバイカスト云フコトハ、是ハ洵ニ明ナ事デアリマス、ソコデ形式ノ如何ニ拘ラズ、實質ニ於テハ是ハ一種ノ裁判デアリマシテ、一日以上三十日以下ノ拘留處分ヲ受ケテ警察ノ拘留所ニ留メラレル所ノ人間ハ、之ヲ何トシテ裁判ト見ナイコトガ出來マセウカ、況ヤ此言渡ニ對シテハ正式裁判ヲ求ムルコトガ出來ルト云フ規定ノアル、其規定自體ニ於テモ、是ガ警察官廳言渡ヲ受ケタル所ノモノガ、殆ド不確定ノ處分デアツテ、其處分ハ正式ニ裁判ヲ受ケレバ、ソレガ正式ニ確定スルト云フ意味合ノ下ニ出來テ居ル、此法律ト云フモノハ、根本ニ於テ是ハ一種ノ變態ノ裁判ト謂ハザルヲ得ナイノデアリマス、斯ノ如キ苟モ此裁判デアアル以上ハ、今日段々進歩シテ參テ警察ノ機能モ發達致シテ居リマス今日デハ、段段此刑事訴訟法ノ本旨ニ從テ、關係書類ヲ作製スルトカ、或ハ接見禁止ノ簡條ヲ適用スルトカ云フコトノ實際ニナラテ居ルノデアリマス、サウ云フヤウナ次第デアアルノデアリマスカラ、吾々ハ其根本義ニ於テ、先ヅ違警罪即決例ナルモノハ、是ハドウシテモ我が法治國家ノ條規ニ反スル、原則ニ反スル法令デアルガ故ニ、先ヅ政府ト致シテハ、速ニ簡易ナル違警罪裁判所ヲ設置致シテ、之ニ備フル所ガナケレバナラヌト云フコトヲ、年々力説シテ居ルノデアリマス、

殊ニ今日ハ既ニ陪審制度マデモ制定セラレテ居ル今日デアリマス、斯ウ云フドモ人權蹂躪ヲ常ニ行フ所ノ、又最も弱イ者虐メヲスル所ノ此違警罪即決例ナルモノハ、ドウアツテモ吾々有識者ノ間デ之ヲ解決シナケレバナラヌ問題ト思フノデアリマス、實際今日ノ社會ニ於テ、弱者程同情セナケレバナラヌ、此違警罪即決例ニ罹ル所ノ者ハ、實際ニ於テハ左程聲ヲ大ニシナイ、又此苦痛ト云フモノヲ世間ニ訴ヘナイノデアリマス、是等ノ處分ヲ受ケル年々五十万近クノ者ガ、全ク是ハ法律ノ力ニ依テ、又法律ノ名前ニ隠レテ、警察官ガ實際ニ人權ヲ蹂躪スルノデアリマス、是等ノ事柄ト云フモノハ、是ハ一面カラ言フト、大キナ社會ノ財政若クハ經濟問題ニモ相成リ、吾々各々協賛ヲ與ヘテ居ル所ノ此豫算中ニ於キマシテモ、年々五六万ニ餘ル所ノ此拘留者ヲ養フ爲ニハ、多大ノ國帑ヲ費シテ居ルノデアリマス、若モ是ク正式ニ檢事ノ手ニ依テ起訴セラレ、正式ナル裁判官ノ下デ裁判ヲ爲スナラバ、此件數ト云フモノハ、殆ド百分ノ一カニモ足リナイ件數ニ止マルコトハ、洵ニ明デアルノデアリマス、斯ノ如キ關係デアリマシテ、横山君ノ提案ニ係ル此改正案ト云フモノハ、其根本義ヲ開却シテ、既ニ非憲法的、非刑事訴訟法的ノ此法律ヲ土臺トシテ、其枝葉ニ向テ二三ノ修正、改正ヲ加ヘントスル所ノ法律デアルノデアリマス、吾々ハ斯ル姑息ナル法案ニハ全然反對致シ、根本ニ於テ此違警罪即決例ナルモノハ、之ヲ速ニ廢止シテ、之ニ代ル所ノ法律ヲ政府並ニ吾々ノ手ニ依テ之ヲ作ランコトヲ希望スルノデアリマス、其意味ニ於テ反對ヲ致スノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 是ニテ討論ハ結局致シマシテ、採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス(賛成者起立)

○議長(粕谷義三君) 起立少數デアリマス

○井本常作君 議長

○議長(粕谷義三君) 井本君何デスカ

○井本常作君 議事日程變更ノ動議ヲ：○議長(粕谷義三君) 只今ノ宣告ヲ致シマス、只今ノハ起立少數デアリマスカラ、本案ハ第二讀會ヲ開カザルニ決シマシタ

○井本常作君 議事日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、此際政府提出、王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ノ戸籍等ニ關スル法律案、及不動産登記法中改正法律案ヲ一括議題トシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ日程變更ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、即チ茲ニ政府提出、王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ノ戸籍等ニ關スル法律案、及不動産登記法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長武藤嘉門君

王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ノ戸籍等ニ關スル法律案(政府提出)(貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ノ戸籍等ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和二年三月二十二日

委員長 武藤 嘉門

衆議院議長粕谷義三殿

不動産登記法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 不動産登記法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和二年三月二十二日

委員長 武藤 嘉門

衆議院議長粕谷義三殿

(「武藤嘉門君登壇」)

○武藤嘉門君 私ハ私共委員ニ付託サレマシタル、王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地ノ家ヨリ王公家ニ入りタル者ノ戸籍等ニ關スル法律案、及不動産登記法中改正法律案、此二件ノ委員會ノ經過ト結果ヲ御報告致シマス、委員會ハ數日ニ亙リマシテ、慎重ニ審議致シマシタ、委員ノ原夫次郎君カラ專門ニ渉ル所ノ詳細ナル御質問ガアリマシタ、而シテ委員會ニ於キマシテハ、全會一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告シマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 此ノ兩案ニ對シマシテハ、何等ノ發言ノ通告モアリマセヌ、仍テ直ニ採決ヲ致シマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○井本常作君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス

王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ノ戸籍等ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

不動産登記法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(粕谷義三君) 別ニ御發議アリマセヌカラ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

○井本常作君 再ビ議事日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ政府提出、震災被害者ニ對スル租税ノ免除猶豫等ニ關スル法律案

ヲ上程シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ヲ變更セラレマシタ、即チ茲ニ政府提出、震災被害者ニ對スル租税ノ免除猶豫等ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ續キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長井坂豐光君

震災被害者ニ對スル租税ノ免除猶豫等ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 震災被害者ニ對スル租税ノ免除猶豫等ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和二年三月二十二日

委員長 井坂 豐光

衆議院議長粕谷義三殿

(「井坂豐光君登壇」)

○井坂豐光君 震災被害者ニ對スル租税ノ免除猶豫等ニ關スル法律案ノ委員會ノ結果ヲ簡單ニ御報告致シマス、本月七日ノ震災ニ因リマシテ、其震災地ノ被害者ニ對シ租税ヲ免除シ又ハ徵收ヲ猶豫スル等ノ必要ヨリ、此法案ガ提出セラレタノデアリマス、各委員ニ於カレマシテ、此罹災地ノ復舊及復興ニ關シマシテ種々有利ナル所ノ質疑應答ガアツタノデアリマス、其詳細ナル點ハ速記録ニ依テ御參照アレバ委シク分ルノデアリマス、其結果滿場一致ヲ以テマシテ此法案ハ可決セラレタノデアリマス、此段御報告致シマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 本案ニ對シテハ別ニ質疑討論等ノ通告ガアリマセヌ、仍テ直ニ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 七三九

官報號外 昭和二年三月二十二日

衆議院議事速記第二十九號 王公族ノ戸籍ニ關スル法律案外一件 確定議 震災被害者ニ租税免除ノ法律案 第一讀會ノ續

七三九

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○井本常作君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
リ可決セラレシコトヲ望ミマス
〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議アリマセカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ
議題ニ供シマス
震災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等
ニ關スル法律案(政府提出)

第二讀會(確定議)
○議長(粕谷義三君) 別ニ御發議ガアリマ
セヌカラ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告
ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○井本常作君 三度議事日程變更ノ動議ヲ
提出致シマス、即チ日程第十六及第二百十
五號ヲ繰上テ逐次議題トナシ、其審議ヲ進
メラシムコトヲ望ミマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御
異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラ
レマシタ、日程第十六、議院建築速成並附
屬設備ノ計畫促進ニ關スル建議案ヲ議題ト
致シマス、齋藤隆夫君

第十六 議院建築速成並附屬設備ノ計
畫促進ニ關スル建議案
(齋藤隆夫君外八名提出)

議院建築速成並附屬設備ノ計畫促進
ニ關スル建議案
議院建築速成並附屬設備ノ計畫促進
進ニ關スル建議案

議院建築工事ハ曩ニ本院ノ建議ニ鑑ミ其
ノ竣工年度及年割額ヲ繰上テ増額シタルモ
現議院ハ大正十四年火災後ノ假建築ニ係
リ其ノ不便不利少ナラサルノミナラス
議院建築竣工ニ伴ヒ之ニ附隨スヘキ室内
並屋外設備及議院事務室圖書館俱樂部室
其ノ他ノ附屬建築物等ニ付未タ具體的計

畫ヲ樹ツルニ至ラサルハ甚ク遺憾トスル
所ナリ依テ政府ハ技術上能ク限リ議院建
築ノ速成ヲ期シ併セテ附屬設備ノ具體的
設計ヲ樹テ迅ニ之カ實現ニ努メラレムコ
トヲ望ム
右建議ス
議院建築速成並附屬設備ノ計畫促進ニ
關スル建議案理由書

議院建築速成ノ議ハ數年前ヨリ本院ノ要
望アリシモ大正十四年度豫算ニ於テ財政
整理ノ結果其ノ竣工年度及年割額ヲ繰延
減額セラレタリ茲ニ於テ本院ハ第五十回
議會中全院一致ヲ以テ政府ニ對シ議院建
築速成ニ關スル建議ヲ爲スニ至リ爾來政
府ハ之カ繰上テ増額ヲ行ヒ其ノ速成ニ努
メタルモ向テ之ヲ以テ十分ナリト認メ難ク且
現議院ハ大正十四年初秋火災ノ厄ニ遇ヒ
僅ニ三箇月ノ短時日ヲ以テ落成シタル假
建築ナルヲ以テ諸設備ニ欠クル所多キハ甚
ク遺憾トスル所ナリ依テ政府ヲシテ技術上
能ク限リ更ニ其ノ速成ニ努メラシムトス
而シテ新議院建築工事豫算中ニハ室内裝
飾費備品費及庭園設備費等ヲ包含セザル
趣ナルヲ以テ議院建築ノ進捗ニ伴ヒ是等
附屬ノ經費ニ付政府ハ至急豫算ニ計上ノ
要アルモノト認ム殊ニ所謂第二期計畫ト
シテ施工ヲ要スヘキ議員專用事務室、圖
書館、俱樂部室、食堂、議長官舎等其ノ
他議院ニ附隨スル必要ナル諸設備ニ至リ
テハ未タ何等具體的計畫ノ立案セラレタ
ルヲ聞カサルノミナラス本計畫ニ關シテ
ハ明治四十二年議院建築調査會ニ於テ第
二期工事ハ第一期工事中適當ノ時期ニ豫
算ヲ編成シ著手スヘキ旨決議シタルノ沿
革ヲ有シ最近ニ於テモ本院ハ院議ヲ以テ
議員事務室設置ニ付政府ニ對シ之カ實現
ヲ督勵シタルニ拘ラサルハ最遺憾トスル所
ナリ依テ政府ヲ促シテ速ニ其ノ具體的計
畫ヲ樹立セシメ之ニ關スル豫算ヲ編成シ
少クとも昭和三年度ヨリ之カ實行ニ著手
シ新議院竣工同時ニ之ヲ完成セシメ以
テ議院設備ノ完全ヲ期セムトス是レ本案

ヲ提出スル所以ナリ
(齋藤隆夫君登壇)
○齋藤隆夫君 議題トナテ居リマスル議
院建築速成並附屬設備ノ計畫促進ニ關スル
建議、是ハ各派一致ノ上ニ提出致シタ議案
デアリマス、先ヅ其本文ヲ朗讀致シマス、議
院建築工事ハ曩ニ本院ノ建議ニ鑑ミ其ノ竣
功年度及年割額ヲ繰上テ増額シタルモ現議院
ハ大正十四年火災後ノ假建築ニ係リ其ノ不
便不利少ナラサルノミナラス議院建築竣
功ニ伴ヒ之ニ附隨スヘキ室内並屋外設備及
議員事務室圖書館俱樂部室其ノ他ノ附屬建
築物等ニ付未タ具體的計畫ヲ樹ツルニ至ラ
サルハ甚ク遺憾トスル所ナリ依テ政府ハ技
術上能ク限リ議院建築ノ速成ヲ期シ併セテ
附屬設備ノ具體的計畫ヲ樹テ迅ニ之カ實現
ニ努メラレムコトヲ望ム、理由ハ理由書ニ
記載シテ、諸君ノ御手許ニアリマスルニ依
テ御覽ヲ願ヒマス、又此理由ヲ口頭ヲ以テ
敷衍スル積リデゴザリマスルケレドモ、今
日ハ是ヨリ數多ノ議案ガアリマス、法律案
ガ十數件、緊急質問其他二百件以上ノ建議
案ガ上程セラレテ居リマスニ依テ、時間ヲ
省キマスルガ爲ニ、議長ノ御許可ヲ得テ此
說明ノ原稿ヲバ速記録ニ掲載スルコトヲ許
サレマシテ一切省タ積リデアリマス、ドウ
カ滿場御贊成ノ上可決アランコトヲ希望
致シマス(拍手)

(補足)
本建議案ハ本院各派一致ノ提案デアリマ
ス、其理由ニ就キマシテハ理由書ニ詳細
ヲ盡シテ居リマスガ私ハ提案者ノ一人ト
シテ簡單ニ說明申上ダタイト思ヒマス
議院建築ハ御承知ノ通り現在ニ於キマス
テハ豫算總額二千餘萬圓ヲ以テ昭和七年
度ニ竣工致スコトニナテ居リマスガ之
ハ一昨年第五十回議會ノ當時全院一致ヲ
以テ速成ノ建議ヲ致シマシタ結果デアリ
マシテ向來年度豫算ニ於テモ年割額ヲ五
十萬圓繰上テ増額致シテ居リマス併シテ
ラ吾々ハ此國家ノ代表的建築物ノ一日モ
速カニ竣工スルコトヲ祈ルモノデアリマ
シテ殊ニ現在ノ此議院ハ一昨年火災後ノ

假建築デアリマス故諸君ニ於カレテモ少
カラズ不便不利ナルコトヲ痛感セラレテ
居ルコトト存ジマス依テ更ニ政府ヲ促シ
テ財政上技術上許ス限リ其竣工年度ヲ速
メルヤウニ致シタイト云フノガ本建議案
前段ノ趣旨デアリマス
次ニ諸君ニ御紹介致サナケレバナラヌコ
トハ現在ノ豫算ヲ以テ新議院ガ竣工致シ
マシテモソレハ眞ノ完成デアリマセヌ
即チ現在ノ議院建築ノ豫算ハ只本館ノ建
築工事ガデアリマシテ各室ハ工事ガ出
來上リマシテモ室内ノ裝飾トカ椅子卓子
等ノ調度類ハ全ク未ダ見積テデアリマセ
ヌ故眞ノ完成ト云フコトハ出來ナイノデ
アリマス又議院ハ出來テモ周圍ノ庭園設
備等モ全ク缺ケテ居ルワケデアリマスカ
ラ是等ニ就テモ議院完成迄ニハ豫算ヲ追
加計上シテ眞ノ完成ヲ期サナケレバナラ
ヌト思フノデアリマス

殊ニ是等議院本館ノ建築ト相俟テ議會
制度ノ運用ヲ圓滑ニシ各議院ノ職責ヲ
完全ニ遂行セシムル爲ニ所謂第二期計畫
トシテ施工シナケレバナラヌ所ノ議員專
用事務室ヲ始メトシテ圖書館、議員俱樂部
部食堂、議長官舎等ノ如キ附屬建築物
ハ未ダニ何等具體的ノ設計ガ出來テ居ラ
ナイノハ甚ク遺憾千萬ナコトデアリマス
之ニ關シテハ明治四十二年議院建築調査
會當時ニ於キマシテモ第二期工事ハ第一
期工事中適當ノ時期ニ豫算ヲ編成シテ著
手スルコトニ決議シタ事實モアリマス又
議員事務室設置ニ就テハ第四十六回及第
五十一回議會ニ於テ建議若ハ決議トシテ
本院ヲ通過致シテ居ル次第デアリマシテ
今ヤ此等計畫ノ促進ニ就テハ全院一致ノ
熱烈ナル要望トナテ居ル狀況デアリマ
ス
依テ吾々ハ政府ガ是等ノ絕對的必要ナル
附屬ノ諸設備ニ關シテ速クニ其具體的計
畫ヲ立案シテ之ニ要スル豫算ヲ編成セム
コトヲ望ムモノデアリマシテ恐ラク相當
多額ノ豫算ヲ要スルコトハ思ヒマスケ
レトモ前申ス通り議院本館ノ建築ト相

俟テ絶對ニ必要ナル施設デアリマスカラ其完成時期ヲ誤ラヌヤウ遅クドモ昭和三年度ヨリ其實行ニ着手シテ議院全部ノ請設備ノ完全ナラムコトヲ切望シテ止マナイ次第デアリマス之ガ本建議案後段ノ趣旨デアリマス願ハクハ本案ヲ速カニ御審議ノ上御賛成アラムコトヲ希望致シマス

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ可決セラレマシタ(拍手)次ハ日程二百十五、部落問題ノ國策確立ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマス、小久保喜七君

シマス(拍手) ○議長(粕谷義三君) 本案ハ委員長報告ノ通り可決スルコトニ御異議アリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ可決セラレマシタ(拍手)

更ニ韓國ヲ併合シテ今日ノ隆運ヲ啓キタル所以ノモノハ種種ノ原因アリト雖實ニ主トシテ日清日露兩大戰役ノ結果ニ由ルセシムルハアラス蓋シテ清戰役ノ大捷ハ日露戰役ノ前驅ニシテ前役ノ效果ナクムハ後役ノ勝敗碎ニ斷スヘカラサルモノアリシモ未タ知ルヘカラザリシナリ當時此ノ兩役ニ於テ舉國一致敵愾ノ精神ヲ鼓舞シ王師ノ嚮テ所海陸二戰ヘハ必ス勝テ攻ムレハ必ス取リ終ニ能ク開戦ノ目的ヲ達スルヲ得タリト雖我カ國ヲシテ此ノ大捷ヲ博シ以テ東洋平和ノ基礎ヲ確立スルノ機會ヲ得セシメタルハ金玉均カ春申浦頭ニ濺キタル鮮血實ニ日清開戦ノ導火線ト爲リシニ依ルモノナルコト亦タ疑ヲ容レサル所ナリ

金玉均夙ニ本國ノ衰弊ヲ慨シ我カ國ニ依リテ改革ノ實ヲ舉ゲ其ノ頽勢ヲ挽回セムト欲シ明治十七年同志ト共ニ事ヲ謀リ計敗レテ我カ國ニ逃レシヨリ流離困苦或ハ南島ノ瘴癘ニ臥シ或ハ北海ノ風雪ニ苦シ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ可決セラレマシタ(拍手)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ可決セラレマシタ(拍手)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ可決セラレマシタ(拍手)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ可決セラレマシタ(拍手)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ可決セラレマシタ(拍手)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ可決セラレマシタ(拍手)

ニ顯彰セラレ八道ノ人民熙熙トシテ我カ皇一視同仁ノ下ニ優渥ナル恩澤ニ浴シタルノ時獨リ此ノ東洋平和ノ犧牲者タル故金玉均ノ精忠苦節ト其ノ遺稿トヲ埋没セシムルハ豈ニ我等國民ノ忍ブ所ナラムヤ況ヤ此ノ際金玉均ヲ表彰シ其ノ子孫ヲシテ長ヘニ天恩枯骨ニ及フノ至澤ニ浴セシムルハ番ニ玉均一人ノ爲ノミニアラズ完ニ新附ノ民ヲシテ同化セシムルノ要道ニ外ナラサルヘキモノアルニ於テオヤ故ニ以テ同志某等ハ曩ニ大隈内閣及寺内朝鮮總督ニ對シテ建言スル所アリ次テ第三十八回議會ニ於テ貴衆兩院ノ院議ヲ經テ政府ニ建議スル所アリタルモ何等省セラルル所ナク今日ニ至レリ今ヤ昭和新政ノ始ニ當リ此ノ德澤ヲ布クハ誠ニ時宜ヲ得タルモノナルヲ信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○荒川五郎君 簡單ニ當席ヨリ說明致シマス

○荒川五郎君 諸君、申上グルマデモナク諸君御承知ノ通り故金玉均氏ハ我が近世ニ於ケル東洋ノ志士デアリマシテ、東洋平和ト云フ此重大ノ事ニ對シテ、金氏ハ身ヲ挺シテ此難局ニ當リマシテ、其苦節慘澹タル奔走努力ハ、洵ニ吾々ノ尊敬シ敬慕スル所デアリマス、然ルニ遽ニ不幸ニシテ一朝兇刃ニ殞レラレマシタケレドモ、其志ハ竟ニ成ツテ日韓合併モ行ハレ、今日ノ東洋ノ平和ヲ見ツ、アリマスコトニ付キマシテハ、金氏ノ平素ノ熱誠努力ノ效果ハ洵ニ少クナイ小認メマス、(拍手)今日斯カル天下ノ志士ニ對シテ、我が聖世ノ恩澤ヲ其子孫ニ及ボスト云フコトハ最モ至當ノ措置ト考ヘマス、又御同様ノ責任デアラルト思ヒマス、希クハ其遺族ヲシテ聖世ノ恩澤ニ浴サシメラル、ヤウ、其志ヲ表彰致シタイ、是レ本案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、滿堂ノ諸君ノ有力ナル御贊同ヲ切ニ希望致シマス(拍手)

○志賀和多利君 本案ハ三十八議會ニ於テ

○志賀和多利君 本案ハ三十八議會ニ於テ

○志賀和多利君 本案ハ三十八議會ニ於テ

○志賀和多利君 本案ハ三十八議會ニ於テ

○志賀和多利君 本案ハ三十八議會ニ於テ

テ居ルノデゴザリマス(拍手)ソレデ其疑ノ
要點ト致シマシテハ、本案ノ目的ガ木材即
チ内地ノ木材ノ値段ヲ引上ゲルト云フコト
デアリマスルガ、値段ガ上レバ從テ山林ヲ
開伐ニ止ムベキモノモ、遂ニハ値段ニ釣ラ
レテ濫伐スルト云フコトハ、是ハ自然ノ結
果デアラウト思ヒマス、今ヤ各府縣共ニ砂
防工事ヲ獎勵サレマシテ、漸クニ砂防ノ效果
顯レ、又水源地ノ濶濶ヲ免レシメテ、
タノデアリマス、然ルニ茲ニ山林ノ濫伐致
ス結果トシテハ、再ビ土砂ノ流失スルコト
モ亦疑ナキヲ得ヌノデアル、土砂ノ流失ハ
即チ河川ノ河底ヲ高メ、隨テ自然ニ惡水排
除ノ出來得ルモノモ、此河底ノ嵩ム爲ニ、
遂ニハ惡水排除ヲ阻害スルト云フ結果トナ
ルコトハ恐ラク異論ヲ唱ヘルノ餘地ハアル
マイト思ヒマス(ヒヤリ)「拍手」加之既ニ
年々ノ此河底ノ嵩ミマシタル爲ニ、近來到
ル所ニ惡水排除機械ガ据付テアルトハ雖
モ、是トテ此上河底ガ嵩ムレバ、排除ノ能
率ト云フモノハ減ズル、隨テ之ニ要スル燃
料モ亦増加セザルヲ得ナイノデアラ、結局
農村ト云フモノ、困憊ハ、現在ヨリモ一層
甚大ナルデアラウト私ハ信ズルガ、提案者
ハ如何ナル所見デアアルカ、是ガ第一ニ伺ヒ
タイ、第二ニハ此法案ガ通過シ、實施ヲ見
ル曉ハ、社會政策ト矛盾シヤセシカト云フ
コトノ私ハ疑ヲ持テ居ルノデゴザリマス、
既ニ此案ガ議會ニ提案サレマシタルト共
ニ、市場ニ於ケル木材即チ輸入ノ木材値段
ト云フモノハ、約二十分ノ一即チ五分ノ騰
貴ヲ見タノデゴザリマス、恐ラク之ヲ實施
サレバ、場合ニ於テハ、此趨勢ヨリ判斷シタ
ナラバ、一割五分乃至二割ノ價格ガ暴騰ス
ルコトハ疑ノ餘地ハナイノデゴザリマス、
然ルニ此木材等ヲ使用スル需要者ハ何人デ
アルカト云ヘバ、何レモ中産階級以下ノ者
ガ需要スルノデアリマス、假ニ上流ノ人ガ購
求スレバ借用デアリマス、上流ノ建築ニハ
恐ラク輸入材ヲ使用スル人ハ少カラウ
ト思フ、其結果トシテハ、小借家等ノ借家
賃ガ暴騰スルコトモ明カデアル、惡家主ヲ
シテ茲ニ家賃上ノ口實ヲ與フルノ材料トナ

ルモノデアラ、是ガ社會政策ノ上ニ關係ガ
無イト云フ御意見デアラウカ、之ニ反シテ
造林業即チ植林ヲ爲シテ居ル所ノ人モト云
フハ、先ツ中産以上、寧ろ富豪級ニ屬スル
人ガ多イノデ、恐ラク山林ヲ持テ居ルベ
キ人ニ中産以下ノ人ハ無イノデアラウト思
フノデゴザリマス、近來政府若ハ議員ヨリ
提案サレル所ノ案ヲ見マサルニ、隨分財產
階級ノ保護ハ色ニ提案サレルヤウデアリ
マスルガ、斯ウ云フ細民ヲ苦メル即チ小借
家等ニ住居スル所ノ下級ノ者ヲ苦シメル結
果ヲ招クガ如キ法案ハ、如何デアラウカト
思ヒマスガ、提案者ハ本案ハ社會政策ニ背
反スルモノデアリト云フノ御考デアアルカ、
是ガ承リタイノデアル、第三ニハ元素我國
ハ申迄モナク四面環海ノ地デアラ、總テノ
モノハ自給自足ノ方針ヲ執ラナクシテ、
ナイデアラウト思フノデゴザリマス、然ルニ
現今輸入木材ガ幸ニ比較的相場ガ廉價ニ維
持サレテ居ルカラシテ、此機會ニ太ニ樹木
ヲ繁殖セザシメレバ洵ニ結構デアル、ノミ
ナラズ樹木ノ生長ニ因テ相當利殖トナル、
若シ山林ノ濫伐シタ結果ハ水源地ガ早魘ノ
場合ニ濶濶致シタナラバ、水力事業等ニモ
影響スルコトハ多大デアル、斯ウ云フ場合
ニハ幸ニ山林ヲ所有スル所ノ人ハ、何レ
モ富豪階級デアアルカラシテ、之ヲ濫伐爲サ
シメズニ、此所數年ノ間ニ一層繁殖ヲ致シ
タナラバ、即チ自給自足ノ國家ノ根本方針
ニモ適フモノデアラ、ドウシテモ此場合
所謂濫伐ト云フコトハ防ガナクシテバナラヌ
時代ニ、斯ル富豪級一部ノ人ト保護スル
ガ如キ法案ハドウデアラウカト思フ、是ガ
國家ノ根本方針ト私ハ背反スルガ如ク思フ
ノデアアルガ、提案者ハ如何ナル所見デア
ルカ、併セテ伺ヒタイ、若シ是ガ國家ノ根本
方針ニ觸レヌトアルナラバ、今ヤ電氣事業
ハ隨分盛ニナリテ、電柱等ニ要スル木材モ多
大デアリ、或ハ交通機關ノ爲ニ枕木等モ隨
分要ルノデアアル、今日我國ノ面積中ノ山林
ハ六割アルト云フコトガ理由書ニアリマシ
タガ、如何ニモ六割アリマシテモ、元來我
國ノ本土ハ狭イノデアリマシテ、是ハ僅ノ

面積デアアル、此面積ニ株ツテ若シ一朝有事
ノ場合自足ノ途ガ立ツデアリマセウカ、立
ツト云フ御意見ナラバ私ハ進ンデ御伺シタ
イノハ、即チ年々新築ニ費スル所ノ此噸數及
建築材、若クハ電柱或ハ枕木等、斯ウ云フ
費用ノ噸數ト、年々繁殖生長スル所ノ此木
材ノ噸數ヲ、雙方比較シタ數字ガ御分リニ
ナリテ居ルナラバ、私ハ承リタイノデアアル、
已ニ我が日本國ノ石炭等ハ今後六十年ニシ
テ盡キルト云フコトハ、其道ノ調査シタ人
ノ異口同音ニ唱ヘテ居ル所デアラ、此機
會ニドウシテモ繁殖セサナクシテ、
況ヤ其山林所有者ヲ保護スルノ途トシテ
ハ、此頃通過致シタル造林助成法案ト云フ
モノヲ、吾々ハ雙手ヲ舉ゲテ贊成ヲ致シタ
ノデアル、是ガ即チ水源モ濶濶セナイ、即
チ一方ニ其造林者ヲ保護スルノ途デアラ、
堤防築費モ減少スルノデアアル、造林
法案ガ通過シタ以上ハ造林業者ハ之ニ甘シ
ジテ可ナリモノデアラ、今亦斯ル案ヲ出
スノハ隨テ得テ望ムガ如キモノデアラ
ウト思フ、ドウカ今申ス如ク私ノ意見ト幸
ニ一致スレバ結構デアルガ、提案者ガ全ク
私ト見ル所ヲ異ニシテ居ラレラナラ、只今
御尋シタ噸數ニ付テ御説明ガ願ヒタイ、尙ホ
此機會ニ私ハ政府ニ對シテモ御尋ヲ致シタ
イノハ、未幾ニ對スル閣議ノ撤廢ヲ此頃實
行ヲ致サレマシタ、當時私ハ委員ノ一人ト
シテ隨分議論モ致シマシタガ、是ハ此處デ
言フベキ所合デアリト思ヒマスルガ、兎ニ
角ハ小地主ガ米ヲ賣ルベキ此時季ニ現在ノ
如ク安い値段デアアル、然ルニ是ハ餘事ノ問
題ニ涉リマスカラ、此未幾ノ閣議撤廢問題
ニ付テハ御尋致シマセヌガ、政府自ら進
ンデ此小作人若クハ小地主ノ賣ル値段ニ影響
スルガ如キ閣議撤廢ヲサレバ、即チ需要者
ノ保護ヲサレラ政府トシテ、此木材關稅稅
率ヲ改正スルト云フガ如キ法案ニ對シテ
ハ、恐ラク御同感ナルベキ善ハナイト信ジ
マスルガ、念ノ爲ニ政府ノ御所見ヲ私ハ承
テ置キタイノデゴザリマス、尙又只今提案
者ニ對シテ御尋ヲ致シタ年々ノ費用ノ噸數

ト増殖生長スル所ノ噸數ノ此比例ノ數字
ガ、若シ提案者デ御説明ノナイ場合ハ、政
府ヨリ併セテ承リタイノデゴザリマス、此
程度ニ止ムベキ(拍手)
〔村山喜一郎君登壇〕
○村山喜一郎君 只今三輪君ヨリ本案ニ付
テ御質疑ガアリマシタ、第一、第二、第三
ト御尋ニナリマシタナレドモ、私多少聽漏
シタ點モアルカモ存ジマセヌカラ、成ベク
簡單ニ申上ダマス、木材關稅ヲ引上ゲル
木材市價ノ騰貴ガ之ニ株ツテ起ル、若シ木材
市價ノ騰貴シタナラバ、山林所有者ハ其價
格ノ値上ニ釣達マレテ、從來ヨリモ尙ホ一
層多ク伐ルデアラウ、即チ濫伐ノ弊ヲ惹起
スガ故ニ、是ガ爲ニ國土保安ヲ害シ、水源
涵養ヲ損フ、即チ農村ニ取テ却テ疲弊ノ
基デアアル、斯様ニ御尋デアリマス、是ハ見
方ニ依リマシテ如何ニモ左様ニ見ラレド
モナイデハナカラウトハ存ジマスレド
ハ、山ヲ住立テルト云フコトハ即チ伐採ガ
目的デアリマス、伐採ニ株ツテ金ヲ得ル、即
チ農家ガ米ヲ作テ收穫ヲ得ル、之ヲ金ニ換
ヘルト云フコト、何等相違ガナイノデアリ
マス、若シ何時マデモ伐ラヌデ居ラナラ
バ、水源涵養ガ結構ニ出來ルカラシテ成ベ
ク伐ラセヌ方ガ宜イデハナイカト云フ御説
ノヤウニ承リマシタガ、ソレナラバ林業ト
云フモノハ根柢ニ於テ成立タヌノデアリマ
ス、即チ私共ノ考ヲ以テスレバ、今日安イガ
爲ニ或ル價格ヲ取ルコト出來ナラバ、今日安イガ
爲ニ、假ニ一石十圓ノ價格デアラナラバ、一
町歩伐シテ間ニ二分ト思フモノガ、今日五圓
ニ低落シタガ爲ニ二町歩ヲ伐ラナクシテ、
林業家ガ生活ガ出來ナイト、斯様ナ狀況ニ
相成テ居ルト思ヒマス、即チ山林所有者モ
其伐採ニ依リテ得タル收入ヲ以テ生活スル
モノトスルナラバ、安イガ爲ニ却テ面積
餘計伐ラナクシテ、其點ニ於テハ高クナレ
バ却テ餘計伐ルコト云フコトハ、反對ノ結果
ニ相成ルト思フノデアリマス、更ニ申上ダ
テ見タイコトハ、借家賃ノ問題デアリマス、

是ハ見方ニ依リマシテ、成程木材ノ高イト云フコトハ、家屋ノ建築費ガ高クナルノデアリマスカラ、借家賃ニモ多少ノ影響ハアルト、斯ウ云フコトニ見ラレ、ノデアリマス、併ナガラ私共ノ調査ニ依リマシテ、今日東京市内ニ於テ、中流以上ノ方ノ住居スル家屋ノ建築費ト云フモノハ、約一坪ニ付キ二百圓ト承テ居ルノデアリマス、而シテ此二百圓ノ内、木材ト云フモノハ、一體ドレ位要ルカト申シマスルト、其三分ノ一デアリマシテ、残りノ三分ノ二ト云フモノハ、勞銀其他ノ材料ノ爲ニ消費セラレルノデアリマス、即チ二百圓ニ對シテ六十六圓ノ木材ヲ要スル、是ガ一割上ヲ見マシタ所ガ六圓六十錢デアリマス、二百圓ノ建築費ニ對シテ六圓ノ値上ト云フコトハ、百分ノ三ニ相當スルノデアリマスカラ、是レ位ノコトデハ格別家賃ニハ私ハ影響シナイモノデアラウト思ヒマス、隨テ中産以下ノ方ノ生活ヲ脅スト云フコトハ、全然之ニ依リテ惹起サレル問題デハナイ、斯様ニ信ジマスル譯デアリマス、右御答致シマス(拍手)

○政府委員(小山松壽君) 只今ノ三輪君ノ御尋ニ御答致シマス、木材關稅ニ付キマシテハ、五十一議會ニ於テ、政府ハ板類即六十五「ミリメートル」ヲ超エザル物ニ課稅致シテ居リマシタモノヲ擴メマシテ、小角材百五十「ミリメートル」ヲ超エザル物ニマデ課稅ヲ致スコトニ致シマシタ、即チ前者ニアツテハ六分、三圓十錢、後者ニアツテハ六分、一圓九十五錢ニ改メマシテ、御協賛ヲ經マシテ實行致シテ居ルノデアリマスガ、只今村山君ヨリ御提出ニナリマシタ此關稅率改正ヲ見マスルト、工業原料ト認メラレマスル物マデモ課稅ス、要スル鉛筆材ヲ除キマスル外ハ、全部課稅スル案デアリマス、而シテ政府ハ單ニ木材ノ課稅ノミヲ以テ我國森林政策ノ意義ヲ達シヤウト致シマスレバ、只今三輪君ノ御尋ノ如キ、社會政策上ニ相當考慮致サナクバナラヌ研究問題ガ起ラウト考ヘマス、仍テ政府ハ五十一議會ニ於テ改正致シマシタ程度ノ内、更ニ進

メマシテ「シグー」ダケヲ別ニ分類ヲ致シ、即チ樹種ヲ分チマシテ、「シグー」ハ米材ノ杉、檜デアリマシテ、之ヲ輸入スルニ於テ内地林業ヲ壓迫セズ、而モ輸入ヲ阻止セザル程度ニ於テ、尙ホ此稅率ヲ考究スル必要アルコトハ之ハ認メマス、サリナガラ只今御提案ノ如キ、右申上ダマスルヤウナ鉛筆材ヲ除キマス以外ノ工業原料マデモ課稅スルト云フコトニ付キマシテハ、相當ニ考慮シナケレバナラヌモノデアアルト考ヘマス、而シテ政府ハ御尋ニナリマシタ建築用材及薪炭材ノ現在ノ數字及將來ノ需給關係等ハ如何デアアルカト云フ數字上ノコトハ、何レ委員會デ御答申上ダマス(拍手)

○三輪君太郎君 簡單デアリマスカラ自席カラ御問致シマス、只今提案者ニ對シテ質疑ヲ致シマシタ其第三點ニ對シテハ、何等御答ナカッタノデアアルガ、此御答ガ承ルコトヲ得レバ幸デアアル、而シテ第一問ニ對シテハ、要スルニ是ハ見方ノ違デアラウト思フノデアリマス、提案者ハ安ケレバ一町デ宜イモノヲ遠ニ二町ヲ伐採スルヤウニナルカラシテト、斯ウ云フヤウナ語調ガアリマシタガ、是ハ實際問題トシテハ寔ニ遠ザカッタ議論デ、今日ノ森林業ヲ營ンデ居ル所ノ人ト云フモノハ、大部分ノモノハ富豪デアール、實際問題トハ遠イヤウデアアルガ、是ハモウ意見ノ相違デアリマスカラシテ、此以上ハ御尋ニ致シマセヌガ、尙ホ私ハ委員會ノ時ニ御答ヲ願ヒタイト思フコトハ、私ハ今農村問題、社會政策及國家ノ根本問題ノ三問題ニ分チマシタガ、今一點質疑ヲ追加致マスノハ、貧富ヲ論ゼズ一般ノ需要缺クベカラザル紙ト云フモノガ、此木材ノ値上ノ爲ニ製紙原料ニ影響スルト云フコトモ、是モ一ツノ問題デアアルカラ、ドウカ今御答ガ願ヘレバ幸ヒ、若シ御答ガ願ヘナカッタラバ、第三問題ノ御答ト併セテ委員會ニ於テ十分御調ベノ上ニ御答辯アラントヲ望ンデ置キマス

○議長(粕谷義三君) 次ノ質疑ヲ許シマシマス、佐藤富十郎君

○佐藤富十郎君 諸君、只今上程ニナツテ居リマス所ノ木材關稅ニ關シテ提出者ニ質問シタイト思フノデアリマス、今三輪君カラ相當ニ質疑ガアツタヤウデアリマスガ、其無イ所ガ質問シタイト思ヒマス、倍テ此木材ニ對シマシテハ全國ノ河川ヲ御覽ニナツタ時ニ如何ニ御覽ニナリマス、既ニ土砂ハ大ニ押出シテ川床ハ埋リ、川床ノ埋タ關係上、水害ノ場合ニハ堤防ヲ越シ、サウシテ非常ナル水害ヲ起シテ居ルコトガアル、其證據ニハ各河川ノ工事費ガドウナツテ居リマスガ、諸君ハ既ニ御承知デアリマセウ、年々歳々河川ノ費用ガモウ中央地方ヲ通シマシテ如何ナル狀態ニナツテ居ルカラ考ヘタ時ニ、此原因ハ如何ニ在ル、此森林濫伐ニナケレバ何處ニ此因縁ガ存在シテ居ルノカト云フト、言フ迄モナク是ハ森林濫伐ヨリモ起ル所ノ弊害デアアルト云フコトハ、諸君モ既ニ御承知デアラウト思フ、斯ウ云フヤウナ次第デアリマシテ、又東京ノ震災ニ於キマシテハ、米國ヨリ送リ來ル所ノ輸入材ガナカッタラバ、此復興ヲ如何ニシテ成スコトガ出來タデアラウ、又價格ハ今ノ所ガ高イモノナリヤ安イモノナリヤヲ論ジタナラバ、見様ニ依リテハ違ヒマスケレドモ、復興ニ要スル木材ハ多ク必要デアアル、此場合ニ木材ノ稅ヲ上ゲルナツト云フコトハ、大變ノ違ヒダト思フノデアアル、是ハ森林所有者ト云フモノハ全國ニ何人モアリハシナイ、洵ニ指ヲ折リテ勘定ラスル程ノ者モナイ、此大金ヲ上ゲテ少數ナル地所持山林家ヲ助ケテ、數多ノ國民ヲ苦シメルト云フヤウナ案ヲ御提出ニナツタト云フコトハ、村山君ニモ似合ハヌ所ノモノナリト私ハ斷定シナケレバナラヌ、詳細ハ委員會ニ於テ質問スルデアリマシテ、村上君ニ此少數ノ人ノ持テ居ルモノカ、多數ノ人ガ山ヲ持テ造林ヲシテ居ルモノカ、一應御答ヲ願ヒテ置キタイト思フ

○井本常作君 本案ハ湯淺凡平君提出、營業收益稅法中改正法律案外四件ノ委員ニ併セテ付託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

○異議ナシノ聲起ル

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○砂田重政君ヨリ議事進行ニ關シテ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス、砂田重政君

○砂田重政君 簡單デアリマスカラ此席カラ御許シテ願ヒタイ

○本日今朝新聞紙ニモ現レテ居リマスル通り、東京市内多數ノ銀行ニ非常ナル動搖ヲ來シテ居ルト云フコトハ、我國經濟界ノ大問題デアリマス(ヒヤヒヤ)「拍手」此重大ナル問題ヲ控ヘテ居リマスルガ故ニ、此財界動搖ニ對シテハ大藏大臣ヨリモ最モ明晰ナル答辯ヲ得テ、此議會ヲ通ジテ國民ヲシテ財政的、經濟的ニ安定ヲ與ヘルコトガ最大急務ナリト信ジマシテ(拍手)本日吾々ノ同僚堀切君ヨリ緊急質問ノ通告ヲ致シ、而シテ各派トモ之ニ贊成ヲサレテ、本日日程ヲ變更シテ上サレル答ニナツテ居ルノデアリマス、然ルニ先刻ヨリ大藏大臣ノ出席ヲ求メテ居リマスルケレドモ、或ハ貴族院ノ討論中ナリト稱シ、或ハ又他ノ銀行家ト會見ノ必要アリト云フガ如キ言葉ノ下ニ、本日ノ此緊急質問ニ出席ヲシテ答辯スルコトヲ避ケラル、ガ如キ感ヲスルノデアリマス(ヒヤヒヤ)「拍手」ノ一(ヒヤヒヤ)此重大ナル時機ニ於テ、此重要ナル問題ニ對シテ責任ヲ回避サレルガ如キコトハ、吾々ハ斷ジテ許サズガ出來ナイノデアリマス(拍手)又憲政會ノ大庭ノ方ヨリモ、特ニ質問ヲ止メテ貴ヒタイト云フ御依頼ガアツタノデアリマス、併ナガラ吾々ハ此經濟界ノ安定ノ爲ニ質問スルノデアアル以上ハ、絕對ニ止メルコトハ相成ラヌト御斷リヲ申シタノデアリマス(ヒヤヒヤ)「拍手」願クハ議長ニ於テ直ニ大藏大臣ニ正式ニ御交渉下サツテ、本日此席ニ出テ緊急質問ニ答辯スルヤ否ヤト云フコトヲ確答ヲ得テ、直ニ御報告アラントヲ望ミマス

(拍手)

○議長(粕谷義三君) 只今砂田君ヨリ御要
求ノ次第ハ、其旨早速大藏大臣ニ通ジマ
ス、其上海接撈ヲ致スコトニ致シマス
〔議長ソレマデ休憩ヲ願ヒマス〕「休
憩」ノウウ「進行々々」ト呼フ者ア
リ

○議長(粕谷義三君) 議事ヲ進メル事ニ御
異議ナシト認メマス——日程第五乃至第八
八提出者同一ノ議案デアリマスカラ、一括
議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第五、意匠法中改正法律案、
日程第六、實用新案法中改正法律案、日程
第七、特許法中改正法律案、日程第八、商
標法中改正法律案、右各案ヲ一括シテ其第
一讀會ヲ開キマス、提出者清水市太郎君

第五 意匠法中改正法律案(清水市太
郎君外五名提出) 第一讀會
意匠法中改正法律案

第二十一條ノ二 願書、圖面又ハ説明書
ノ訂正ヲ命セラレタル場合ニ於テ出願
人カ之ニ應セザルトキハ審査官ハ其ノ
出願ヲ拒絶スヘキモノト認ムルコトヲ
得

第二十四條ノ二 第二十一條ノ二ノ規定
ハ拒絶ノ査定ニ對スル抗告審判ニ付之
ヲ準用ス

第二十五條中「第七十二條、」ノ下ニ「第七
十三條第一項」ヲ加フ

第三十二條 辨理士ニ非スシテ特許局ニ
對シ意匠ニ關シ爲スヘキ事項ノ代理ヲ
爲シ又ハ業トシテ其ノ手續若ハ處理ヲ
爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓
以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ書類作成ヲ業トスル旨廣告、看
板又ハ印刷物ニ依リ表示シタル者亦同
シ

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ繫屬スル出願、請求其
ノ他ノ手續及其ノ處理ニ付テハ本法ニ依
ル本法施行ノ際納付ヲ怠リタル登録料ニ
付テハ仍舊法ニ依ル

第六 實用新案法中改正法律案(清水
市太郎君外五名提出) 第一讀會
實用新案法中改正法律案

第二十一條ノ二 登録實用新案カ第三條
各號ノ一ニ該當スルコト又ハ登録實用
新案ノ説明書若ハ圖面ノ訂正ヲ要スル
コトヲ理由トスル場合ニ限リ何人ト雖
其ノ登録實用新案ヲ掲載シタル實用新
案公報發行ノ日ヨリ二月以内ニ登録異
議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二十四條ノ二 第十四條ノ許可カ同條
第二項又ハ第十五條ノ規定ニ違反シタ
ルコトヲ理由トスル場合ニ限リ何人ト
雖其ノ許可セラレタル登録實用新案ヲ
掲載シタル實用新案公報發行ノ日ヨリ
二月以内ニ限リ許可異議ノ申立ヲ爲ス
コトヲ得

第二十六條中「第五十六條、」ノ下ニ「第五
十六條ノ二、」ヲ加ヘ「第七十一條乃至第
八十三條」ヲ「第七十一條乃至第七十三
條、第七十四條第二項乃至第五項、第七
十五條、第七十六條、第八十條乃至第八
十三條、」ニ改ム

第三十三條 辨理士ニ非スシテ特許局ニ
對シ實用新案ニ關シ爲スヘキ事項ノ代
理ヲ爲シ又ハ業トシテ其ノ手續若ハ處
理ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ
千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ書類作成ヲ業トスル旨廣告、看
板又ハ印刷物ニ依リ表示シタル者亦同
シ

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ繫屬スル出願、請求其
ノ他ノ手續及其ノ處理ニ付テハ本法ニ依
ル但シ出願又ハ審判請求ノ公告決定アリ
タルモノノ公告及異議ノ手續並處理ニ付

テハ此ノ限ニ在ラス
本法施行ノ際納付ヲ怠リタル登録料ニ付
テハ仍舊法ニ依ル

第七 特許法中改正法律案(清水市太
郎君外五名提出) 第一讀會
特許法中改正法律案

特許法中左ノ通改正ス
第十條但書中、「出願公告アリタル場合ニ
於テハ出願公告ノ日ヨリ三十日ヲ」ヲ削
ル

第十一條中「其ノ特許ヲ無効トスル」ノ下
ニ「査定若ハ」ヲ加ヘ、同條但書中「其ノ
特許ノ出願公告」ヲ「其ノ特許發明ヲ掲載
シタル特許公報發行」ニ「審決確定シ若
ハ」ヲ「査定若ハ審決確定シ又ハ」ニ改ム

第二十條 辨理士ニ非サレハ特許局ニ對
スル事項ノ代理ヲ爲シ又ハ其ノ手續若
ハ處理ヲ業ト爲スコトヲ得ス但シ法定
代理人カ本人ノ爲ニスル場合ハ此ノ限
ニ在ラス

第二十四條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ無効ト爲シタル場合ハ其ノ旨通知
スヘシ

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム
前項ノ規定ニ依リ無効ノ通知ヲ受ケタ
ル者ハ期間満了後一年以内ニシテ通知
ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ手
續ト共ニ免除ノ請求ヲ爲シ懈怠ノ結果
ヲ免ルルコトヲ得

第二十五條但書中「第七十四條ニ規定ス
ル特許異議ノ申立期間」ノ下ニ「及第百七
條ノ二ニ規定スル許可異議」ヲ加フ

第四十三條第一項中「出願公告アリタル
場合ニ在リテハ其ノ出願公告ノ日ヨリ、
出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ」及同
條第二項ヲ削リ、同條第三項中「第一項」
ヲ「前項」ニ改メ「出願公告」ヲ削ル
第五十六條ノ二 第七十五條第四項ノ特
許無効査定確定シタルトキハ特許局長
官ハ其ノ特許ヲ無効ト爲スヘシ
第六十九條第一項中「第六十五條ニ規定
スル特許料ノ二倍ニ相當スル」ヲ「一月又

ハ其ノ未滿毎ニ第六十五條ニ規定スル特
許料ニ其ノ十分ノ一ヲ加ヘタル」ニ改ム
第七十二條ノ二 明細書又ハ圖面ノ訂正
ヲ命セラレタル場合ニ於テ出願人カ之
ニ應セザルトキハ審査官ハ其ノ出願ヲ
拒絶スヘキモノト認ムルコトヲ得

第七十三條第一項中「出願公告ヲ爲スヘ
キモノト決定スヘシ」ヲ「特許査定ヲ爲ス
ヘシ」ニ改メ、同條第二項及第三項ヲ削
リ、同條第四項中「出願公告」ヲ「特許公
報ノ發行」ニ改メ、同條第五項及第六項
ヲ削ル

第七十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム
特許發明カ第四條各號ノ一ニ該當スル
コト又ハ特許發明ノ明細書若ハ圖面ノ
訂正ヲ要スルコトヲ理由トスル場合ニ
限リ何人ト雖其ノ特許發明ヲ掲載シタ
ル特許公報發行ノ日ヨリ二月以内ニ特
許異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
特許異議ノ申立ニ關スル證據ハ特許出
願前作成セラレタル公文書又ハ特許出
願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ
限ル

第七十五條 特許異議ノ申立アリタルト
キハ審査官ヲシテ之ヲ審査セシム但シ
此ノ場合ニ於テ第九十一條第六號ノ規
定ハ之ヲ準用セズ

審査官ハ特許異議ノ申立カ判然シスヘ
カラサルモノ、法令ニ定メタル方式ニ
適セザルモノ、期間ヲ經過シタルモノ
ナルトキ又ハ理由ナシト認メタルトキハ
其ノ申立ニ對シ却下ノ決定ヲ爲スヘシ

審査官ハ特許異議ノ申立ヲ理由アリト
認メタルトキハ特許權者ニ對シ其ノ理
由ヲ示シ期間ヲ指定シテ之ニ意見書提
出ノ機會ヲ與ヘ又ハ訂正ヲ命スヘシ

前項ノ期間經過後審査官ハ特許異議ノ
申立カ理由アリト認メタルトキハ其ノ
旨ノ決定ヲ爲スト同時ニ特許無効査定
ヲ爲シ、特許異議ノ申立ヲ理由ナシト
認メタルトキハ其ノ申立ニ對シ却下ノ
決定ヲ爲スト同時ニ特許權者ニ對シ其

ノ旨通知スヘシ
特許發明ノ明細書若クハ圖面ノ訂正ヲ
要スルコトヲ理由トスル特許異議ノ申
立ニ於テ特許權者カ審査官ノ命スル訂
正ニ應シタル場合ハ審査官ハ特許異議
消滅ノ決定ヲ爲スト同時ニ特許權者ニ
對シ其ノ旨通知スヘシ

本條ノ決定ニハ理由ヲ附スヘシ
本條ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツル
コトヲ得ス
第七十七條 創除
第七十八條 創除
第七十九條 創除

第一百條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ、同
條第三項中「前項」ヲ「前三項」ニ改ム
證據保全ノ申立ハ審判請求前ト雖特許
局又ハ裁判所ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得
第七十七條ノ二 第五十三條ノ許可同條
第三項又ハ第五十四條ノ規定ニ違反シ
タルコトヲ理由トスル場合ニ限リ何人
ト雖其ノ許可セラレタル特許發明ヲ揭
載シタル特許公報發行ノ日ヨリ二月以
内ニ限り許可異議ノ申立ヲ爲スコトヲ
得

第八條第一項中「第七十二條、第七十
三條第一項第二項第四項第六項及第七
四條乃至第七十七條」ヲ「第七十二條乃至
第七十三條、第七十四條第二項乃至第
五項、第七十五條及第七十六條」ニ改ム
第七十三條第二項中「第七十三條乃至第
七十九條」ヲ「第七十二條ノ二及第七十三
條」ニ改ム但書ヲ削ル
第七十五條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
辨理士ハ本條ノ出訴ニ付テハ代理人ト
ルコトヲ得

第七十五條 辨理士ニ非スシテ特許局
ニ對シ特許ニ關シ爲スヘキ事項ノ代理
ヲ爲シ又ハ業トシテ其ノ手續若ハ處理
ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千
圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ書類作成ヲ業トスル旨廣告、看

板又ハ印刷物ニ依リ表示シタル者亦同
シ
附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ繫屬スル出願、請求其
ノ他ノ手續及其ノ處理ニ付テハ本法ニ依
ル但シ出願又ハ審判請求ノ公告決定アリ
タルモノノ公告及異議ノ手續並處理ニ付
テハ此ノ限ニ在ラス
本法施行ノ際納付ヲ怠リタル特許料ニ付
テハ仍舊法ニ依ル

第八 商標法中改正法律案（清水市太
郎君外五名提出） 第一讀會
商標法中左ノ通改正ス
第二十一條ノ二 願書、商標見本又ハ説
明書ノ訂正ヲ命セラレタル場合ニ於テ
出願人カ之ニ應セザルトキハ審査官ハ
其ノ出願ヲ拒絕スヘキモノト認ムルコ
トヲ得

第二十一條ノ三 登録商標カ第二條第一
項各號ノ一ニ該當スルコト又ハ第三條
ノ規定ニ反スルコトヲ理由トスル場合
ニ限リ何人ト雖其ノ登録商標ヲ掲載シ
タル商標公報發行ノ日ヨリ二月以内ニ
登録異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
第二十三條ノ二 第二十一條ノ二ノ規定
ハ拒絕ノ査定ニ對スル抗告審判ニ付之
ヲ準用ス

第二十四條中「第四十五條、ノ下ニ」第五
十六條ノ二、ヲ加ヘ「第七十三條第一項
第二項第四項、第七十四條乃至第七十七
條」ヲ「第七十三條、第七十四條第二項
乃至第五項、第七十五條、第七十六條、」
ニ及但書中「第七十三條第一項第二項第
四項及第七十四條乃至第七十七條」ヲ「第
七十三條、第七十四條第二項乃至第五項、
第七十五條、第七十六條」ニ改ム
第三十八條 辨理士ニ非スシテ特許局ニ
對シ商標ニ關シ爲スヘキ事項ノ代理ヲ
爲シ又ハ業トシテ其ノ手續若ハ處理ヲ
爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓

以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ書類作成ヲ業トスル旨廣告、看
板又ハ印刷物ニ依リ表示シタル者亦同
シ
附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ繫屬スル出願、請求其
ノ他ノ手續及其ノ處理ニ付テハ本法ニ依
ル但シ出願公告決定アリタルモノノ公告
及異議ノ手續並處理ニ付テハ此ノ限ニ在
ラス

○清水市太郎君 只今上程セラレマシタ特
許、意匠、登録、實用新案ノ四法律ニ對ス
ル改正案、其趣旨ニ於テ精神ニ於テ殆ド一
致シテ居リマスカラ、四案ヲ一括致シマシ
テ説明ヲ申上ゲルガ時間ヲ省略スル便ガ
アリマスカラ、左様ニ致シマス、現行法ニ於
キマシテハ實行上極メテ法ノ不備ヲ感ズル
點ガ多クアルノデアリマス、凡ソ工業所有
權ニ關スル法規ハ、歐米各國ニ於キマシテ
ハ一般ノ容易ニ扱ヒ得ルヤウニスルガ爲
ニ、極メテ簡單明瞭ナル法規デアツテ、而シ
テ又此特許權ノ速ニ確定スルヤウナ風ニ、
而シテ出願人ノ權利ヲ伸張シ、完全ニ目的
ヲ達スルヤウニ規定サレテ居ルノデアリマ
ス、然ルニ現行法ハ是等ノ點ニ於キマシテ
極メテ不備ヲ感ズルノデアリマス、ソコデ
現ニ世間ニ於テ此業務ニ從事シテ居ラレル
所ノ辨理士、並ニ實用新案等ヲ出願スル者
ガ考ヘマシテ、サウシテ今回改正案ヲ必
要トシテ提出シタ次第デ、各派申合セノ上
デ何レモ御賛成デ、滿場一致デ是ハ御賛成ヲ
願フテ、特急デ進行ノ手續ヲ執ラレンコト
ヲ希望スルモノデアリマス、只今簡單ニ二
三改正ノ點ヲ申上ゲマスレバ、第一ニ出願
公告ヲ爲シマスノニ、審査官ガ此許特ハ拒
絶スル事ガ出來ナイ、即チ特許ヲ與フベキ
モノト略認メタ時ニ出願公告ヲサセマシ
テ、其出願公告ガ出テカラ六箇月以内ニ異
議ノ申立ヲ一般ノ人ガ爲スコトガ出來ル、
斯ウ云フ規定ニナツテ居リマスガ、斯ノ如ク
致シマスルト、特許ガ何時迄モ確定致サナ

イ、特許ニナラヌ、異議ガ六箇月以内ニ出
テ來ル間ハ不安ノ状態ニ居ルノデアリマス、
故ニ出願人ニ同情ヲ以テ金主トナルヤウナ
人ガ、金主タル事ヲ躊躇スル虞ガアル、此
點ヲ改正致シマシテ、即チ第七十三條ヨリ
第七十五條ニ互フテ改正ヲ致シマシテ、出願
公告ヲ廢シマシテ、特許ヲ與ヘルモノト爲
シタ以後ニ於テ、即チ特許ガ與ヘラレル事
ニナツタ以後ニ於テ、六箇月以内ト云フ期間ニ
異議ヲ申立テル事ニシタナラバ、略、安堵シ
テ、特許ガ既ニ許可サレテ居ルカラ金主ガ
附キ易イト云フ便宜ヲ計ツタノデアリマス、
又最モ大切ナ改正ハ、辨理士ガ自分ノ出願
ヲ扱ヒマシタ事件ニ付テ、只今デハ大審院
ノ審判請求ノ代理人タル事ガ出來ナイ事ニ
ナツテ居リマスガ、是ハ自分ガ扱ヒテ能ク事
實内容ヲ詳悉シテ居リマスカラ、大審院ニ
出マシテ代理人タル事ヲ得セシムルガ便
利デアルト云フ改正ヲ致シマシタ、又特許審
判請求前ニ於キマシテ證據保全ト云フコト
ヲヤル必要ガアル、即チ證據ノ濫滅ヲ防グ
ガ爲ニヤランナラヌコトガアリマスガ、只
今デハ出來マセヌカラ、之ヲ第七十四條
第三項ヲ加ヘマシテ、サウ云フ審判請求前
ニ於テモ證據保全ノ出來ルヤウニ致シマシ
タ、最後ニ最モ是ハ必要デアルト考ヘマシ
タ點ハ、出願人ガ代理人ヲ以テ代理人ト言
ハズシテ、出願人ノ名義ノ下ニ他ノ者ガ
素人ガ出願ノ手續ヲスルノデアリマス、斯
ノ如クスル時ハ幾多ノ弊害ガアリマシテ、
甚シキハ相手方ノ依頼モ兩方一緒ニ受ケマ
シテ、背任不信ノ行爲ヲ爲シテ、意外ナ出
願人ノ不利ヲ來スヤウナ虞モアルノデアリ
マス、斯ノ如キ點ヲ防禦スル爲ニ、出願人
ノ不利ヲ完全ニ保護スル爲ニ、辨理士ニアラ
ザレバ出願ノコトヲ爲スコトガ出來ナイ、
若シ之ニ背イタ者ハ相當ノ罰ニ處スルト云
フ規定ヲ致シタルデアリマス、凡ソ斯ノ如
キ改正ハ、極メテ必要大切ナ點デアツテ、凡
ソ文明國タルモノハ、工業權所有權ニ對スル
法律ノ完備ニ依リテ文明ノ程度ヲト
スルニ足ルト云フ程必要モノデアルカラ、
ドウカ各派申合セノ上、出來マシタ提案デ

アリマスカラ、願クハ滿場一致速ニ慎重審議以テ可決セラレンコトヲ切望スル者デアリマス

○議長(粕谷義三君) 本案ニ對シテハ、別ニ何等ノ通告モアリマセズ

○井本常作君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシテ

○井本常作君 議事日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、此際堀切善兵衛君提出、財界ノ動議ニ關スル緊急質疑ヲ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ議事日程ハ變更セラレマシテ、茲ニ財界動議ニ關スル緊急質問ノ趣旨辯明ヲ許シマス

財界動議ニ關スル緊急質問(堀切善兵衛君提出)

○堀切善兵衛君 諸君、此處數日來金融界ニ於キマシテハ甚ダ不穩ナル形勢ヲ呈シテ居リマシタガ、ソレガ今日ニ至リマシテ更ニ甚シキヲ加ヘタヤウニ私ハ考ヘテ居ル、之ニ對シマシテ大藏大臣ノ御意見ヲ承テ、國民ニ對シテ吾々ハ安心ヲ與ヘタイト考フルノデアアル、決シテ此事局ノ重大ニ鑑ミテ大藏大臣ノ所見ヲ肥羅剔抉シテ、サウシテ惡意ヲ以テ左様ナ質問ヲ致スト云フ考ハ毛頭ナイノデアリマス、是ハ能ク御諒承ヲ願フテ置キタイノデアアル、今日ノ各新聞ヲ見マスト云フト、

大藏大臣ハ財界ノ此波動ニ對シ、一片ノ注意ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、是ハ各新聞ニ出テ居リマスガ、私ハ國民新聞ヨリ之ヲ指摘致シマス、財界恢復ニ資スベク立案セラレタル震災手形關係法案ニ對シ、圖ラズモ之ヲ政治化スルモノアルニ至リ、爲ニ同案通過ニ關シ、人心動搖スルニ至リタルハ余ノ最モ遺憾トスル所ナリ先ヅ斯様ニ申サレテ居ル、苟モ政府ガ(發言スル者多シ)諸君

此問題ハ極メテ慎重ニ冷靜ニ吾々ハ論議シナケレバナラヌ問題ト思ヒマスノデ、暫ク御清聴ヲ願ヒタイノデアリマス、私共ハ去ル十九日ニモ此處デ申上ゲタ通り、斯ノ如キ問題ハ決シテ經濟上ノ問題トバカリ之ヲ考察スル譯ニハ參ラヌ、政治上、社會上、國民道徳上ニ甚大ナル影響ヲ持ツモノデア

ルカラ、之ニ對シテ吾々ハ單ニ經濟上ノ考バカリテ以テ之ヲ論ズル譯ニハ參ラヌト、斯様ニ申シタノデアリマス、苟モ政府ガ一ツノ法案トシテ此議會ニ提出シテ、國民ノ協賛ヲ求メル以上ハ、是レ政治問題ニアラズシテ何デアアル、況ヤ此法案ニ對シテ吾々ハ追加豫算ニ於テ僅カ四箇月半ノ利息トシテ四百三十萬圓ヲ協賛致シテ居ルノデアリマス、剩餘金ヨリ之ヲ支出シテ居ルノデアリマス、苟モ政府ガ斯ノ如ク金錢ニ關スル法案ヲ議會ニ御出シニナツタ以上ハ、質問モシナケレバナラヌ、可否ノ討論モシナケレバナラヌノデアリマス、而シテ之ニ付テ意見ヲ述ベル、是ガ政治問題ニアラズシテ何デアリマス、片國家一個ノ臺所ノ問題ナラバ、是ハ政治問題デナイト申スコトガ出來ルカモ知レマセヌガ、斯ノ如キ問題ヲ世ノ中ニ提供スル議會ニ提案シタト云フコトハ、既に此問題ヲ片岡君ガ政治化シタモノニアラズシテ何デアリマス(拍手)此問題ニ付キマシテハ過日申上ゲタ通り、經濟上ノ方面バカリ見テ、ソレ以上ニ貴重ナルモノ、崇高ナルモノ、尊イモノガ世ノ中ニアラコトヲ知ラナイ者ハ、猶太人ノ如キ考デアアル、今後ノ政局ヲ擔當スル資格無キ者デアルト云フコトヲ私ハ申上ゲタノデアリマスケレドモ、大藏大臣ハ依然トシテ是ハ經濟上ノ問題ダケデアラデ、政治ニ關係ノ無イ問題ト左様ニ御考ニナツテ居ルカドウカ、又私共ハ此問題ガ議會ニ提出サレ、政治問題トシテ之ヲ取扱フ所ノ一番ノ開祖ハ、片岡君其人ナリト

斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、向ホ此點ニ付テ片岡君ハ果シテ新聞ニ出テ居ルヤウナ御考ヲ持テ居ルカドウカ、之ヲ御伺致スノデアリマス、ソレカラ斯様ナ問題ヲ御提出ニナツテ、ソレモ吾々カラ見レバ、

色々方面ニ缺點ノアル法案デアッタ、之ニ對シテ吾々ガ質問ヲシ、或ハ議論ヲ致スノニ對シ、片岡君ノ説明ハ甚ダ了解ニ苦シクデアアル、答辯スベキ點モ答辯セズ、答辯スベカラザル點、或ハシナイ方ガ宜イヤウナ事マデ、質問モ無イノニ政府自ラ之ヲ御話ニナツタ、其結果即チ渡邊銀行ノ破綻ト云フヤウナコトニナリ、今日財界ヲ動亂セシメタ第一歩ニナツテ居ルト云フコトヲ吾

吾ハ信ズルノデアリマス(拍手)片岡君ハ震災手形ハ財界ノ癆ナリト云フ、震災手形果シテ財界ノ癆デアアルカドウカ、私共ノ考ヘル所ニ依レバ、預金ノ取付ナド、云フコトハ、一時ノ流行病ニ罷タ、其流行病「ベス」カ

ル、流行病ニ罷タ、其流行病「ベス」カ何カノ根源ヲ徹キ散シタ者ハ果シテ誰デアッタカ、國民ハ之ヲ冷靜ニ考ヘナケレバナラヌト思フ、吾々斯ノ如キ重大ナ問題ハ、何モ急イデ不完全ニ提案ヲスルニ及バナカッタデアラウ、既に一億圓ノ補償ハ吾々ノ同意ニ依テ與ヘラレテ居ルノデアアル、此補償ヲ今後何年間段々ト引伸バシテ、時ヲ以テ自然ニ之ヲ解決セシメルコトガ一番適當ナ方法デハナカッタカト思フ(拍手)現ニ其御考ノ爲ダラウト思フ、濱口君ノ如キ世ノ中ニ名聲ノ聞ヘテ居ル人ガ、數年間大藏大臣ニ居ラレマシタガ、此問題ニハ依然トシテ其儘ニ手ヲ御染メニナラナカッタノデアアル、早速君ノ如キ慎重ナ考ヲ持タレル人ガ大臣ニナラレマシテモ、向ホ之ニ手ヲ觸レラレナカッタ、然ルニ片岡君ガ卒然トシテ斯ノ如キ問題ヲ御出シニナツタ、私ハ甚ダ之ニ對シ片岡君ノ勇氣ニ感心致スノデアリマス、ケレドモ、併ナガラ斯ノ如キ勇氣ハ、是ハ盲滅法ノ勇氣ト申スヨリ外ハ仕方ガナイノデアアル(拍手)亞米利加ノ有名ナル「ホームリー」ト云フ人ガ、世ノ中デ一番恐ロシイモノハ何デアアルカ、「ペーラー」ト云フイグノランズ」無學者ノ勇氣程世ノ中

デ恐ロシイモノハナイト申シタ、單ニ經濟上ノ點バカリ考慮シテ、有ユル點二十分ニ目ヲ配バルコトヲ爲サズシテ、輕率ニモ又大膽ニモ、斯ノ如キ不完全ナルモノヲ出シ

テ世ノ中ニ大波瀾ヲ起サシメタ責任ハ、全ク片岡君ニ在ルト私ハ信ズルノデアアル(拍手)而シテ政府ハ今朝ノ新聞ニモ種々之ニ付テ考慮ヲ費シ、財界ニ動搖ナカラシムルコトヲ期スル、是ガ爲ニ財界ハ何等動搖ヲ致シテ居ラヌト云フコトヲ今日デ言明シテ居ラヌ、此間モ豫算委員會ニ於テ三土君ノ質問ニ對シ、渡邊銀行ノ騒ギノアッタ後デ、何ト申シテ居リマスガ、是ハ速記録デゴザイマス、ソレト同時ニ善後策ハ相當ニ講ジタ、是ガ爲ニ今財界ニハ何等ノ惡影響ヲ惹起シテ居ラヌノデアリマス、ト片岡君ハ斷言致シテ居ラヌデアリマス、其後段段惹起シテ居ラヌ所デアハナイ、波瀾重疊日ニ益、大ヲ加ヘントスルガ如キハ、全ク片岡君ノ此説明ヲ裏切ツテ居ル所ノ現象ナリト認メザルヲ得ナイ、此點ニ付キマシテハ片岡君ノ十分責任アル今後ノ對策ヲ吾々ハ承ラナケレバナラヌ、今ニナツテハ唯、單リ片岡君ノ責任ヲ責メタバカリデアハイカヌト思フ、片岡君一人ハ海ニ輕イモノデアアルケレドモ、日本ノ經濟界、十萬ノ預金者、一億五六千圓ノ其預金、是ガ爲ニハ中ニハ生死ヲ賭スルヤウナ不幸ナル者モ起ツテ來ルカモ知レナイノデアアル、是等ノ社會的關係ヲ考察スル時ニ、是ハ單ニ片岡君、若槻君バカリヲ責メテ自ラ快トスル如キハ、國民ニ對シテ相濟マヌデアアラウト思フ、隨テ片岡君ヨリドウシテ今後之ヲ鎮靜ニ歸セシメルカ、之ニ付テ具體案ヲ承ランコトヲ希望スルノデアアル、今ノヤウニ單ニ抽象的ニ財界ハ動亂シナイ、攪亂ハサセナイ、今現ニ騒イデ居ナイト云フ抽象的ノ説明ダケデアアリマス、如何ナル方法ヲ以テ之ヲ防止スルカ、之ヲ救濟スルカ、之ニ付テ具體的ノ御説明ヲ承リタイノデアアル(拍手)片岡君ハ「一兩日中ニ財界ニ關スル所見ヲ詳細ニ互リ言明スベク、世上一切ノ疑惑ハ之ニ依ッテ一掃セラレベシ」ト云フコトヲ今日ノ新聞ニ出シテ居ル、今日ノ財界ノ有様ハ果シテドウデアアルカ、私ガ此處ニ申上ゲルマデモナイ、片岡君十分御承知デアアラウ、今

○堀切善兵衛君 諸君、此處數日來金融界ニ於キマシテハ甚ダ不穩ナル形勢ヲ呈シテ居リマシタガ、ソレガ今日ニ至リマシテ更ニ甚シキヲ加ヘタヤウニ私ハ考ヘテ居ル、之ニ對シマシテ大藏大臣ノ御意見ヲ承テ、國民ニ對シテ吾々ハ安心ヲ與ヘタイト考フルノデアアル、決シテ此事局ノ重大ニ鑑ミテ大藏大臣ノ所見ヲ肥羅剔抉シテ、サウシテ惡意ヲ以テ左様ナ質問ヲ致スト云フ考ハ毛頭ナイノデアリマス、是ハ能ク御諒承ヲ願フテ置キタイノデアアル、今日ノ各新聞ヲ見マスト云フト、大藏大臣ハ財界ノ此波動ニ對シ、一片ノ注意ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、是ハ各新聞ニ出テ居リマスガ、私ハ國民新聞ヨリ之ヲ指摘致シマス、財界恢復ニ資スベク立案セラレタル震災手形關係法案ニ對シ、圖ラズモ之ヲ政治化スルモノアルニ至リ、爲ニ同案通過ニ關シ、人心動搖スルニ至リタルハ余ノ最モ遺憾トスル所ナリ先ヅ斯様ニ申サレテ居ル、苟モ政府ガ(發言スル者多シ)諸君

日ノ此經濟界ノ狀況ヲ目ノ前ニ控ヘテ、一兩日中ニ何トカ言明スベシト云フコトハ、何タルハ是非常識ノ事デアアルカ、斯様ナ呑氣ナ考ヲ持テ居レバコソ、益、此波動ガ大ナラントスルノデアアル、今日只今直ニ如何ナル對案ヲ以テ之ヲ處理シテ行クカト云フコトニ付テ、丁寧ナル御説明ヲ私ハ希望致スノデアアル、此説明ヲ聽イテ尙ホ私ハ更ニ御伺フ致スカモ知レマセヌ(拍手)

○議長(粕谷義三君) 片岡大藏大臣(國務大臣片岡直温君登壇)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス
○國務大臣(片岡直温君) 只今ノ堀切君ノ御質問ニ對シマシテ御答ヲ申上ゲマス、昨今二三ノ銀行ノ休業ヲ致スコトニ相成リマシタ状態ニ對シマシテハ、千萬遺憾ノ至リニ存ジテ居リマス、此點ニ對シマシテハ政府ハ責任ヲ以テ全力ヲ盡シテ安定ヲ圖リマスル積リデアリマス、又圖リツ、アルノデアリマス、日本銀行モ亦——即チ中央銀行タル日本銀行モ亦此趣旨ニ依リマシテ最善ノ努力ヲ致シツ、アルノデアリマス、此點ニ付キマシテハ言葉ハ簡單デゴザイマス、ガ、今申上ゲマシタ政府並ニ日本銀行ノ協力ヲ以テマシテ、此財界ノ安定ニ對シマシテハ全力ヲ盡ス積リデアリマス、又盡シツツアリマス、目下財界ノ状態ニ於キマシテハ今御述ニナリマシタコトニ對シ、私ノ意見ヲ申上ゲルト云フガ如キコトハ、却テ安定ヲ圖ル所以デナイト思ヒマス、即チ前段申上ゲマシタ趣旨ヲ御取リ下サレマスルコトヲ切ニ希望致シマス

○議長(粕谷義三君) 堀切善兵衛君(堀切善兵衛君登壇)
○堀切善兵衛君 只今片岡君ヨリノ御答辯ヲ承リマシタガ、左様ナ意味ノ御答辯モアルカト思ヒテ私ハ豫メ念ヲ押シタ、左様ナ抽象的ノ御答辯デハ吾々ハ満足スルコトハ出来ナイト云フコトヲ申上ゲテ置イタ、果シテ斯ノ如キ——政府ハ何ト申サレマシタ、責任ヲ以テ全力ヲ盡シテ安定ニ努メル、日本銀行モ亦最善ノ努力ヲヤル、斯様ナル

コトヲ今日マデ片岡君ハ何回之ヲ繰返サレタノデアリマス、全然其效果ハ現レテ居ナクテ益、惡クバカリナルカラ、左様ニ抽象的ノ御言葉デハ吾々ハ満足スルコトハ出来ナイト申スノデアアル、具體的方法ニ依テ——是レ——ノ具體的ノ方法ニ依テ救済シツツアルト云フコトヲ承ラナケレバ、國民ハ決シテ安心スルコトハ出来ナイノデアアル、ソレカラ終リニ臨ンデ、自分ガ何カ意見ヲ述ベルト云フト財界ヲ安定セシメズシテ、却テ之ヲ紊サヤウニ考ヘラレルカラ意見ヲ述ベヌト云ハレタガ、國務大臣トシテ何タル考デアアルカ、國務大臣トシテ日本ノ經濟界、財政界ニ對シ意見ヲ述ベルノガ、財界ヲ紊ルガ如キコトヲ自ラ御認ニナツテ居ル以上ハ、諒ク此責任ヲ執リテ野ニ下ツテ、國民ニ對シ之ニ申譯ヲ爲サルノガ立憲政治家トシテ當然ノ處置デアアルト考ヘル、重ネテ片岡君ニ對シ、之ニ對シ如何ナル御考ヲ御持チニナルカラ御尋ネ申サントスルノデアリマス

(發言者多シ)
○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス、只今ノ堀切君ノ重ネテノ御質問ニ對シテハ、御答辯ガナイヤウデアリマス、尙ホ茲ニ東武君ヨリ質疑ノ通告ガアリマス之ヲ許シマス、(東武君登壇)
○東武君 今回ノ財界ノ動搖ハ、私共最近數十年間嘗テ見ナイ我が經濟界ノ一大不安ノ事實ヲ現出シタト考ヘテ居ル(拍手)(發言者多シ)
○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス
○東武君(續) 大正七年ニ寺内内閣ノ當時ニ於キマシテ、米ノ暴騰ガアリマシテ、仲小路農務大臣ガ米價調節ヲ誤ツタガ爲ニ、遂ニ東京京阪地方ニハ、米騒動ト稱スル燒打事件ガ起リコトガアリマス、私ハ此時ニ於キマシテ、此燒打事件ナルモノハ我が帝國ニ上ニ於テ非常ナ不詳事デアルト考ヘテ居リマシタガ、寺内内閣ハ直ニ責任ヲ執リマシテ、總辭職ヲ致シテ、遂ニ此騒動ハ安定致シタノデアリマス(拍手)今日ノ此財界

動亂ハ、アノ當時ノ米ノ暴騰ヲシテ、生活ガ困難ヲシタト云フ以上ノ、非常ナ帝國ニ深刻ノ影響ヲ與ヘテ居ルモノト吾々ハ考ヘテ居ル(拍手)殆ド私ハ茲ニ巨額ナ事ヲ申スコトハ憚リマスルケレドモ、帝都ニ於キマシテ相當ナ銀行ガ毎日將棋倒シニナルト云フヤウナコトハ、我が帝國ノ財界ノ中ニハ、嘗テ無イ非常ナル不詳ナル事件デアルト私ハ考ヘテ居ル(拍手)此事ノアルコトハ只今堀切君ガ質問ヲ致シマシタノデアリマスルガ、震災手形ト云フス様ナ不純ナル法律ヲ出シテ、而モ之ヲ議會ニ說明セズ、漸次是ガ明ニナルト云フト、社會上思想上ニ大影響ガアツテ、遂ニ——ト云フコトヲ、私ハ其當時ニ於テ斷言シテ居ルデアリマス(拍手)此壇上ニ於テ私ハ豫メ斯様ナ言葉マデ申シテ居ル(拍手)「——ト何ダ」ト呼フ者アリ)起リマス、斯様ナ不純ナル法案ヲ無理箱ニ通スナラバ、國家ニドノヤウナコトガ起ルカ、アナタ方ハ考ヘテ見タコトガアルカ(拍手發言者多シ)
○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス
○東武君(續) 斯様ナ偏頗ナ二三ノ政黨ヲ二億方圓以上ノ巨額ヲ國民ノ血稅ヲ榨ツテ、斯様ナ不法ノ法案ヲ通スコト云フコトニナツタナラバ、國家ニドノ影響ヲ與ヘルカト云フコトハ、アナタ方ハ之ヲ考ヘルダケノ能力ガナイノデアリマス(拍手)
○議長(粕谷義三君) 東武君……
○東武君(續) 諸君ニ御斷リ致シマス、私ガ只今申シマシタ——ト云フコトハ、議長ノ注意モアリマシタカラ、是ハ此處デ取消シテ置キマス、併シ私ハ危激ナ言葉ヲ弄スルヤウデアリマスルガ、私ハ其當時此演壇ニ立ツタ時ニ、既ニ左様ナ議論ヲ致シテ居リマシタガ、私ガ其當時此演壇ニ立ツタ時ニ、然ルニ此事ガ洵ニ不詳ナルコトデアリマシタガ、私ガ其當時此演壇ニ立ツタ時ニ、同様に事實ヲ今日來シテ居ルト云フコトハ何タル事デアリマセウカ(拍手)諸君ガ責任ヲ負ウテ斯様ナモノヲ不當ナル法案ヲ通シタト云フコトハ、諸君ガ全般ノ責任ヲ負ハナケレバナラヌノデアリマス(拍手)而シテ此法案ガ偶、動機トナリマシテ、片岡大藏大

臣ハ是ガ政治化シタト斯様ニ言テ居ル、是ハ堀切君ノ言ウタヤウナコトデ、多ク説明ヲスル必要ハナイガ、帝國議會ニ提案シタモノガ是ガ政治問題デナクシテ何ガ政治問題デアアルカ、是ハ殆ド説明ヲ要シナイ(拍手)是ハ申上ゲマセヌガ、私ハ此財界ニ動亂ヲ生ジタ所ノ原因ハ何デアアルカト申シマスルト、此片岡藏相ガ震手法案ヲ議會ニ提出シテ、帝都五十何行ノ大小銀行ノ悉クガ震災手形ヲ澤山抱イテ居テ、サウシテ是ガ説明ヲスレバ直グ其銀行ガ倒レル、此五十幾ツノ銀行ハ皆不安ニ駈ラレテ、押セバ倒レ、吹ケバ飛ブヤウナモノデアルト云フコトヲ屢、此壇上ニ於テ説明ヲ致シタト云フコトガ、財界ニ動亂ヲ與ヘタ原因デアアルノデアリマス(拍手此時發言者多シ)
○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス
○東武君(續) 諸君、財界ハ極メテ機微中間ニ動クモノデアリマスルガ、斯様ナ問題ヲ以テ毎日答辯ハ、今日言フタコト、明日言フコト、常ニ言フ左右ニシテ、殆ド曖昧ナル事ヲ言フテ、唯、財界ガ不安ニナル、財界ヲ安定スル、是ガ通ラナカッタナラバ、財界ハ非常ナ恐慌デモ起ルベキコトヲ以テ一種ノ脅喝ヲシテ、サウシテ吾々ニ臨ンダト云フコトガ、此財界動亂ノ原因ヲ成シタノデアリマス(拍手)私ハ先日此所ニ片岡藏相ノ責任ヲ論ズル時ニ於キマシテ、此財界動亂ノ責任ハ、吾々在野黨デナクシテ、此全般ハ現政府ノ責任デアルト云フコトヲ私ハ豫メ言フテ居、タノデアリマス、然ルニ今日ハドウデアリマスカ、アノ時ハ渡邊銀行一ツノ破綻ニ止ツタノデアリマスガ、ソレニ引續イテ、或ハ中井銀行デアルトカ、或ハ其他ノ中津銀行ト云フヤウナ風ニ、各所ニ飛火ヲシテ來テ、益、蔓延ヲシタト云フコトハ、是ハ私ガ其當時演說ヲシタコト以上ニ段々傳播ヲ致シタト云フコトハ、是ハ何人ノ責任デアルト御考ヘ爲サルノデアリマスカ、私ハ大藏大臣ノ此無責任ナル言動ガ、斯様ナコトニナリ至、タト云フコトハ、殆ド一點疑フベキモノガナイト考ヘテ居リマス(拍手)而シテ此財界ノ安定ヲスルノニ

ハ、如何ナル對策ガアルカト云フコトヲ私ハ御尋スルノデアリマス、此所デ大藏大臣ハ毎日銀行局長、日本銀行ノ人、或ハ其他井上準之助君デアルトカ云フヤウナ在野ノ有志者ヲ集メテ、此對策ヲ協議爲サシテ居ルト云フコトデアアル、斯様ナ待合ヤ秘密ノ間ニ、斯様ナ事ヲ論議シテモ畫策シテモソレデハ財界ハ安定致シマセヌ、若シ財界ヲ安定シヤウト云フナラバ、大藏大臣ガ堂上トシテ此議會ヲ通ジテ、國民ニ斯様ナ理由デアアルカラシテ、財界ハ安定スベキモノデアルト云フコトヲ言明致スト云フコトハ、是ヨリ以上ノ良案ハナイト考ヘテ居ルデアリマス、然ルニ片岡大藏大臣ハ、此壇上ニ於テ、斯ル明白ナ事實ニ向テ天下ニ公言スルコトヲ致サヌト云フコトハ、是ハ何テタルコトデアリマセウカ(ヒヤヒヤ)、拍手)大藏大臣ハ此所ニ於テ堂々ト所信ヲ披瀝シテ、此財界ノ安定ヲ爲スト云フコトノ責任ヲ、此議會ノ壇上ニ於テ國民全般ニ知ラヌト云フコト、是ヨリ良案ハナインノデアリマスガ、之ヲ避ケルト云フコトハド云フ理由デアアルカ、之ヲ御伺シタリ、又モウツハ此動搖ハ昨今ノ所ニ於キマシテモ、吾々ノ知り得ル範圍ハ餘程廣イノデアリマス、是ガ何處マデ波及スルカ、殆ド燎原ノ火ノ如キコトノナイコトヲ、私ハ期待致スノデアリマス——期待ヲ致スノデアリマスガ——無イコトヲ吾々ハ期待ヲ致スノデアリマスガ、大藏大臣ハ是ヨリ以上ニ、最早安定ヲ致スト云フコトノ見境ガ付イタノカ否カト云フコトヲ私ハ御伺致スノデアリマス、而シテ最早財界ハ安定スベキモノデアルト云フコトヲ、私ハ大藏大臣ニ此壇上ヨリシテ御説明ヲ願ヒタイト考ヘテ居ル、ソレガ出來ルカ否ヤ、其點ヲ御伺致シタイ、第一點ハ是デアリマス、第二點ハ、斯様ナ事實ハ私ハ非常ナ不祥事デアアルガ、斯様ナ不祥事ヲ現出シタ責任ニ對シテ、大藏大臣ハ此責任ヲ自覺スルヤ否ヤト云フコトヲ、極メテ明瞭ニ御答ヲ戴キタイノデアリマス、(拍手)此二點ヲ御伺シテ此壇ヲ下ル次第デアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 片岡大藏大臣(發言スル者多シ) 靜肅ニ願ヒマス
〔國務大臣片岡直溫君登壇〕
○國務大臣(片岡直溫君) 只今東君ノ御質問ニ御答ヲ申上ゲマス、先刻堀切君ノ御質問ニ御答致シマシタ如ク、政府ハ責任ヲ持テ全カテ舉ゲテ財界ノ安定ヲ期スルヤウニスルト、斯ウ申上ゲタ、言葉ハ簡單デアリマスガ、確ニハキリ致シテ居ル答デアリマス(拍手)而シテ……
〔此時發言スル者アリ議場騒然〕
○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス
○國務大臣(片岡直溫君)(續) 日本銀行モ亦此政府ノ趣旨ト同一方針ヲ以テ安定ニ努メル——努メツ、アル、斯ウ申上ゲタノデアリマス、此以上ノコトヲ免ヤ角申上ゲマスコトハ、今日ノ經濟界ニ於テハ却テ私ハ宜シクナイト思フ(拍手)東君ハ私ノ今ノ答辯デハ御不満足デゴザイマセウカ、財界ノ實情ヲ深く御下サレマシテ、只今ノ所ニ於テハ此程度デ御辛棒ヲ願ヒタイノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 田崎信藏君
○東武君 議長——議長
○議長(粕谷義三君) 田崎君一寸御待テ下サイ——東武君
〔東武君登壇〕
○東武君 私人質問ニ對シテハ、全ク不得要領デアリマシテ、何等得ル所ハアリマセヌ、斯様ナコトハ毎日委員會等ニハ承テ居リマス、今更此壇上ニ私ハ更ニ質問ヲスル必要ハナイ、財界ニ對シテハ最善ノ努力ヲ拂ヒ、財界ノ動搖ヲ防グト云フヤウナコトハ、度々此壇上ニ於キマシテモ豫算總會ニ於テモ毎日承テ居ル、唯、今日ノ具體的ノ事實ニ付テ、財界ガ安定ヲスルヤウナコトニ付テ、大藏大臣ノ所信ヲ伺ヒタイト云フノデアアルガ、其所信ヲ聽クコトヲ得ザリシコトヲ遺憾ニ考ヘル、遺憾ニ考ヘルガ、恐ラク此財界ヲ安定スル所ノ具體的ノ案ハナイデアラウト私ハ考ヘテ居ル(拍手)若シ左様ナ信任ガアリ、若シ左様ナ信用ガアル大藏大臣デアラナラバ、今日マデ斯様ナ財界

ノ動搖スルヤウナコトハ斷ジテ無イノデアリマス(拍手)此大藏大臣ガ就任スル當時ヨリシテ財界ノ識者、若クハ世間ノ具眼者ハ片岡大藏大臣ガ就職スレバ、何カ財界ニ仕出カスドラウト云フヤウナ不安ハ、大藏大臣就任當時カラシテ、財界ノ一ツノ不安トナツテ居タノデアアル(拍手)大藏大臣就任スルト同時ニ、直ニ骨董物ナドノ御賣拂ヲ致シテ、サウシテ御用商人其他ノ政商ニ骨董物ナドヲ賣ルヤウナ大藏大臣、左様ナ大藏大臣ハ、一國ノ財政ヲ信任スルニ足リナイト云フヤウナコトヲ、當時識者ハ皆考ヘテ居タノデアアル、第一ノ私ノ質問ニ對シテ大藏大臣ハ責任ヲ負フカドウカト云フコトヲ私ハ御伺シタ、之ニ對シテ十分明快ナル御答辯ヲ伺フコトガ出來ナイノデアリマス、私ハ強テ大藏大臣ニ對シテ信任ヲ問フト云フヤウナコトヤ、或ハ引責辭職ヲ勸告スルト云フヤウナコトハ致シマセヌガ、此財界ノ安定スルノニハ、如何ナル方針ノ下ニ於テヤルカト言ヒマシレバ、私ノ考フル所ニ依レバ——衷心ヨリ私ハ我が財界ノ爲ニ考フル所ヲ卒直ニ申上ゲマシレバ、甚ダ非禮デハアルカモ知ラヌガ、現内閣ガ直ニ總辭職ヲスル、大藏大臣ガ直ニ引責スルト云フコトニ於テ、財界ハ直ニ安定スルト云々ハ考ヘテ居ル(拍手)此大藏大臣ガ就任シテ、言フ左右ニ托シテ、尙ホ自己ノ諱辯ヲ弄シテ彌縫スルト云フヤウナコトヲ致シテ、致セバ致ス程財界ノ安定ヲ缺イテ、財界ヲ不安ニ陥ル、虞ガアルノデアリマスルカラ、内閣總辭職ヲスルト云フコトノ其前提ニ於テ、片岡大藏大臣ガ財界動搖ノ責任ヲ負フテ、直ニ辭職ヲスルト云フコトニナレバ、此財界ハ翌日カラ一天平靜ノ如クナルト私ハ考ヘテ居ル(拍手)此點ニ於テ片岡大藏大臣ハ責任ヲ——端的ニ責任ヲ負フト云フコトノ御覺悟ガアルカ無イカト云フコトヲ私ハ伺フノデアリマス

〔答辯ノ必要ナシ〕「答辯ヲシナイカ」ト呼ビ其他發言スル者多シ
○議長(粕谷義三君) 東君ノ重ネテノ御質問ニ對シテハ大藏大臣ノ答辯ガアリマセ

ス、故ニ更ニ二次ノ通告者ニ許シマス、田崎信藏君
〔田崎信藏君登壇〕
○田崎信藏君 私ハ先刻政友會ノ堀切君ノ御質問ヲ承リ、大藏大臣ノ御答辯ヲ承リ、大藏大臣ノ御答辯ニ對シマシテ一二質疑ヲ致シタイノデアリマス、過日本院ヲ通過致シマシテ、只今貴族院ノ委員會ニ於テ可決サレマシタ所ノ震災手形法案ハ、我國ノ財界ノ安定ヲ期スベキ法案デアルト大藏大臣ヨリ承テ居タノデアリマス、然ルニ今日我國ノ財界ハ如何ナル狀態ニ在ルカト云フコトヲ冷靜ニ考ヘマシレバ、銀行ハ休業致シ、支拂停止ヲ爲シタルモノハ、渡邊銀行ヲ初メ中井銀行、中澤銀行、八十四銀行、本日ハ村井銀行ガ營業停止ヲ致シタコトヲ本員ハ耳ニ致シタノデアリマス(左右田銀行モアル)「中野銀行モアルデヤナイカ」ト呼フ者アリ)マダ落テテ居ル所ハ只今御注意ヲ得マシタ如ク、其他ニ澤山アルカモ知レマセヌ、財界ノ安定ヲ期スベキ手形法案ガ、却テ我國ノ財界ニ不安ヲ招來セシメタコトハ、如何ナル皮肉デアアルカ、本員ハ唯、天ノ配意ハ恐ロシイモノデアルト云フコトヲ痛感スルモノデアアル(拍手)ソレハ何故デアルカト申シマシレバ、此震災手形法案ナルモノハ、何時ノ時ニ於テモ我國ノ現在ノ如キ經濟組織ニ於キマシテハ、斯様ナコトハ再三繰返サレルノデアリマス、其理由ヲ簡單ニ申シマシレバ、澤山ノ人々ヲ捨テ、置イテ、二三ノ人々ヲ常ニ救済スル所ノ我國ノ現在ノ資本制度ニ大ナル缺陷ガアルコトヲ、私ハ深く信ズルノデアリマス、震災ノ爲ニ非常ナ困難ヲ致シマシタ人々ニ對シテ、震災手形法案ナルモノヲ以テ日本銀行ガ一億圓ノ補償ヲ致スコトヲ政府ハ認メタ、然ルニ二年ヲ經過シ三年ニナラムトスル時ニ於テ、之ニ加フルニ、一億七百萬圓ノ大金ヲ一二政商ノ爲ニ此救済ニ充テタト云フヤウナコトガ世論ノ高イ所デアリマス、然ルニ此震災手形法案ノ救済ノ如キモノガ、過去ノ日本ノ經濟上ノ實際、政治上ノ實際カラ申シマシレバ、再三繰返サレテ

七四九

居ルコトヲ、本員ハ最モ遺憾ニ思フノデア
リマス、私ハ此問題ニ付テ免ヤ角、今此處
デ申スノデアアリマセヌガ、此震災手形法
案ガ其宜シキヲ得ザルコトハ、提案其時ニ
方法ヲ過チ、又大藏大臣ノ説明其モノガ不
十分デアッタカラデ、大藏大臣ガ詳細ニ其
内容ヲ説明スルナラバ、衆議院ヲ通過シ、
又貴族院ヲ通過スルコトハ、敢テ私ハ不
議ヲ持タナイノデアリマス、然ルニ僅ノ言
葉ノ行違ヒヨリシテ今日ノ如ク經濟界ノ恐
慌ヲ來シタコトハ、本員最モ遺憾トスルモ
ノデアリマス、此震災手形法案ガ未ダ貴族
院モ通過シナイ時ニ於キマシテ、財界ノ恐
慌ヲ來シ、其預金ノ金額一億五千萬圓デア
ルサウデアリマス、又預金者モ十萬ノ上ニ
アルト云フコトヲ耳ニスルノデアリマスガ
私ハ此預金者ノ救済ノ爲ニ大藏大臣ニ問フ
ノデアリマス、一億五千萬ノ大金ヲ銀行ニ
預ケタ十萬ノ預金者ハ、帝國議會ガ開會中
デアリマスガ故ニ、セメテモ議會ニ於テ
此救済具ガ具體化サレモトシテ、或ハ
衆議院又ハ貴族院ニ期待スル所大ナリト私
ハ思フノデアリマス、然ルガ故ニ衆議院ノ
使命トシテハ、大藏當局ヲイケナキモノハ、
イケナキモノトシテ、叱咤スルモ宜シイ
鞭撻スルモ宜シイガ、若シシテ此震災手形
法案ガ衆議院ニ於テ通過シタル後ニ於テ、
貴族院ニ於テ少シク紛糾ガアルト云フコト
ヲ利用シテ、之ヲ政治問題ニ致シテ煽動ス
ルガ如キ者アリト致シマスレバ、預金者コ
ソハ實ニ迷惑ヲスルノデアリマス(拍手)私
ハ今申シマシタ如ク、一億五千萬ノ大金ヲ預
金致シタ十萬餘ノ人々ハ、此銀行ガ仕舞停
止ヲ致シタ爲ニ、如何ニ精神的、物質ノ
苦痛ヲ感ジテ居ルカヲ考慮致ス時ニ於テ、
衆議院ハ慎重ニ總テノ事ヲ冷靜ニ考慮シ
テ、我國ノ財界ノ爲ニ救世主トナルコトガ
當然デアラウト思フノデアリマス(拍手)然
ルニ前刻ヨリノ質疑ヲ承レバ、大臣ノ責任
ヲ問フト云フノデアリマスガ、私ハ此救済
策ヲ先ニスルコトガ本院ノ使命デアラハセ
ナラヌト思フノデアリマス(發言者多シ)冷
靜ニ御聽クナサイ吾輩ニハ眼中政黨モナク

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

レバ、感情モナイ、冷靜ニ私ハ問ハントス
ル者デアル、若シ政友會ノ諸君ガ彌次ラレ
ルト、昂奮居士ハ昂奮致シテ、脱線措ク能
ハザル爲、諸君ハ迷惑スルデアラウト思フ
者デアリマス(拍手)此問題ガ社會問題デア
ルト掘切君ノ言ハレル如ク、私ハ此問題ハ
重大ナル人道問題デアラネバナラヌト思フ
ノデアリマス、私ハ常ニ此事ヲ口ニスル者
デアリマスルガ、政治ヲ以テ民ヲ殺スト云
フ該ガアリマス

シテ、我が國下ノ警切ノ重大問題デアリマス、食糧政策ヲ解決セントスルモノデアリマシテ、即チ被害水田改良事業ノ施行ニ要スル資金タル助成金並ニ貸與金ノ財源ヲ食糧債券ノ發行ニ依リテ得ントスルモノデアリマス、一億圓ノ債券ノ發行ハ、一見巨額ノヤウデアリマスガ、外米一箇年ノ買入額ノ半分ニモ足リマセヌ金額デアリマシテ、改良事業ニ依リテ一箇年一千二百萬石乃至一千八百萬石ノ増加ノ確信ヲ得ルト云フ點カラ見マシタナラバ、洵ニ些少ノ金額デアリノデアリマス、詳細ハ何レ委員會ニ於テ申述ベマスガ、何卒慎重審議御協賛ヲランコトヲ願ヒマス

○議長(粕谷義三君) 本案ニ對シテハ何等發言ノ通告ハアリマセヌ
○井本常作君 本案ハ星康平君外二名提出被害水田改良事業助成法案ノ委員ニ併セテ付託セラレシコトヲ望ミマス
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十、地租條例中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——熊谷五右衛門君

第十 地租條例中改正法律案(熊谷五右衛門君提出) 第一讀會

地租條例中改正法律案
地租條例中左ノ通改正ス
第十三條ノ二左ノ一項ヲ加フ

前項ニ依リ地租ヲ徵收セラレザル場合ト雖特別地租ヲ納ムル者ニ對シテハ他ノ法令ニ於ケル納稅義務要件ニ依テハ其納稅額ヲ以テ之ヲ本法ニ依リ徵收セラレタルモノト看做ス
〔熊谷五右衛門君登壇〕

○熊谷五右衛門君 只今上程ニナリマシタ地租條例中改正法律案ノ理由ヲ一言申述ベマス、本案ハ昨年制定ニナリマシタ自作農地租免除ニ關スル問題デアリマシテ、地租ヲ免除シマスル爲ニ

〔粕谷議長議長長席ヲ退キ小泉副議長代リ著席〕

今後陪審員ノ資格ヲ先アコトニナシテ來タデアリマス、仍テ此資格ヲ與ヘンガ爲ニ、此改正ヲ致スノデアリマスガ、詳細ハ委員會ニ於テ申述ベマスルデ、何卒皆様ノ協賛ヲ望ム次第デアリマス
○井本常作君 本案ハ土屋清三郎君提出、明治六年地租改正條例ニ依ル土地丈量立替費用償還ニ關スル建議案外二十件ノ委員ニ併セテ付託セラレシコトヲ望ミマス
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十一及第十二ヲ一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十一、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案、日程第十二、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案ヲ一括シテ議題ト致シ、各提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——荒川五郎君

第十一 朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案(荒川五郎君外十名提出) 第一讀會

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案
第一條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項ノ場合ニ於テ拂込資本金ニ對スル利益ノ百分ノ二ヲ限度トシ會社ノ每營業年度ニ於ケル利益ノ二分ノ一ハ之ヲ利益金ヨリ控除ス

第十二 朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案(本田義成君外二名提出) 第一讀會
朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案
第一條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項ノ場合ニ於テ拂込資本金ニ對スル利益ノ百分ノ二ヲ限度トシ會社ノ每營業年度ニ於ケル利益ノ二分ノ一ハ之ヲ利益金ヨリ控除ス
〔荒川五郎君登壇〕

○荒川五郎君 諸君朝鮮ニ於ケル鐵道ノ問題ハ、唯、單ナル交通機關ノ問題ナラズ、殖産興業其他全般ノ進歩發達ニ重大ノ關係アルハ申スマデモアリマセヌガ、朝鮮ニ朝鮮ニ於テハ其重大モノニ於テモ、更ニ特段ノ意義ヲ有シテ底少マシテ、朝鮮統治ノ問題ハ、實ニ帝國ノ存立及東洋ノ平和ノ爲ニ、最モ大切要事デアリマス、若シ一歩ヲ誤リ、又一日ヲ緩クセバ、其被ムル不幸損害ハ測リ知レナイ程デアリマス、既ニ是マシモ警備其他事有ル毎ニ、多大ノ失費ヲ要シテ、而モ其受テシ直接間接ノ打撃損害ハ如何程デアリマシタカ、即チ一方ニハ有賴ハ施設ヲ借シテ、他方ニハ多大ノ死金ヲ使カテ居ルコトハ少クナクデアリマス、而シテ其朝鮮統治上第一ニ施設スベキハ、是等交通機關デアリマス、中樞神經ノ指環ニ依リ、直ニ全般ニ活動ヲ與ヘ、又敏速ニ振呼應スルヤウニ、平常ノ準備ヲ要スルコトデアリマス、是レ前議會ニ於テ我々衆議院ガ空院一致致シ、朝鮮鐵道ノ普及促進ニ關シテ有力ナル建議ヲ致シタカバカクデアリマセヌ、極メテ重大ナル場合ノ外、苟モ是ガ要ヲ絶叫セラレタラシテ、(一)簡單ト呼ブ者アリ、海ニ天下何人も異論ナクイ所デアリマス、政府ハ本年度ヨリ十二箇年ニ亙リ、三億二千萬圓ヲ投ジテ、朝鮮ニ於ケル國有鐵道八百六十哩ノ敷設計畫ヲ提案セラレテ、本院ハ既ニ協賛ヲ與ヘタモノデアリマス、三億二千萬圓ト云ヘバ相當巨額ノヤウデアリマス、併シ此大使命ノ上カラ言ヘバ、マダ、十分トハ言ヘナイガ、併シ財政ノ現況ニ顧ミマシテハ、今日ノ狀況デハ、政府トシテハ大英斷トシテ吾等ハ此計畫ヲ多トスルモノデアリマスガ、是ト同時ニ民間ニ於テモ私設鐵道ノ進捗ヲ圖テ、政府民間一致シテ是ガ目的ヲ達成スルコトニ努力セバナリマセヌ、政府ノ此大計畫ニ伴フテ、民間施設ガ各方面ニ起シ、首尾一貫セバ、此政府大算算ノ計畫モ其效果ヲ殺グトク少クナイデアリマス、

ソコニ此政府計畫ニ伴フテ、内地其他ヨリ是等資金ヲ誘致スルノ方法ヲ立ツルコトハ、最モ必要ヲ感ズルデアリマス、然ルニ現行私設鐵道敷設法ハ、内地ノソレニ比シテ一見保護ガ厚イヤウデアリマスガ、内地ノ補助法ハ建設費ニ對シテ五分ヲ與フルノ外、收益ノ二分ヲ限度トシテ補助ヲ加フルコトガ出來ルヤウニ、ソレガ資本本經營如何ニ依リテ、將來伸縮スベキ弾力性ヲ帶ビテ居リマス、此點ガ大ニ有利ニ出來テ居リマス、朝鮮鐵道ハ八分ノ釘附補助デアリマス、鐵道會社ハ損セヌ限リハ、會社登記ノ日カラ十五箇年、年八分ノ補助ヲ得テ居ルノニ、其株ノ價ハ多ク擡込ノ六七掛内外ヲ出ヌ狀況デアリマス、故ニ中途カラ株ヲ持ツ人ハ、利廻リガ割ニ三分ニモナリマス、發越擡込ノ者ハ其利ヲ得マセヌ、即チ企業家ヲ利セズシテ、株的資本家ヲ利スルニ止テ居リマス、ソレデハ折角ノ補助モ其效ヲ全クスル能ナイ憾ガアリマス、成ベク企業家ヲ誘ヒ、企業資本ヲ注入スルヤウニ、ソレヲ招來スルノ方法ヲ講ゼバナリマセヌ、出來タ株ヲ買フ者ヲ利スルヨリモ、株式ヲ擡込ノ有利ニナラシメバナリマセヌ、株式ニハ、其收益ノ二分ヲ限度トシテ、會社ノ營業ヲ獎勵スベク、政府ガ補助ヲ加算スルコトガ出來ル途ヲ開クコトガ必要デアリマス、斯クスレバ其配當ハ僅カ五分カ六分位ノ增加ニ止マリマスガ、株ノ價ノ上ニハ若シク弾力性ヲ生ジテ、會社ノ信用モ高マリ、今日高歩ノ社債又ハ借入金等ニ依リテ敷設シ延長シテ居ル現在ノ變態ナル經營方法ヲ改メテ、株式ノ擡込ヲ容易ナラシメ、擡込ニ依リテ事業ヲ漸次進捗セシムルコトガ出來マス、是ガ本改正案ノ要旨デアリマス、爲ニ幾分補助スル國費ヲ增加スルモ、其額ハ極メテ些々タルモノデアリマシテ、其結果ハ非常ニ多大ナルモノガアル、其影響スル所ハ極メテ重大デアリマス、殊ニ其爲ニ緩急呼應スルコトノ敏捷等ノ爲ニ、今日要シツ、アル警備等ノ政策的

ノ國費ハ漸次容易ニ之ヲ減ズルコトガ出來マス(簡單)朝鮮統治ノ目的ヲ達成シ、却テ國費ハ之ヲ減ズルノ利ヲ見ル所以デアリマス、故ニ本案ノ趣旨ハ國民全般ノ要望ニ依リ、又朝鮮統治ノ大目的ヲ舉グルニ最も適切ノモノト信ジマスルカラ、會期切迫ノ今日ナルモ、來議會ヲ待ツコトハ出來マセヌ、茲ニ各派一致ノ御贊同ヲ以テ提案致シテ次第デアリマス、何卒滿場諸君ノ御贊成ヲ希望致シマス、本案ハ荒川五郎一個ノ案デアリマセヌ、各派ノ案デアリテ責任アリマサルカラ、必要ノコトダケハ茲ニ辯明シナケレバナラナカッタ所以デアリマス

〔本田義成君登壇〕

○本田義成君 本案ハ荒川君ガ述ベラレタ案ト同一案デ、辯明ヲ申上ゲナクテモ、諸君ハ滿場御贊成ノコト、存ジマス、尙ホ又色々御質問ガゴザイマスレバ、委員會ニ於テ十分申上ゲマスカラ、ドウゾ滿堂御贊成アラシコトヲ願フテ置キマス(拍手)

○井本常作君 日程第十一、第十二ノ兩案ハ信大儀右衛門君外三名提出能代臨港線敷設ニ關スル建議案外三十一件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ希望致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシタリ 日程第十四信託業法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ委員長ノ報告ヲ求メマス 委員長若宮貞夫君

第十四 信託業法中改正法律案(牧野、良三君外二名提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一 信託業法中改正法律案(牧野良三君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和二年三月十七日

委員長 若宮 貞夫 衆議院議長 柏谷義三殿

〔若宮貞夫君登壇〕

○若宮貞夫君 本案特別委員會ハ前後二回開會審議ヲ致シマシテ、其結果多數ヲ以テ本案ハ可決セラレベキモノナリト決議セラレタノデアリマスガ、其經過ノ詳細ハ速記録ニ就テ御覽ヲ願ヒタイノデアリマス、此段御報告ヲ申上ゲマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シ再付託ノ動議ノ發言ノ通告ガ出テ居リマス 原夫次郎君

〔原夫次郎君登壇〕

○原夫次郎君 只今委員長カラ御報告セラレマシタル此信託法案ハ、委員會ニ於テ質問應答ヲ爲スコト一時間半ニシテ本案ガ解決セラレタノデアリマス、私ハ茲ニ此委員會ニ於テ可決セラレタル所ノ本案ヲ更ニ同一委員會ニ再付託相成ルベキモノト云フ動議ヲ提出致スノデアリマス(ヒヤ、贊成)

其理由ト致シマシテハ二點アルノデアリマス、一ツハ此信託法ナルモノハ極メテ重大ナル法律デアリマシテ、本案ハ其信託法ノ改正案デアリマスガ、提案者ノ述ベラレタル所ハ、主トシテ英米ノ信託法ヲ本ト致シテ居ルノデアリマス、併ナガラ信託法ノ改正案ト云フモノハ左程ニ單純ナモノデハナクシテ、前途我國ニ起ラントスル所ノ信託會社ナルモノガ、一致シテ我が民法ニ規定致シテ居ル所ノ遺言ノ執行者ニ此信託會社ガナラウト云フ改正案デアリマス、所ガ日本ノ遺言執行者ト云フコトニハ、英米ノソレト異ナシテ家族制度ヲ取テ居ル所ノ日本デハ、此事柄ハ極メテ重大ナル意義ヲ有スルモノデアリマシテ、先ヅ財產ノ整理以外ニ於テ、我が日本ノ遺言執行者ナルモノハ、或ハ視族會議ニ懸ケテ色々密接ナル親族相續ノ關係ヲ解決シナケレバナラヌ重大ナル責務ガアルノデアリマス、ソレヲ信託會社ガ英米ノ如ク、我が日本ノ家族制度ノ中ニ入テ包括的ノ遺言執行者ニナラウト云フ法案デアリマスルガ故ニ、私共ハ極メテ重

大ナル改正法案ト心得テ居ルノデアリマス、ソコデ此本案ガ第一回ニ於テ質問セラレマシタトキニハ、提案者タル牧野良三君ガ政府者ニ説明セラレ、又委員外ノ山内確三郎君ヲ同行シ來テ、此委員會ヲ質問セラレタノデアリマスガ、其提案者ノ質問、政府ノ應答ト云フモノガ僅ニ一時三十分間デ終了ヲ致シタノデアリマス、第二回ニ於テ私ガ質問スル順序ニ相成テ居タノデアリマスガ、是ハ私ハ提案者カラ依頼ヲ受ケテ何トカシテ此改正案ヲ我カ民法ト調和スルヤウニ活カシテ貰ヒタイト云フコトデ、其委託ノ下ニ私ハ質問ヲ發スルト云フコトニナツテ居タ所ガ、提案者カラ別ニモウ質問スルニ及バヌト云フ政友會側カラノ委員ガ頻ニ妨害ヲセラレタノデアリマス、ソコデ私ハ質問ヲ爲サナイコトニ致シタノデアリマス、ソレカラ第二ニハ此委員ガ甚ダ重大ナル失態ノアルコト、之ヲ理由ト致シマシテ、本案ノ如キ重大ナル法案ノ改正ニ當テハ唯提案者ダケノ言ヲ聽キ、而カシテ無難作ニ各派ノ交渉ヲ破ルト云フヤウナコトヲ致シテ、即決可決ヲスルト云フヤウナ委員再付託ノ動議ヲ出シタ所以デアリマス、ドウゾ御贊成ヲ願ヒマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 採決ヲ致シマス 原夫次郎君ノ再付託ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ望ミマス

〔贊成者 起立〕

○副議長(小泉又次郎君) 起立多數デアリマス、仍テ再付託スルコトニ決シマシタリ 日程第十五大正九年法律第五十六號中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長岡田伊太郎君

第十五 大正九年法律第五十六號中改正法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件) 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一大正九年法律第五十六號中改正法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件)(佐々木平次郎君外十五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和二年三月十九日

委員長 前田 米藏 衆議院議長 柏谷義三殿

〔岡田伊太郎君登壇〕

○岡田伊太郎君 茲ニ上程セラレマシタル大正九年法律第五十六號中改正案デアリマス、是ハ北海道ノ拓殖鐵道ガ十箇年デ補助期限ガ切レルノデアリマスガ、北海道ノ現狀ニ照シマシテ、十箇年ノ年限ニ之ヲ打切ルト云フコトハ到底拓殖鐵道ヲ普及スル所以デナイト云フコトデアリマシマス、之ヲ十五箇年ニ延期シテ載クノデアリマス、之ガ爲ニハ各派ノ協定ニ依テ提出セラレタル本案デアリマスガ、審議ニ當リマシテハ政府當局即チ鐵道内務兩省ノ政府委員ノ間ニ於キマシテ、慎重ニ種々ノ質問應答ガ交ハサレタノデアリマスガ、結果ハ政府ニ於カレテハ全然ノ同意デアリマセヌ、併シ委員會ハ滿場一致ヲ以テ之ヲ原案通り可決シタノデアリマス、何卒御贊成ヲ願ヒマス、詳細ハ速記録ニ依テ御承知ヲ願ヒマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クコトニ決シマシタリ

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○井本常作君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

大正九年法律第五十六號中改正法律案
(北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件)

第二讀會(確定議)

〔贊成〕異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長
報告通り可決確定致シマシタ

○井本常作君 殘餘ノ日程ハ延期セラレン
コトヲ望ミマス

〔贊成〕贊成ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ
御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決
シマス、明日ハ定刻ヨリ本會議ヲ開キマス、
其ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本
日ハ是テ散會致シマス

午後六時二十一分散會

衆議院議事速記録第二十八號中正誤

頁段 行 誤 正
七〇九 四三〇 採擇 採決
同 同 三二 請願 請求

